



世田谷区社会的養育推進計画 中間見直しの策定にあたっての考え方について (答申)

令和6年12月4日

世田谷児童福祉審議会



音声
コード

はじめに

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画（中間見直し）策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 世田谷区における社会的養育を取り巻く状況	3
1 児童相談所・子ども家庭支援センターの運営状況	3
（1）児童虐待相談の対応状況	3
（2）予防的支援の利用状況	4
（3）区の一時保護の状況	6
（4）一時保護委託の状況	6
（5）一時保護平均日数、一時保護所入所率の状況	6
（6）児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数	7
2 人口等	8
（1）区の人口の推移及び推計	8
（2）社会的養護のもとで育つ児童数	9
3 里親等の状況	10
（1）養育家庭の登録数及び委託児童数の推移	10
（2）ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移	10
（3）里親等委託率の推移	11
（4）養子縁組里親の登録数と特別養子縁組の推移	11
4 児童養護施設、乳児院の状況	12
（1）児童養護施設の入所児童数の推移	12
（2）児童養護施設の小規模化・地域分散化※の状況	12
（3）乳児院の状況	13
（4）個別的ケアが必要な児童※の入所状況	13
5 自立支援の状況	14
（1）進路状況	14
（2）せたがや若者フェアスタートの状況	14
6 アンケート調査結果からみえてきた子どもの状況	15
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 計画の理念・目指す姿	22
2 基本的な考え方	23
3 計画の進行管理	25
4 成果指標	26

第4章 世田谷区における具体的な取組み	27
体系	27
年齢別施策	28
1 子どもの権利擁護の取組みの推進	30
(1) 基本的な考え方	30
(2) 現状	30
(3) 課題	31
(4) 今後の取組みの方向性	31
＜資源の整備量＞	32
2 予防型の児童相談行政の推進	34
(1) 基本的な考え方	34
(2) 現状	34
(3) 課題	36
(4) 今後の取組みの方向性	36
＜資源の整備量＞	37
3 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善	38
(1) 基本的な考え方	38
(2) 現状と課題	38
(3) 今後の取組みの方向性	40
＜資源の整備量＞	41
＜資源（家庭支援事業）の需要量＞	42
＜資源（家庭支援事業）の確保量＞	42
4 一時保護の児童への支援体制のさらなる強化	43
(1) 基本的な考え方	43
(2) 現状	43
(3) 課題	44
(4) 今後の取組みの方向性	44
＜資源の整備量＞	45
◆子どもへのヒアリング ①一時保護所入所児童	46
5 パーマネンシー保障に向けた取組みの推進	48
(1) 基本的な考え方	48
(2) 現状	48
(3) 課題	49
(4) 今後の取組みの方向性	50
＜資源の整備量＞	50
6 里親等委託の推進	53
(1) 基本的な考え方	53
(2) 現状	53

(3) 課題	55
(4) 今後の取組みの方向性	56
<資源の整備量>	57
◆子どもへのヒアリング ②里子	58
7 児童養護施設等の機能強化	59
(1) 基本的な考え方	59
(2) 現状と課題	59
(3) 今後の取組みの方向性	61
<資源の整備量>	62
◆子どもへのヒアリング ③児童養護施設入所児童	63
8 社会的養護自立支援の推進	65
(1) 基本的な考え方	65
(2) 現状	65
(3) 課題	66
(4) 今後の取組みの方向性	66
<資源の整備量>	68
◆若者へのヒアリング ④児童養護施設退所者等	69
9 人材育成・人材確保	70
(1) 基本的な考え方	70
(2) 現状	70
(3) 課題	72
(4) 今後の取組みの方向性	72
<資源の整備量>	73

第5章 代替養育を必要とする児童数の再推計と確保量.....74

1 代替養育を必要とする児童数の再推計	74
(1) 令和7年から令和11年までの世田谷区の児童人口推計（0歳～17歳）	76
(2) 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）の再推計	76
(3) 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）の再推計	77
(4) 潜在需要の再推計	78
【潜在需要①】在宅指導中で施設等の利用が可能であったが、児童本人が希望しなかったことなどにより利用できなかった児童数（再推計）	78
【潜在需要の推計②（予防的支援による家庭維持の見込み数）（新規算定）】	79
(5) 代替養育が必要とする児童数の再推計【結果】	80
2 里親等委託率及び登録数の目標（見直し）	82
(1) 里親等委託率の目標値（見直し）	82
(2) 里親等登録数の目標値（見直し）	85
3 施設での養育が必要な児童数及び小規模かつ地域分散化の目標	87
(1) 施設で養育が必要な児童数（再推計）	87

（２）必要な施設定員数.....	88
（３）児童養護施設の小規模かつ地域分散化の目標.....	89

第6章 参考資料.....93

1 計画策定の経過.....	93
（１）世田谷区児童福祉審議会臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）による検討.....	93
【世田谷区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿】.....	94
（２）ヒアリング調査、アンケート調査.....	95
2 用語解説.....	96

第1章 計画策定にあたって

1 計画（中間見直し）策定の趣旨

平成28年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記されました。この理念のもと、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「社会的養護の課題と将来像（平成23年7月）」を全面的に見直し、市町村の子ども家庭支援体制や包括的な里親支援体制の構築など、平成28年改正児童福祉法の理念を実現するための工程と具体的な目標が示されました。

しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、令和2年度には20万件を超えるなど、依然として、子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。例えば、子育てを行っている母親が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」といったように孤立した状況に置かれていることや、各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されていない等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、令和4年6月に全会一致で成立した令和4年改正児童福祉法においては、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための支援の充実が示されました。

これに関連して、令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、令和6年度末までに、現行計画を全面的に見直し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとされています。

世田谷区においては、令和2年4月に特別区初となる区立の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指すことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

また、開設にあわせて、社会的養育を着実に推進するための体制整備に向けた区の基本的な考え方等を示すため「世田谷区社会的養育推進計画」を令和3年4月に策定し、令和6年度に進捗状況の検証、計画の見直しを行うこととしていました。

開設5年目を迎え、予防型の児童相談行政の構築を着実に図ってきた一方で、令和5年度の区の児童虐待相談対応件数は3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、さらなる支援の充実を図る必要があります。

この計画は、社会的養育の充実に向けた国の動向等を踏まえ、子どもの最善の利益の実現に向け、「家庭養育優先原則※¹」と「パーマネンシー保障※²の理念」にもとづき、支援が必要な子どもと子育て家庭を支える環境の充実を図るために、現行計画を見直し、世田谷区の社会的養育の推進に関する今後5年間の取組みをまとめた計画として策定するものです。

※1 家庭養育優先原則・・・地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、里親等への委託が困難な場合、できる限り小規模かつ地域分散化された施設への入所措置を行うようにすること

※2 パーマネンシー保障・・・永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

2 計画の位置づけ

この計画は、国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年4月策定）【計画期間：令和3～11年度】」の中間見直しとして策定するものです。

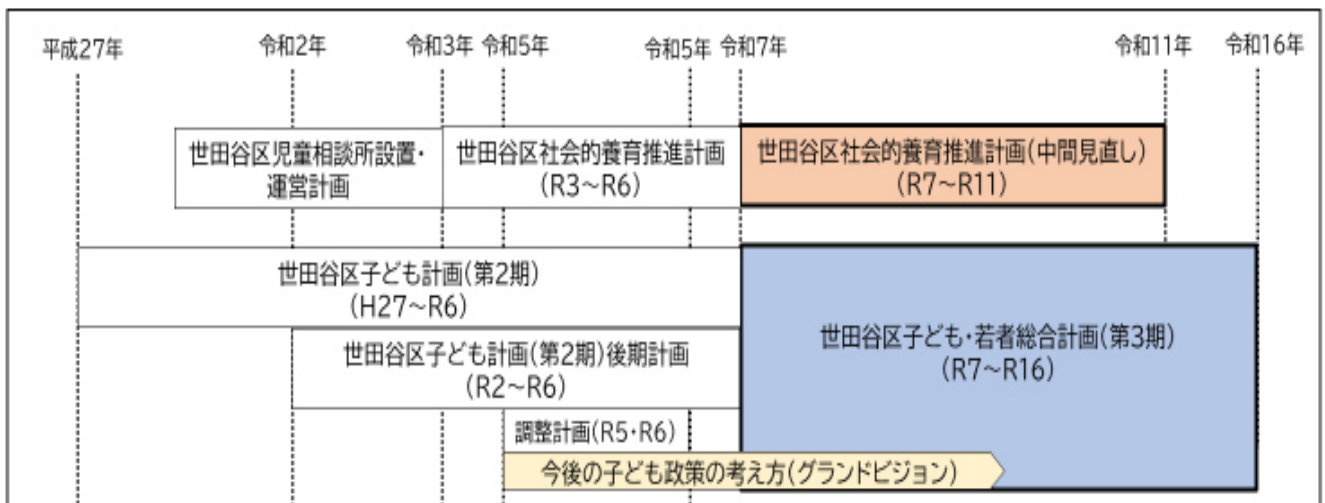
また、こども基本法の「市町村こども計画」に位置付けられている「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）【計画期間：令和7～16年度】」との整合性を図っています。

3 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

※「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、計画期間を定めています。

【計画期間】



第2章 世田谷区における社会的養育を取り巻く状況

1 児童相談所・子ども家庭支援センターの運営状況

(1) 児童虐待相談の対応状況

令和5年度における児童相談所及び子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は、それぞれ1,632件、1,617件となっており、区児童相談所開設前から比べると大きく増えています。特に、子ども家庭支援センターの増加が大きくなっています。

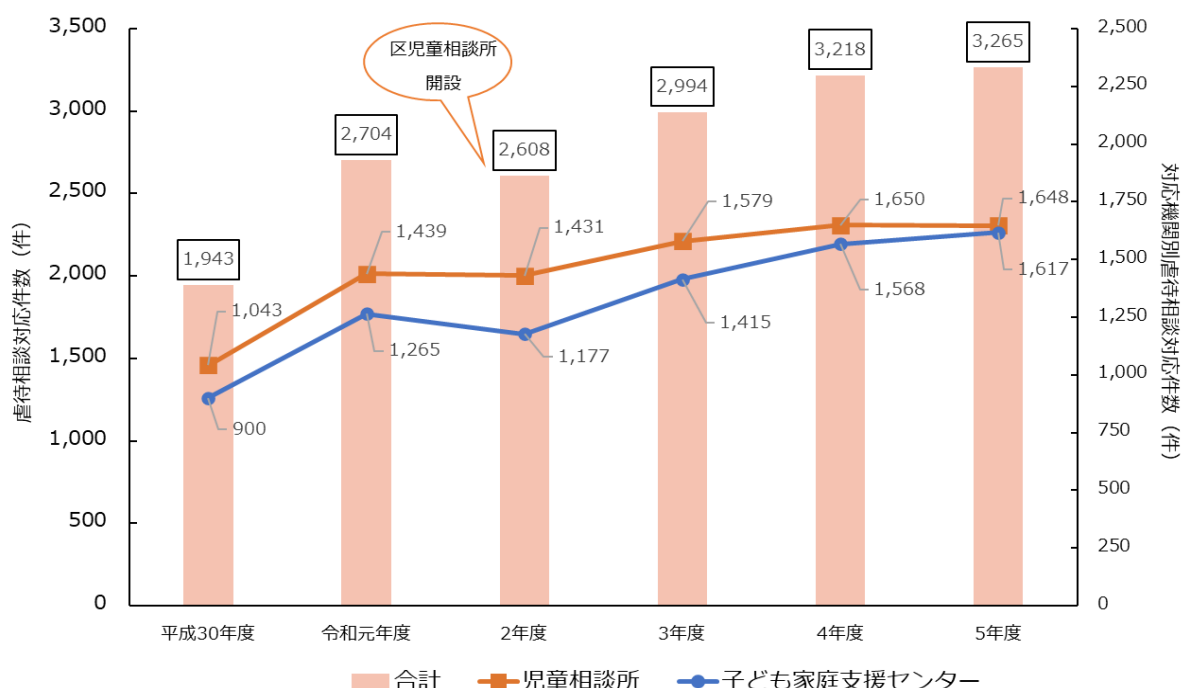
世田谷区児童相談所では、児童虐待通告窓口を一本化し、相談や通告を児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としています。

児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が子どもの安全確認等を行い、夫婦間葛藤や、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に子どもの安全確認を行い、必要に応じ早期の支援につなげています。

両機関が連携しながら、状況に応じた適切な支援を行っています。

時点 相談経路	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童相談所	1,043	1,439	1,431	1,579	1,650	1,648
子ども家庭支援センター	900	1,265	1,177	1,415	1,568	1,617
合計	1,943	2,704	2,608	2,994	3,218	3,265

※各月の新規対応件数を計上。不受理となった通告等は除く。(単位：件)



「世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告」より作成

【参考：児童相談所における虐待通告件数※の状況】

令和5年度に児童相談所に寄せられた虐待通告件数は、1,850件となっています。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度
虐待通告件数	1,856	1,825	1,878	1,850
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	371	333	305	249
区児童虐待通告ダイヤル「0120-52-8343」	482	403	339	279
警察署からの書類通告等	497	581	697	800
その他	506	508	537	522

(単位：件)

※「通告件数」と「対応件数」の関係は、「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」参照。

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

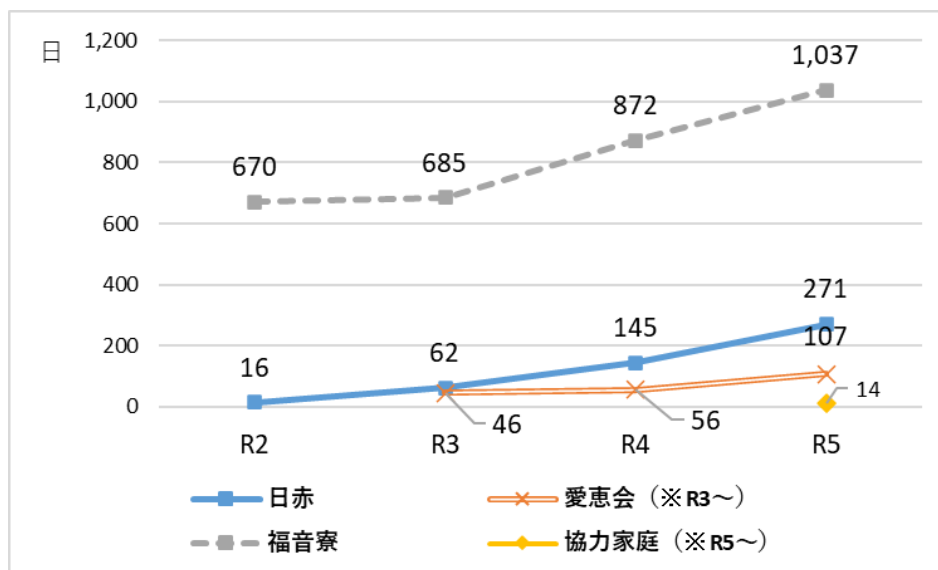
(2) 予防的支援の利用状況

子ども家庭支援センターの対応件数増加に伴い、児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援（在宅支援）の利用も増加しています。

子ども家庭支援センターや児童相談所において、支援の必要性を早期に把握し、家族の関係再構築に向けた、家庭への養育支援や環境改善を行っています。

また、子どもが在宅生活に復帰する際には、児童相談所と子ども家庭センターの協議により、適切な子育て支援メニューを選択して家庭に提供するなど、その後の支援につなげています。

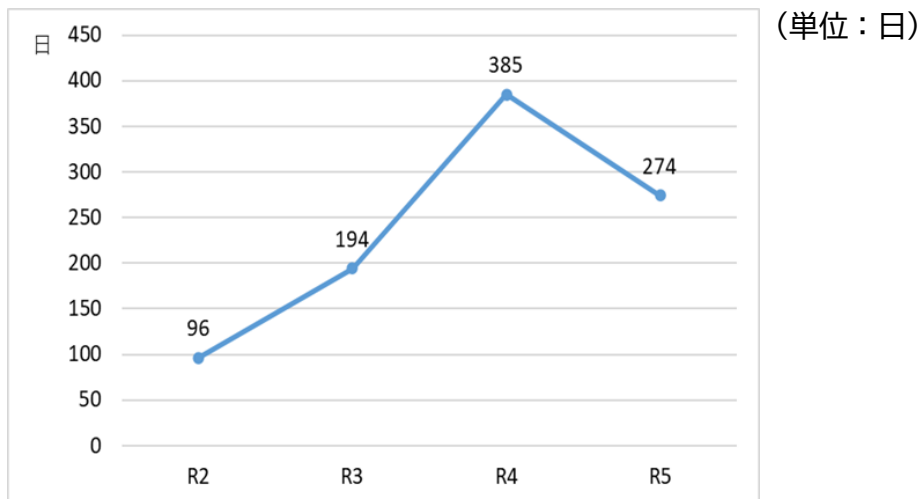
【赤ちゃん・子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）】



(単位：日)

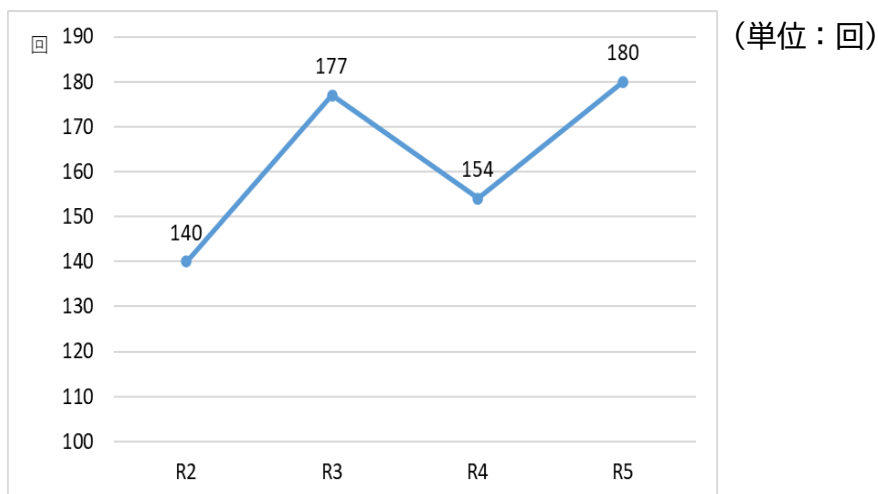
「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

【要支援ショートステイ事業（子育て短期支援事業）】



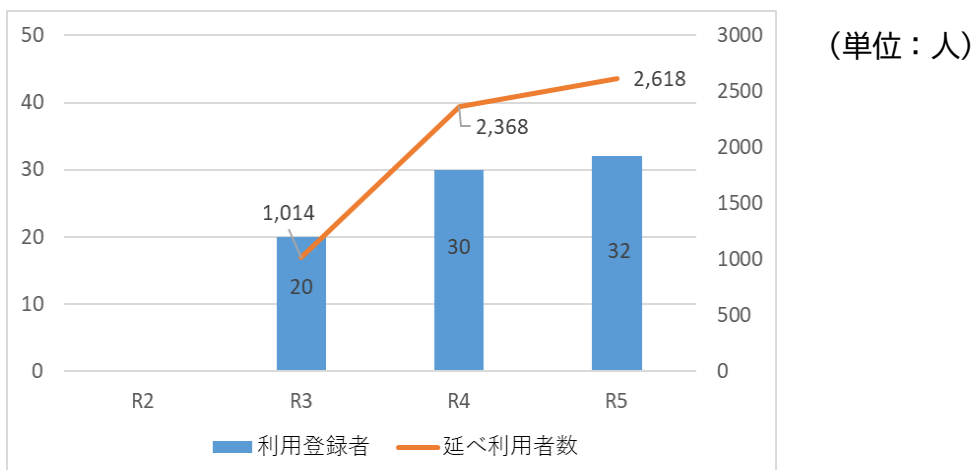
「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

【学生ボランティア派遣事業（子育て世帯訪問支援事業）】



「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

【子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業（児童育成支援拠点事業）】



「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

(3) 区の一時保護の状況

区児童相談所開設以降、開設当初を上回る保護実績があり、令和5年度における区の一時保護児童数は154人となっています。

近年は、面前DVや家族間葛藤等（心理的虐待）による警察からの通告件数が増えており、措置はせず、家庭の養育環境が改善されるまでの間、一時保護するケースも増えていることから、一時保護の件数が増加しています。また、親子再統合支援等により家庭復帰のケースを増やし子どもが家庭において養育されるよう取り組んでいます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	(単位：人)
新規保護児童数	145	123	155	154	
保護解除児童数	131	127	145	148	
年度末時点の 保護児童数	25	21	31	37	

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(4) 一時保護委託の状況

区児童相談所開設以降、里親・ファミリーホーム、医療機関への一時保護委託が多くなっており、令和5年度における区の一時保護委託回数は69回となっています。

(単位：延べ回数)

	令和5年度 一時保護委託 回数	他自治体 一時保護所	乳児院	里親 ファミリーホーム	医療機関	その他施設 (児童養護施設等)
2年度	53	2	10	24	6	11
3年度	37	3	7	10	11	6
4年度	49	11	10	9	13	6
5年度	69	4	12	30	14	9
合計	208	20	39	73	44	32

※一時保護委託変更分を含む

世田谷区児童相談所調べ

(5) 一時保護平均日数、一時保護所入所率の状況

区児童相談所開設以降、一時保護平均日数は年々増加傾向にあり（令和5年度を除く）、一時保護所の入所率は令和4年度に急激に増加し、令和5年度における一時保護所入所率は85.8%となっています。

	2年度	3年度	4年度	5年度
一時保護 平均日数	43.0日	50.6日	54.6日	49.3日
一時保護所 入所率	72.1%	68.4%	82.6%	85.8%

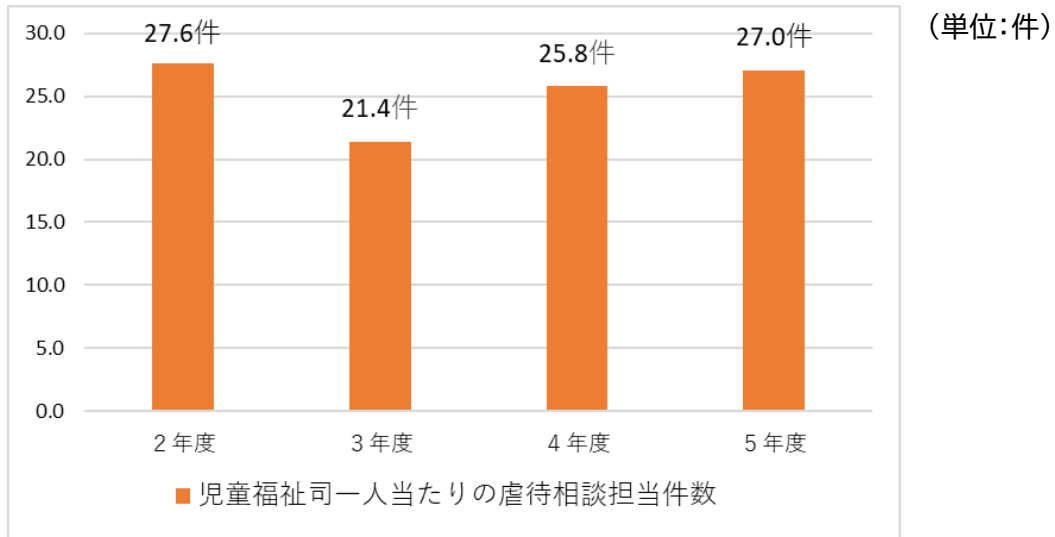
世田谷区児童相談所調べ

※一時保護平均日数は、当該年度中に退所した児童が対象。また、他管轄児童の入所日数含む。

※一時保護所入所率は、他管轄児童の入所日数含む。

(6) 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数

令和5年度における児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数は 27.0 件となっており、区児童相談所開設当初よりも少ないものの、令和3年度以降増加しています。



「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

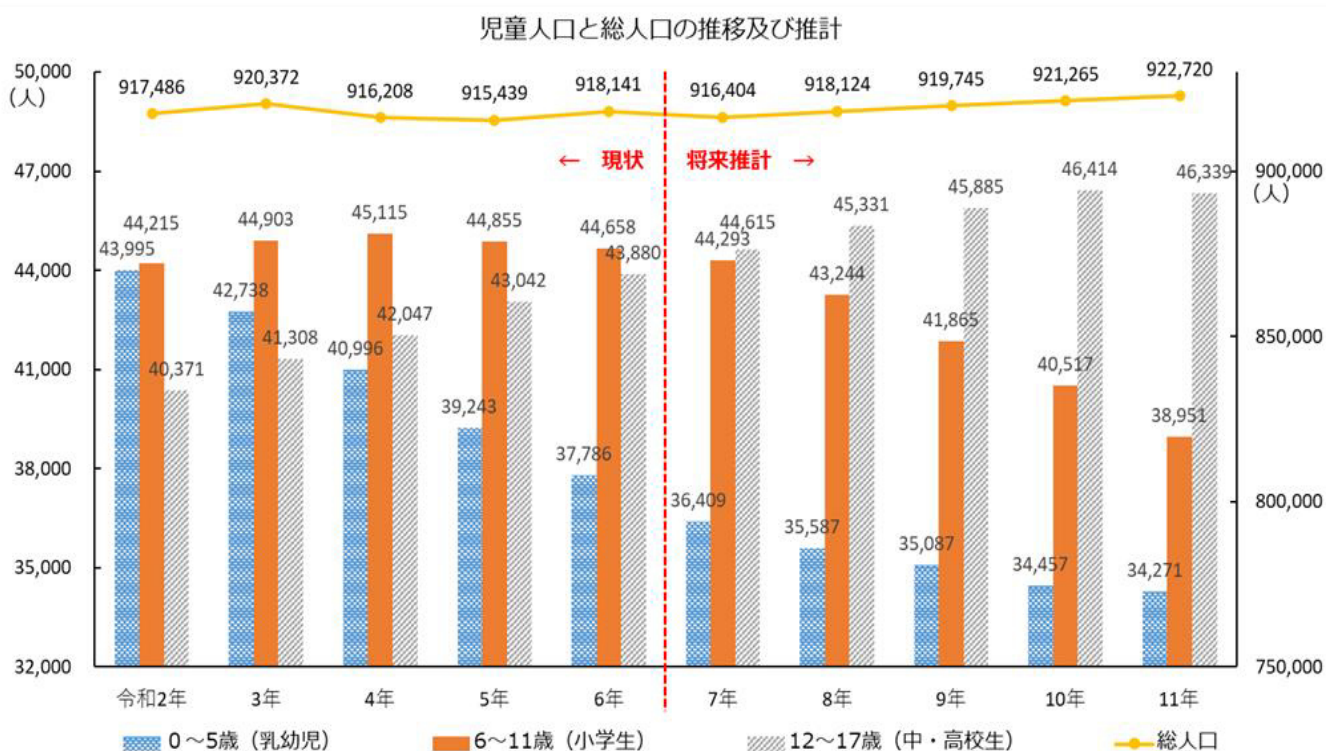
2 人口等

(1) 区の人口の推移及び推計

令和2年度の世田谷区児童相談所開設以降、区の総人口はほぼ横ばいとなっており、しかしながら年代別にみると、特に0～5歳人口の減少が顕著となっており、また6歳～11歳人口は令和4年をピークに微減しています。一方、12～17歳人口は年に700～1,000人のペースで増加しています。

<令和2年から6年にかけての人口の増減>

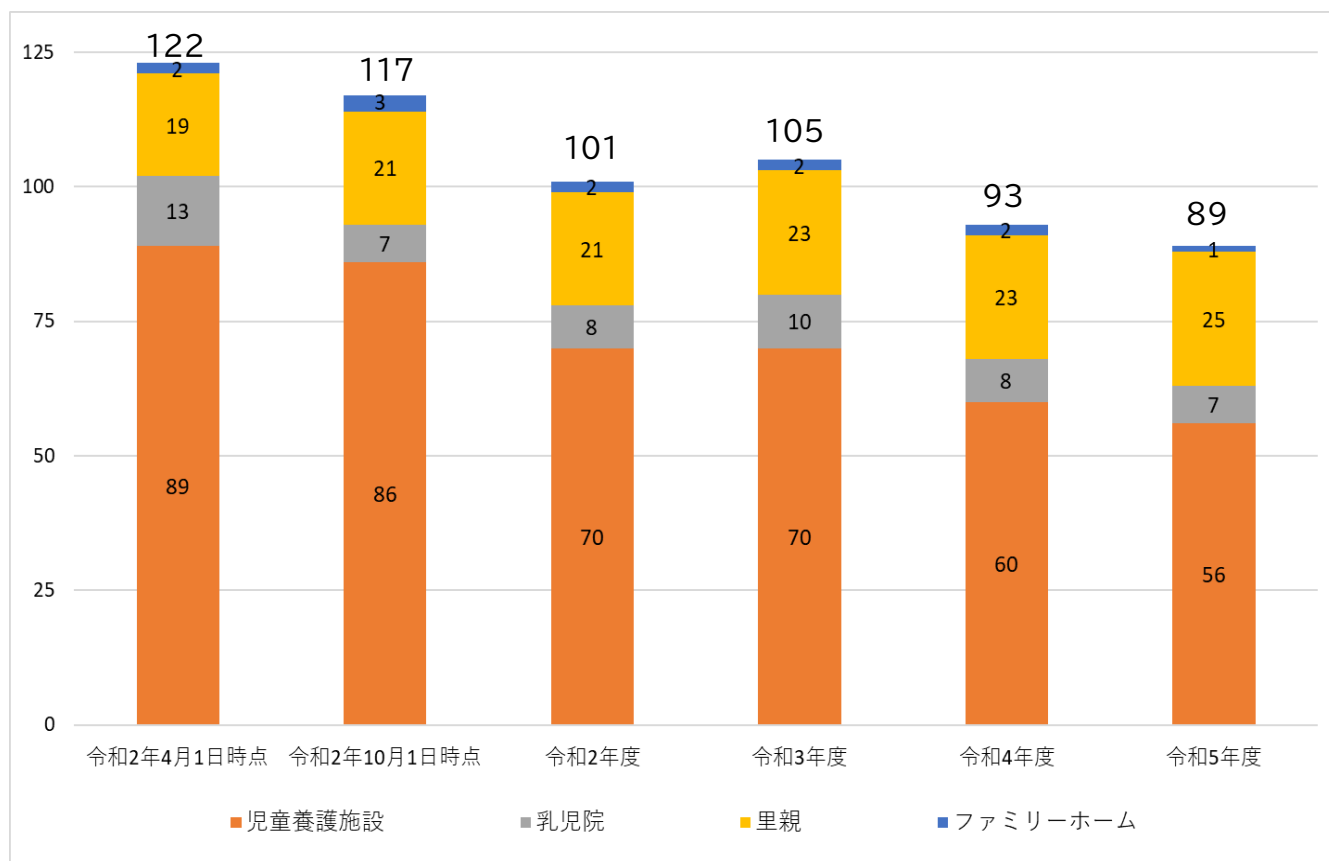
- ・ 総人口……………655 人増
- ・ 0～5歳人口……………6,209 人減
- ・ 6～11歳人口……………443 人増
- ・ 12～17歳人口……………3,509 人増



※各年1月1日現在
「住民基本台帳人口」、「世田谷区将来人口推計」(令和5年/世田谷区)より作成

(2) 社会的養護のもとで育つ児童数

令和2年4月の児童相談所開設以降、児童相談所と子ども家庭支援センターの一貫した初動対応によるケースに応じた適切な支援の実施、児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援（在宅支援）の実施等の取組みを重点的に行ってきた結果、児童虐待相談対応件数及び一時保護児童数は増加傾向にあるものの、社会的養護のもとで育つ児童数は年々減少傾向にあります（令和3年度を除く）。



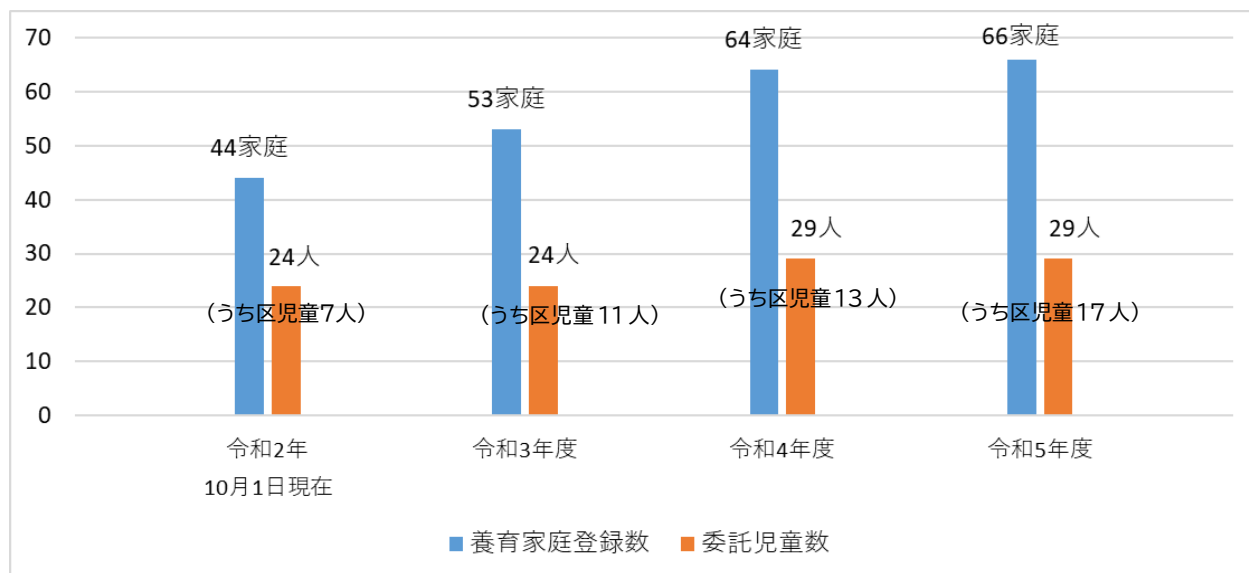
(単位：人)

※各年3月31日現在
「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

3 里親等の状況

(1) 養育家庭の登録数及び委託児童数の推移

登録家庭数及び委託児童数は増加傾向になっており、令和6年3月31日現在の区内の養育家庭の登録数は令和2年10月から22家庭増え、66家庭となっています。なお、養育家庭への委託児童数は29人（うち区児童17人）となっています。



※各年3月31日現在

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移

令和6年3月31日現在、区内にはファミリーホームが2ホームあり、委託児童数は6人となっています。

区内2ホームのうち養育家庭移行型ファミリーホームが1ホーム、法人型ファミリーホームが1ホームとなっています。

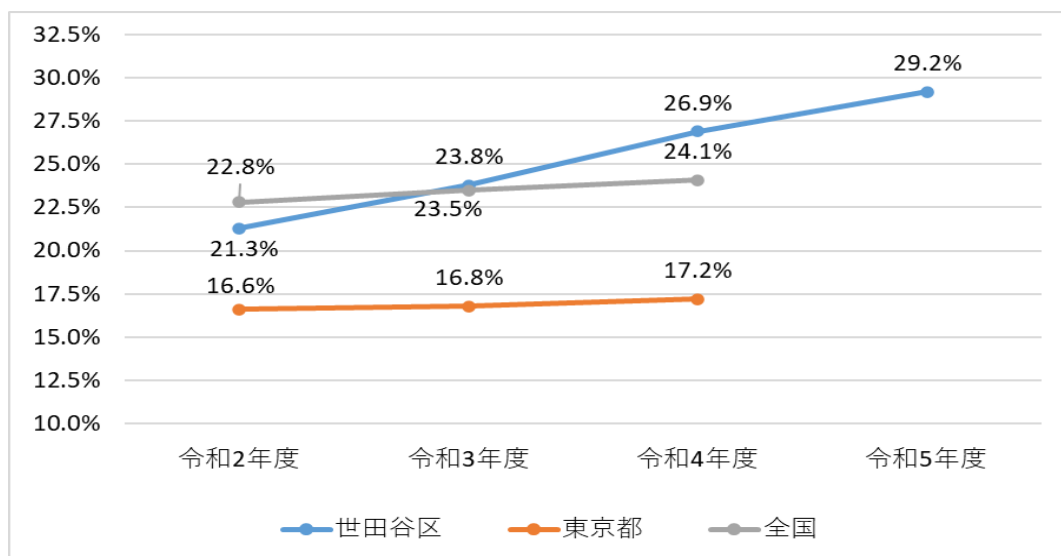
	令和2年 10月1日現在	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
養育家庭移行型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
法人型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
委託児童数	10人	8人	7人	8人	6人
うち、区児童数	1人	0人	1人	1人	0人

※各年3月31日現在

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(3) 里親等委託率の推移

里親等委託率は増加傾向になっており、令和6年3月31日現在、区における里親等委託率は、29.2%となっています。



※一部集計中

※各年3月31日現在

【里親等委託率の算出方法】

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

乳児院入所児童数 + 児童養護施設入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

※世田谷区の数値は「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」により作成

※全国の数値は「社会的養育に推進にむけて（こども家庭庁）」により作成

※東京都の数値は「東京都児童福祉審議会第1回専門部会」の資料により作成

(4) 養子縁組里親の登録数と特別養子縁組の推移

養子縁組里親の登録数は令和5年度までは増加傾向になっており、令和6年3月31日現在の区内の養子縁組里親の登録数は、41家庭となっています。世田谷区児童相談所開設以降の縁組成立件数は、25件にのぼります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養子縁組里親登録数	44家庭	48家庭	48家庭	41家庭
縁組成立件数	8件	7件	6件	4件
うち、区児童数	3件	3件	3件	2件

※各年3月31日現在（令和2年は10月1日現在）

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

4 児童養護施設、乳児院の状況

(1) 児童養護施設の入所児童数の推移

児童養護施設で生活する児童数は、児童相談所開設以降、ほぼ横ばいとなっており、令和6年3月31日現在、区内にある児童養護施設※の入所児童数は、本体施設48人、グループホーム52人、合計で100人となっています。

※区内にある児童養護施設の令和6年3月31日時点の定員数：112人（本園2施設、グループホーム13施設）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所児童数	95人（うち区児童10人）	95人（うち区児童13人）	93人（うち区児童14人）	100人（うち区児童14人）
本体施設	46人（うち区児童2人）	49人（うち区児童6人）	46人（うち区児童9人）	48人（うち区児童12人）
グループホーム	49人（うち区児童8人）	46人（うち区児童7人）	47人（うち区児童5人）	52人（うち区児童2人）

※各年3月31日現在

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(2) 児童養護施設の小規模化・地域分散化※の状況

区内の児童養護施設における小規模化の状況は、子どもができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、グループホームの設置を行い、本体施設（ユニット）の定員を引き下げ、施設の小規模化・地域分散化を進め、令和6年3月31日現在、グループホームを13か所設置しています。

※小規模かつ地域分散化：本体施設の養育単位（ユニット）を小さくし、小規模グループケアとするとともに、地域のグループホームを増やしていくこと。

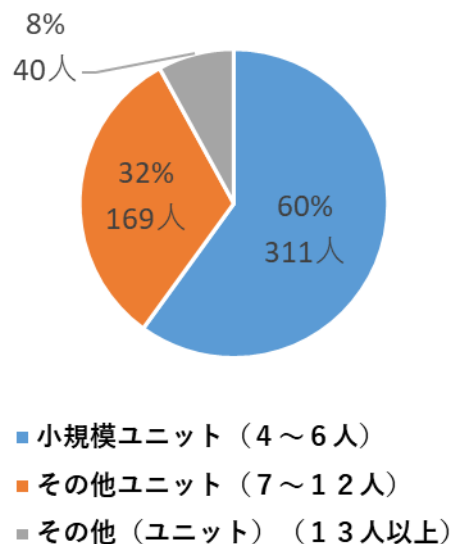
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本体施設 （ユニット）	6人以上定員	7ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット
	4～5人定員	1ユニット	-	-	-
	定員数	50人	52人	52人	49人
グループ ホーム	6人以上定員	10か所	9か所	6か所	5か所
	4～5人定員	0か所	1か所	6か所	8か所
	定員数	60人	58人	60人	63人
合計定員数		110人	110人	112人	112人

※各年3月31日現在

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(3) 乳児院の状況

区内に乳児院がないため、都の状況を参考として掲載します。都全体における乳児院の中の4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、全体の60%となっています。



※令和5年4月1日現在
東京都福祉局調べ

(4) 個別的ケアが必要な児童※の入所状況

区内にある児童養護施設に入所している児童のうち、個別的ケアが必要な児童の人数について調査を行った結果、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しています。

※個別的ケアが必要な児童：反社会的行為、非社会的行為を行う児童や、精神・発達的な問題、情緒的な問題、健康上の問題がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童。

		令和3年度	4年度	5年度
個別的ケアが必要な児童数	人数	78人	73人	74人
	割合	75.0%	73.7%	74.7%

※各年3月1日現在
「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

5 自立支援の状況

(1) 進路状況

令和6年3月に中学校を卒業した区の児童の高等学校等進学率は、児童養護施設、里親・ファミリーホームともに100%、児童自立支援施設においては66.7%となっています。また、大学等進学率は、児童養護施設、里親・ファミリーホームともに100%となっています。

【中学校卒業児童】

(単位：人)

	令和2年3月 卒業			令和3年3月 卒業			令和4年3月 卒業			令和5年3月 卒業			令和6年3月 卒業		
	進学	就職	その他	進学	就職	その他	進学	就職	その他	進学	就職	その他	進学	就職	その他
児童養護施設	6	0	0	5	0	0	6	0	0	10	0	0	8	0	0
児童自立支援施設	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	1
里親、ファミリーホーム	3	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	2	0	0

【高等学校卒業児童】

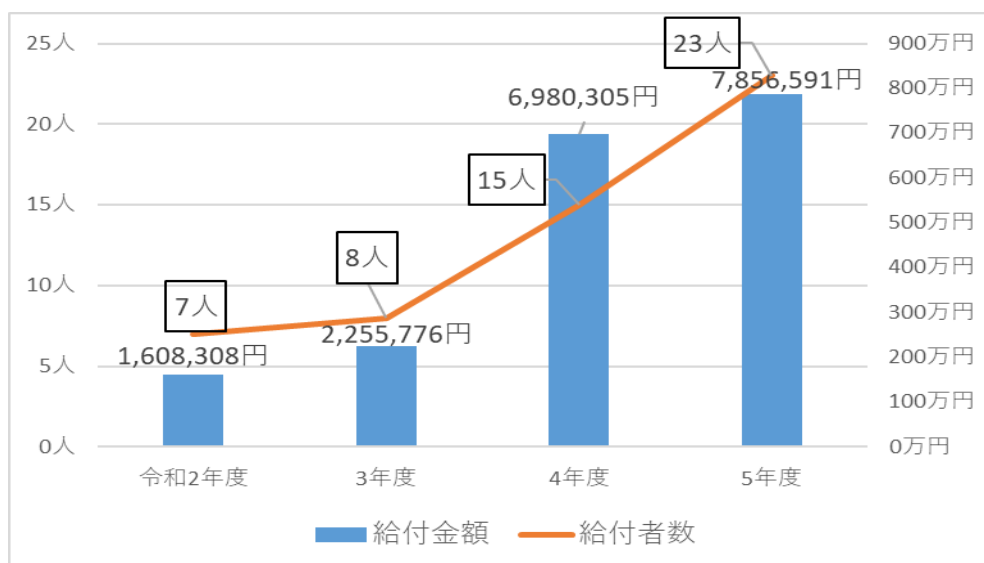
(単位：人)

	令和2年3月 卒業			令和3年3月 卒業			令和4年3月 卒業			令和5年3月 卒業			令和6年3月 卒業		
	進学	就職	その他	進学	就職	その他	進学	就職	その他	進学	就職	その他	進学	就職	その他
児童養護施設	2	0	1	11	0	0	3	7	1	6	0	1	5	0	0
児童自立支援施設	—	—	—	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
里親、ファミリーホーム	—	—	—	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(2) せたがや若者フェアスタートの状況

せたがや若者フェアスタートの給付型奨学金の給付者は、事業拡充に伴い、年々増加しており、令和5年度には23名に給付しています。



※「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

6 アンケート調査結果からみえてきた子どもの状況

本計画の策定にあたり、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の意見を反映させるため、アンケート調査を実施しました。

子どもの声を聴く中で、児童養護施設や里親のもとで生活している子どもが、生活上の不満を相談していない実態や、日頃悩んでいることとして、勉強や進学、将来のことに加えて、今の自分の状況や今住んでいる家のことについても悩みを抱えている状況があることが分かりました。

一方で、児童相談所や子ども家庭支援センターが関わり在宅で生活している子ども（要保護児童）が、子どもの権利が保障されていないと感じている状況や代替養育のもとで生活している子どもよりも、相談できる相手が少ないという状況が明らかになりました。

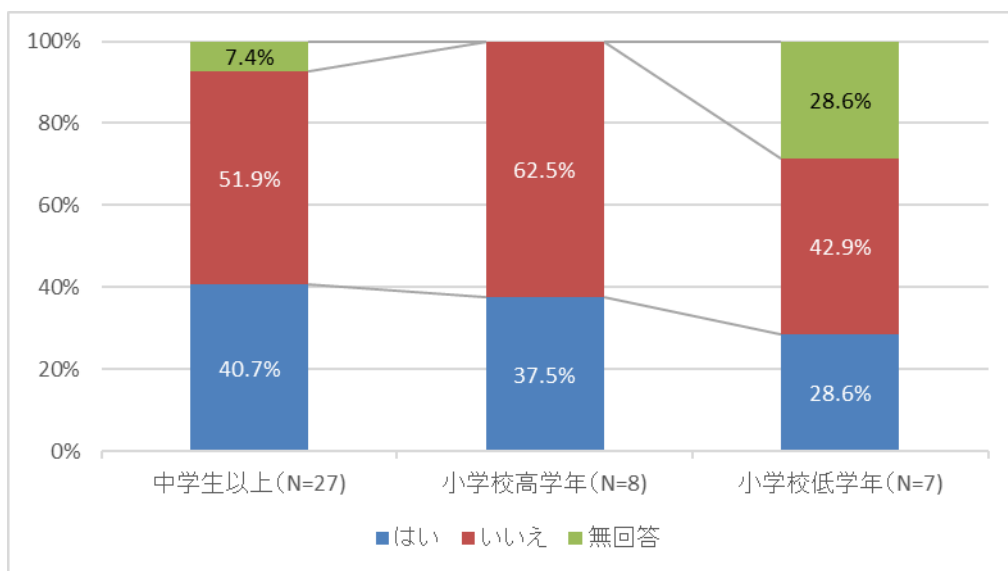
「家庭養育優先原則」にもとづき、子どもが家庭で健やかに成長できるよう、保護者支援を行い、家族関係再構築や養育環境の改善を図るとともに、関係機関のネットワークの強化を図り、地域で子どもと子育て家庭を支え、子どもの権利が守られる権利擁護の取り組みを進める必要があります。

調査対象	① 区内外の児童養護施設で生活する区措置児童(小～高校生) ② 区内外の里親に委託されている区措置児童(小～高校生) ③ 区児童相談所または子ども家庭支援センターが関わり、在宅での児童福祉司指導や在宅支援※を受けている要保護児童(小～高校生) ※学生ボランティア派遣事業、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を利用中 または 区内母子生活支援施設に入居中 ④ 区内外の自立援助ホームで生活する区が委託した若者 ⑤ 児童養護施設退所者等
実施方法	郵送配布、郵送回収・インターネット回答
実施時期	令和6年5月27日(月)～6月10日(月)
回答率(数)	【全体】39.1%(配布数:243件 回答数:95件)
調査項目	基本属性、普段考えていること、子どもの権利、子どもの意見表明、児童相談所、子ども家庭支援センター、児童養護施設、里親、自立援助ホーム、母子生活支援施設、自立、退所後支援、公的サービス、進路、自由意見 ※調査対象によって、調査項目・回答選択肢を一部変更している。 ※「世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)」の策定にあたり令和5年度に実施した、世田谷区小学生・中学生調査と、調査項目を一部共通にしている。

【児童養護施設入所児童・里子の調査結果（抜粋）】

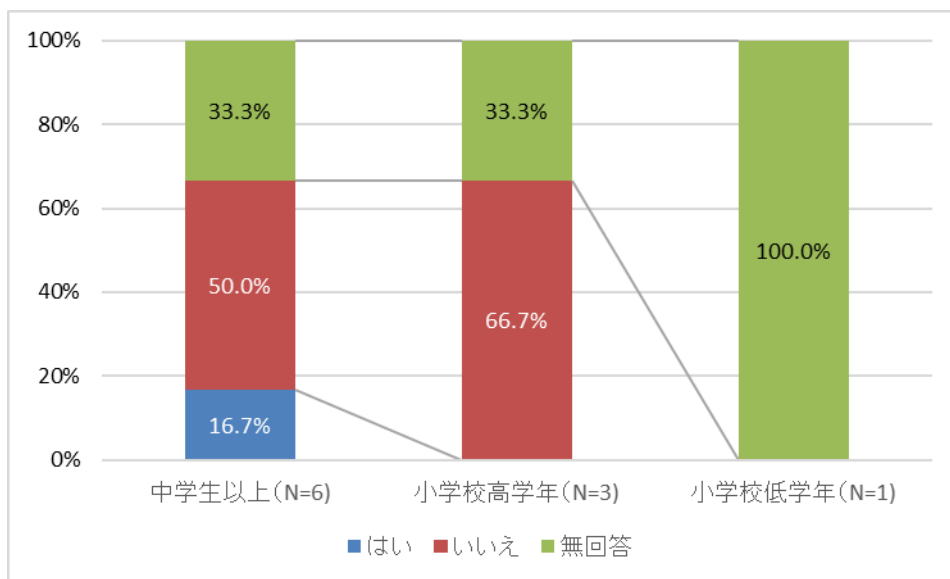
（１）児童養護施設での生活上の不満を誰かに相談したか

児童養護施設での生活上の不満を誰かに相談したか質問したところ、中学生以上、高学年、低学年すべて「いいえ」の割合が高くなっています。



（２）里親家庭での生活上の不満を誰かに相談したか

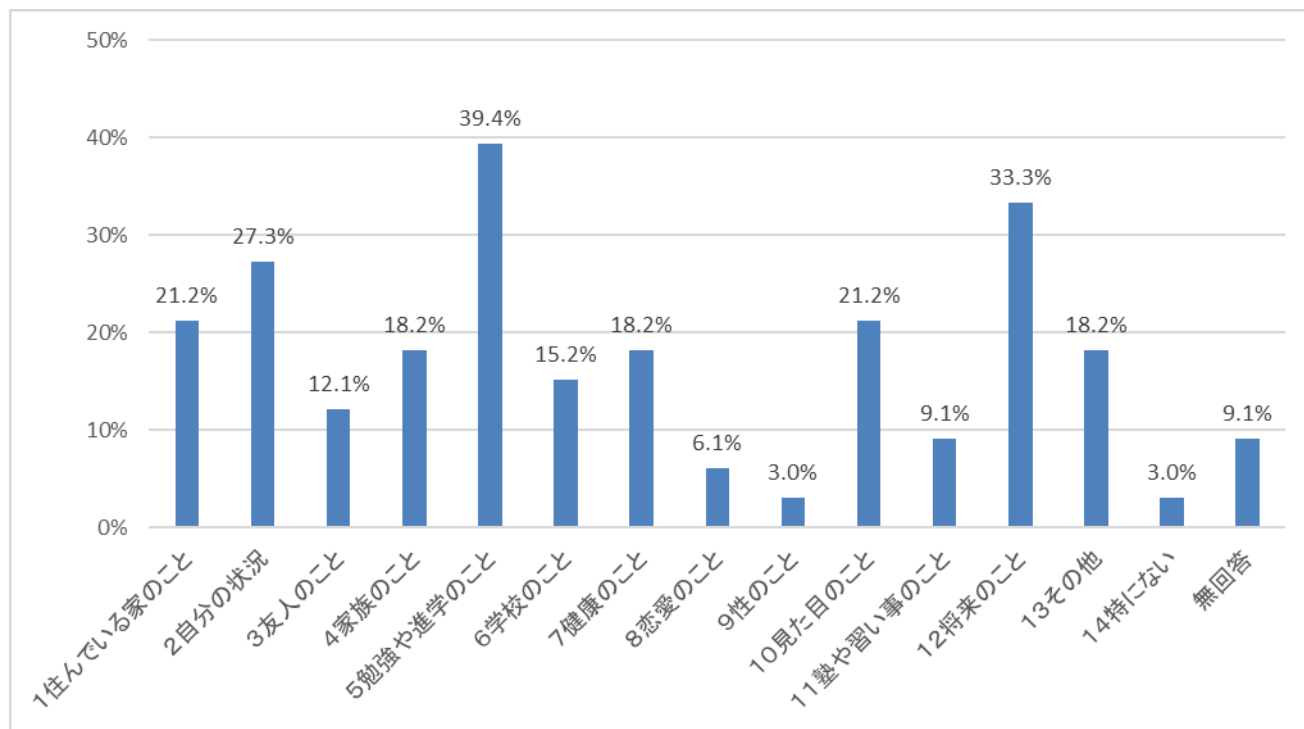
里親家庭での生活上の不満を誰かに相談したか質問したところ、中学生以上、高学年、ともに「いいえ」の割合が高く、「はい」の割合が児童養護施設入所児童より低くなっています。



(3) 日頃悩んでいることについて

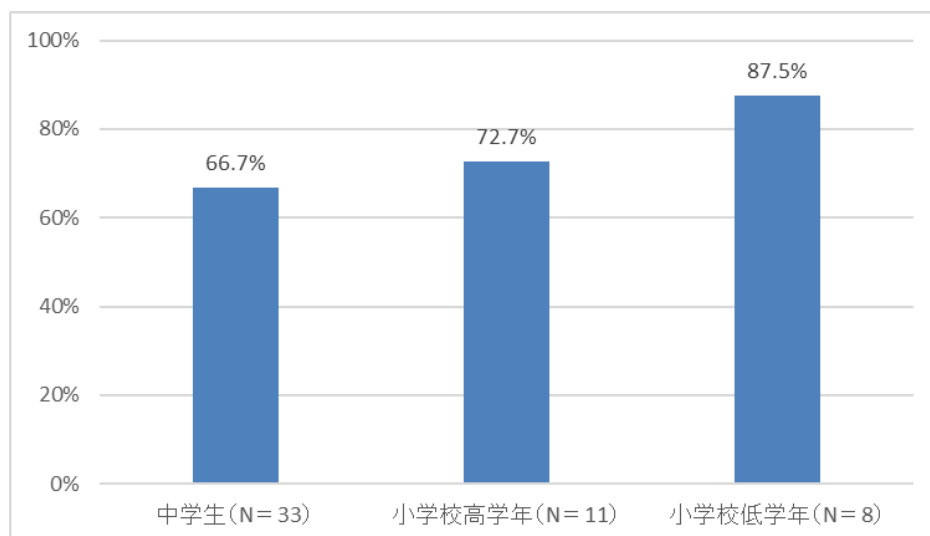
日頃悩んでいることについて質問したところ、中学生以上では、「5. 勉強や進学のこと（39%）」を選んだ人が最も多く、「12. 将来のこと（33%）」、「2. 今の自分の状況のこと（27%）」と続いています。

【中学生以上（N = 33）】 ※複数回答可



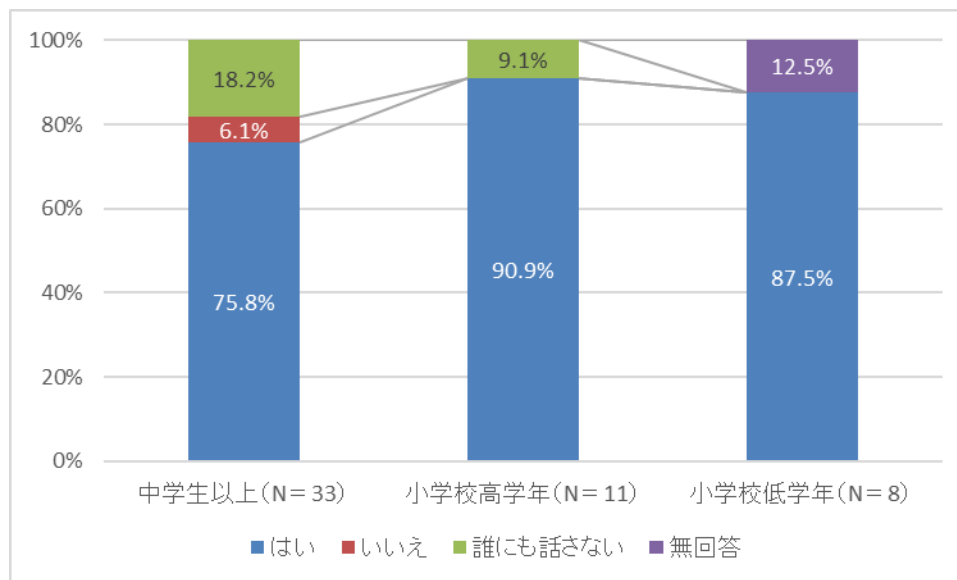
(4) 子どもの権利について

子どもの権利が守られているかについて質問したところ、「心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている」の「はい」の割合が、中学生・小学生高学年・小学生低学年で6割強～8割強の結果になりました。



(5) 困ったことがあったときに相談できる相手について

困ったことがあったときに相談できる相手がいるかどうか質問したところ、「はい（相談相手がいる）」の割合は、中学生では75.8%、小学生高学年では90.9%、小学生低学年では87.5%となりました。

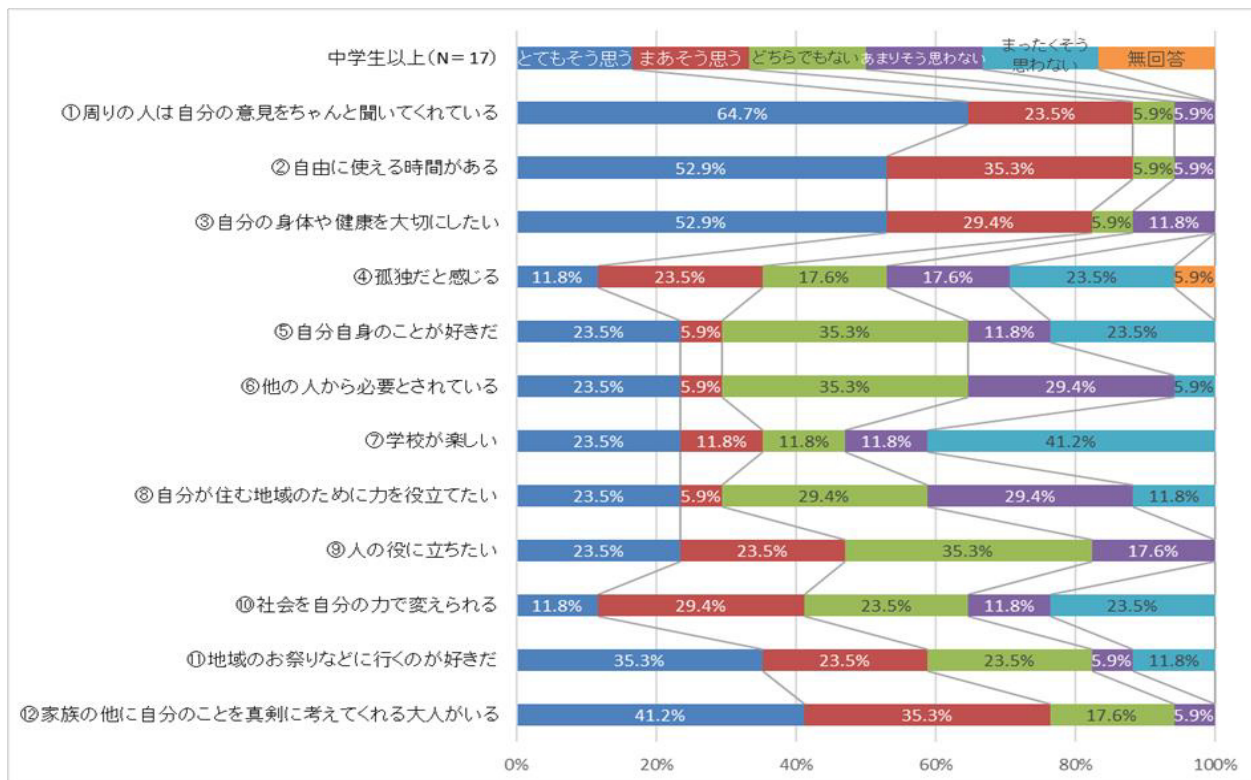


【児相と子家センが関わり在宅で生活している子ども（要保護児童）の調査結果（抜粋）】

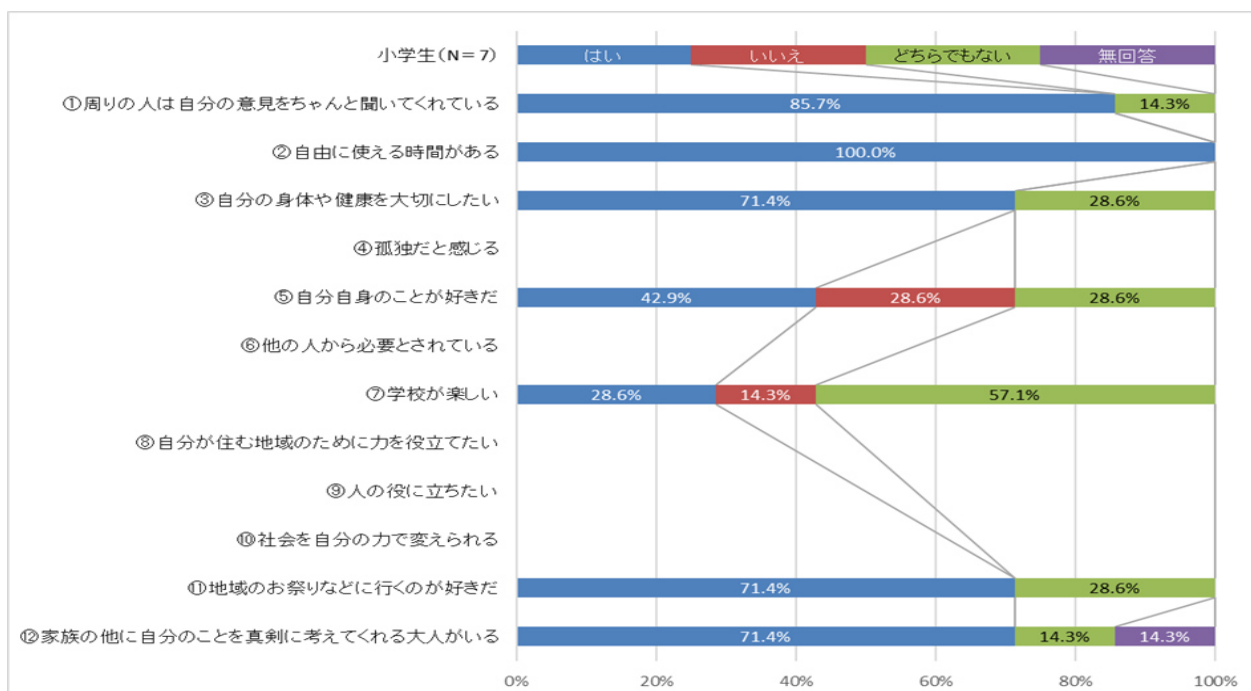
（１）普段考えていることについて

普段考えていること（自己肯定感等）について質問したところ、中学生では「自分自身のことが好きだ」の「とてもそう思う・まあそう思う」の割合が29.4%、小学生では「はい」の割合が42.9%になりました。

【中学生（N＝17）】



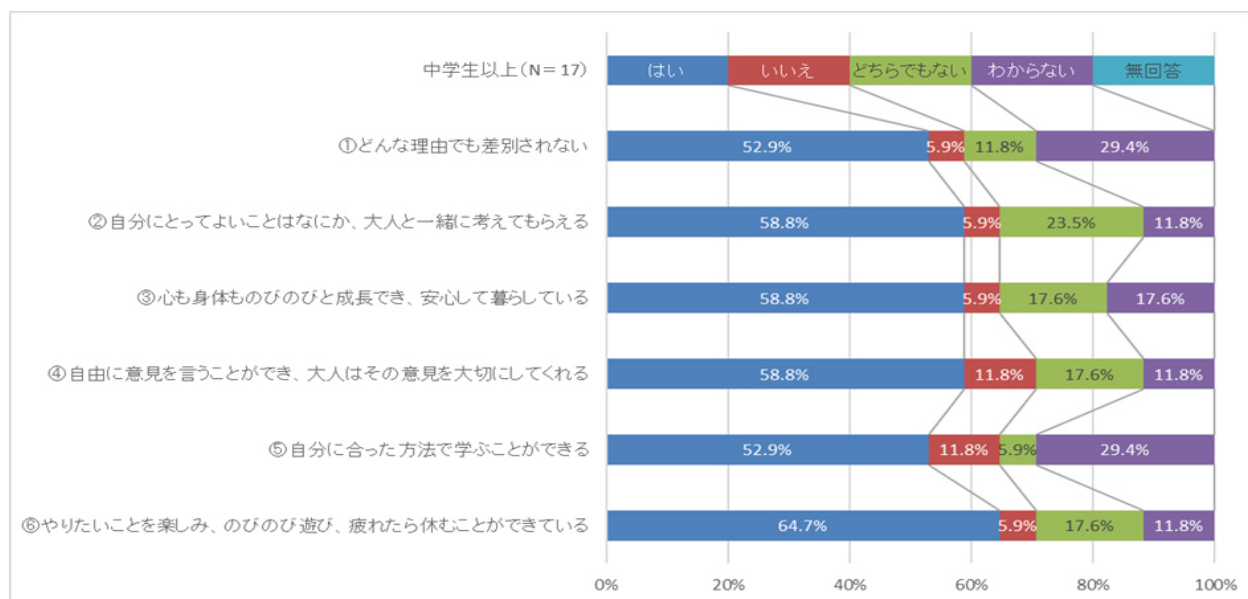
【小学生（N＝7）】



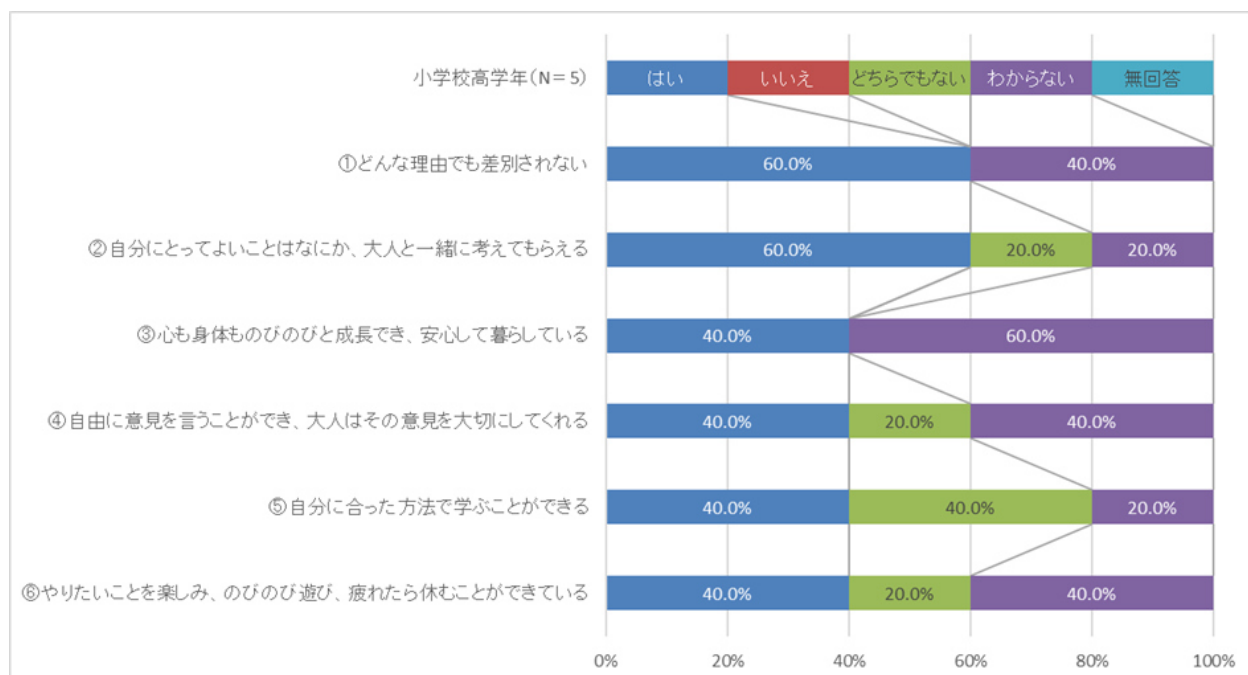
(2) 子どもの権利について

子どもの権利が守られているかについて質問したところ、小学生高学年では、「心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている」「自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる」「自分に合った方法で学ぶことができる」「やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる」の「はい」の割合が40.0%と低い結果になりました。

【中学生（N = 17）】

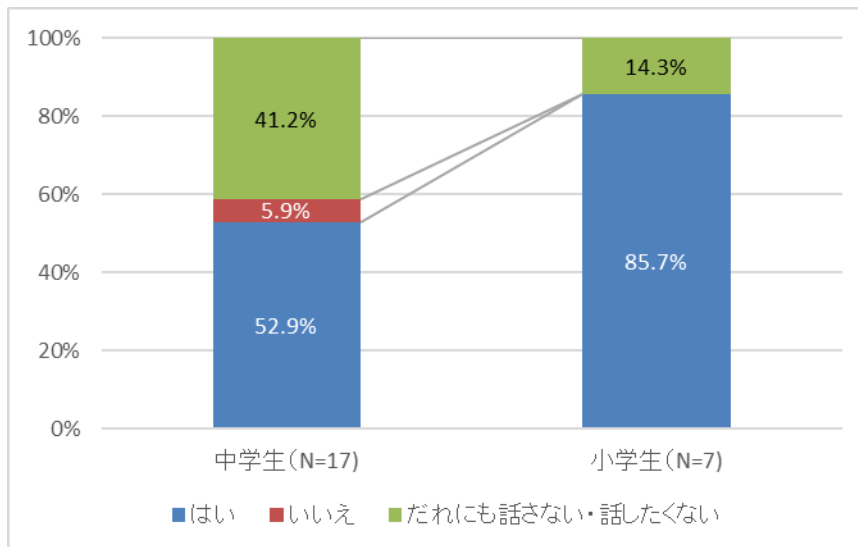


【小学生高学年（N = 5）】



(2) 困ったことがあったときに相談できる相手について

困ったことがあったときに相談できる相手がいるかどうか質問したところ、「はい（相談相手がいる）」の割合は、中学生では52.9%、小学生では85.7%となりました。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念・目指す姿

子どもが権利の主体として、置かれた環境や経験にかかわらず、安全・安心に健やかに成長できるよう、地域社会全体で支え育み、「子どもが自分らしく幸せ（ウェルビーイング※¹）な今を生きることができるとまち・せたがや」を目指します。

区は、これまで「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年4月策定）」で掲げた理念・目指すべき姿である、家庭への養育支援から代替養育までを通した、社会的養育の体制整備に一貫して取り組み、平成28年改正児童福祉法の理念に則り、子どもの権利が保障され、最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指し、取り組みを推進してきました。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

社会的養護のもとで育つ子どもや、その子どもを支える里親家庭や児童養護施設等が地域から孤立せず、地域の繋がりの中で安心して養育が出来るよう、地域や社会全体が、社会的養育を理解し、子どもを共に支え合う、そんな地域づくりが必要です。

子どもは大人から「守られる存在」だけでなく、権利の主体であり、今を生きている存在です。子どもが、子どもの権利について理解するとともに、自らのことについて意見を形成し、「自由に意見を発言していいんだ」と思える安心して発言できる環境の中で、自由にその意見を表明でき、意見が尊重され、周囲が変わっていく体験を積み重ねること。困難や辛い思いを経験した子どもも、こういった自分らしさ※²が肯定される応答的な関わりの中で、安心感や自己効力感を回復し、「自分が大切な存在である」ということを実感することで、自分らしく心身ともに健やかに成長することができます。

傷ついても立ち直ることができる、そんな地域の支えの中で、今を生きる子どもが、基本的な生活基盤の安定と安心できる応答的な関わりの中で、心身ともに安全・安心して暮らし、たくさんの経験や成長し合えるポジティブな体験を重ね、「自分らしく幸せ（ウェルビーイング）」とすることができる地域社会を実現するという決意を示すものです。

※1 「ウェルビーイング（Well-being）」…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であること。

※2 「自分らしさ」…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえ、

2 基本的な考え方

この計画の理念・目指す姿をもとに、施策展開にあたっては、以下の3つの視点を持ち、取組みを推進していきます。

(1) 子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、家庭の養育支援や環境改善に取り組むとともに、子どもと子育て家庭を支える地域社会をつくります

「家庭養育優先原則」にもとづき、まずは子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者支援を行うこととされています。

令和4年度に区で実施した「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」において、日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいない家庭が半数あることや、妊娠中や出産後、周囲の手伝いや声掛けが得にくい状況にあること、子育てが辛いと感じる保護者ほど、子育ての心配ごとや悩みごとの相談先の数が少ない傾向にあるといった結果が出ており、子ども・子育て支援施策の充実が求められています。

子育てに不安や困難を抱える世帯が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながるができるよう、当事者視点に立った情報提供を行い、支援の必要性を早期に発見し、適切な支援につなぎ、虐待の未然防止や親子間における適切な関係性の構築を図ることが重要です。

また、不適切な養育や親子関係の不調等で、分離して生活している親子のみならず、在宅で生活する親子も含め、家族関係の再構築に向け、関係修復、再発防止に向けた家庭の養育支援や環境改善を行うとともに、子どもと保護者が、安心して地域で生活できるよう、多様なメニューにより重層的・継続的な支援が行われることが必要です。

子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体でともに支え合うまちを文化として築いていくことを目指します。

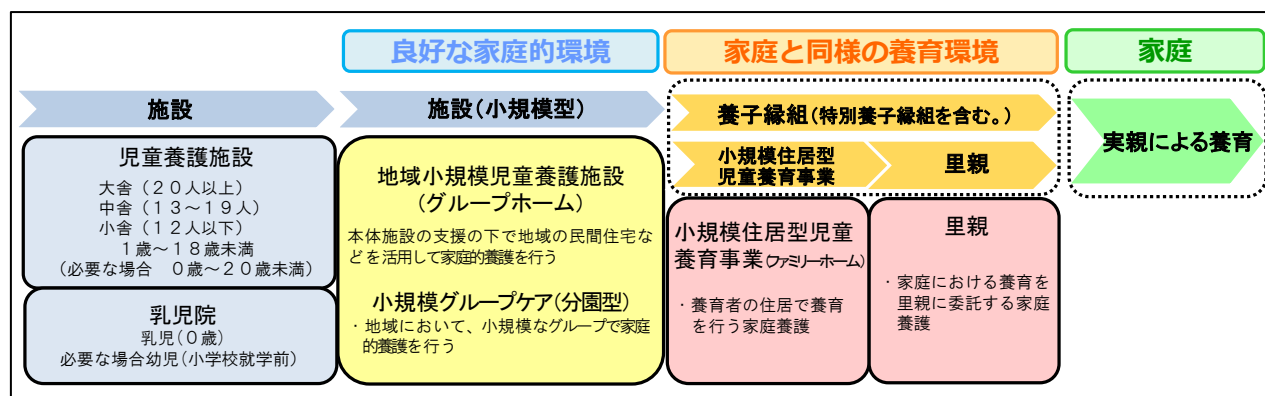
(2) 代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育され、施設で養育される場合においても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、支援の充実を図ります

家庭での養育が困難と判断された場合、代替養育を必要とする子どもに対し、「家庭養育優先原則」にもとづき、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、里親等への委託を推進し、ケアニーズが高く、施設での養育が必要な場合についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保する必要があります。

代替養育が開始された後も、子どもの意向を踏まえながら、早期の家庭復帰や家族の再統合・親子関係の再構築に向けた親子支援を行い、子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、再発防止と養育環境の改善に向けた支援を行うことが重要です。

特別区児童相談所設置に伴い、東京都と児童相談所設置区は児童養護施設等を広域利用

していることから、各自治体との円滑な調整・連携を図り、子どもの最善の利益が優先された体制整備を共に進めていきます。



【図：社会的養育の体系図（出典：こども家庭庁）】

（３）子どものセルフアドボカシー※が実現できるよう、子どもが安心して意見表明できる環境づくりをはじめとした権利擁護の取組みを一層推進し、子どもの権利が保障された地域社会を目指します

子どもの権利擁護の取組みの推進にあたっては、子どもも大人も「子どもの権利」について理解するとともに、子どもが意見を形成し、安心して自由にその意見を表明できる環境をつくるのが大切です。そして、大人が権利の主体である子どもの意見をしっかりと聴き、子どもの意見・意向を尊重し、応答的な関わりを持ち続けることで、子どもが安心して自分の意見や思いを表明できるようになります。

児童相談所をはじめとする関係機関が、子どもの最善の利益を第一に、子ども一人ひとりに対し、適切にソーシャルワークを行い、子どもの権利が守られる権利擁護の取組みを進めます。

※子どものセルフアドボカシー…子どもが自分の意見を持ていいし、話していいという子どもの安心感や自己効力感が回復して成長し、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できること

3 計画の進行管理

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和６年３月）」にもとづき、計画全体の進捗の評価・検証を行うことを目的として、評価指標を設定します。合わせて、各取組みに「資源の必整備量※」を設定します。

ただし、数値目標を単に達成すれば良いものではなく、子ども一人ひとりに対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であり、その点に留意する必要があります。

この計画の進行管理については、毎年度、評価のための指標等により、事業の進捗状況について自己点検を実施し、結果については、世田谷区児童福祉審議会に報告し、評価・検証を行うとともに、区ホームページ等で公表します。

自己点検・評価によって明らかになった課題等については、必要に応じて見直し等を行い、適切にPDCAサイクルの運用を図ります。

※資源の整備量については、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」にもとづき、設定している。（一部独自指標あり）

4 成果指標

本計画の成果指標を以下の通りとします。

	指標（主観的）	現況値	R11 年度
1	困ったことや悩んだことがあったときに話を聞いてくれる人がある、と思う子ども・若者の割合	低学年 87.5% 高学年 90.9% 中学生以上 75.8% 若者 73.9%	低学年 89% 高学年 92% 中学生以上 86% 若者 84%
2	自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる、と思う子どもの割合	低学年 75.0% 高学年 72.7% 中学生以上 60.6%	低学年 89% 高学年 83% 中学生以上 76%

【考え方】

- 令和 6 年度に実施した「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）アンケート」の結果より、指標及び現況値を設定しています。
- 令和 11 年度に、社会的養育推進計画の見直しと合わせて、社会的養護のもとで育つ子どもへの実態調査(アンケート)を行い、これまでの取組みの成果を測ることとします。

	指標（客観的）		現在の取 組み状況	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
3	措置児童等を対象とした日 頃から意見表明ができる子 どもの割合及び意見表明に 係る満足度※ 【満足度①】 意見を大切に扱われたと感じる 子どもの割合 【満足度②】 意見についてどう対応するか説 明を受けている子どもの割合	子どもの割合	—	—	70.7%	70.7%	70.7%	70.7%
		満足度①	—	—	46.7%	46.7%	46.7%	46.7%
		満足度②	—	—	45.4%	45.4%	45.4%	45.4%
4	児童相談所第三者評価の受審結果の評価 S と A ランクの割合※ ¹		95.4% (R4 年度)	96.9%			98.5%	
5	里親等委託率	3 歳未満	0%	25.0%	37.5%	50.5%	62.5%	75.0%
		就学前	66.7%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
		学童期以降	26.7%	29.5%	30.9%	32.3%	33.7%	35.1%
6	サポートプランを作成した家庭（保護者・ 子ども）のうち、困りごとが3割以上減っ たと答えた割合			調整中				

※ 1 児童相談所第三者評価については、令和 7 年度と令和 10 年度に受審を予定しているため、該当年度のみ成果を測るものとします。

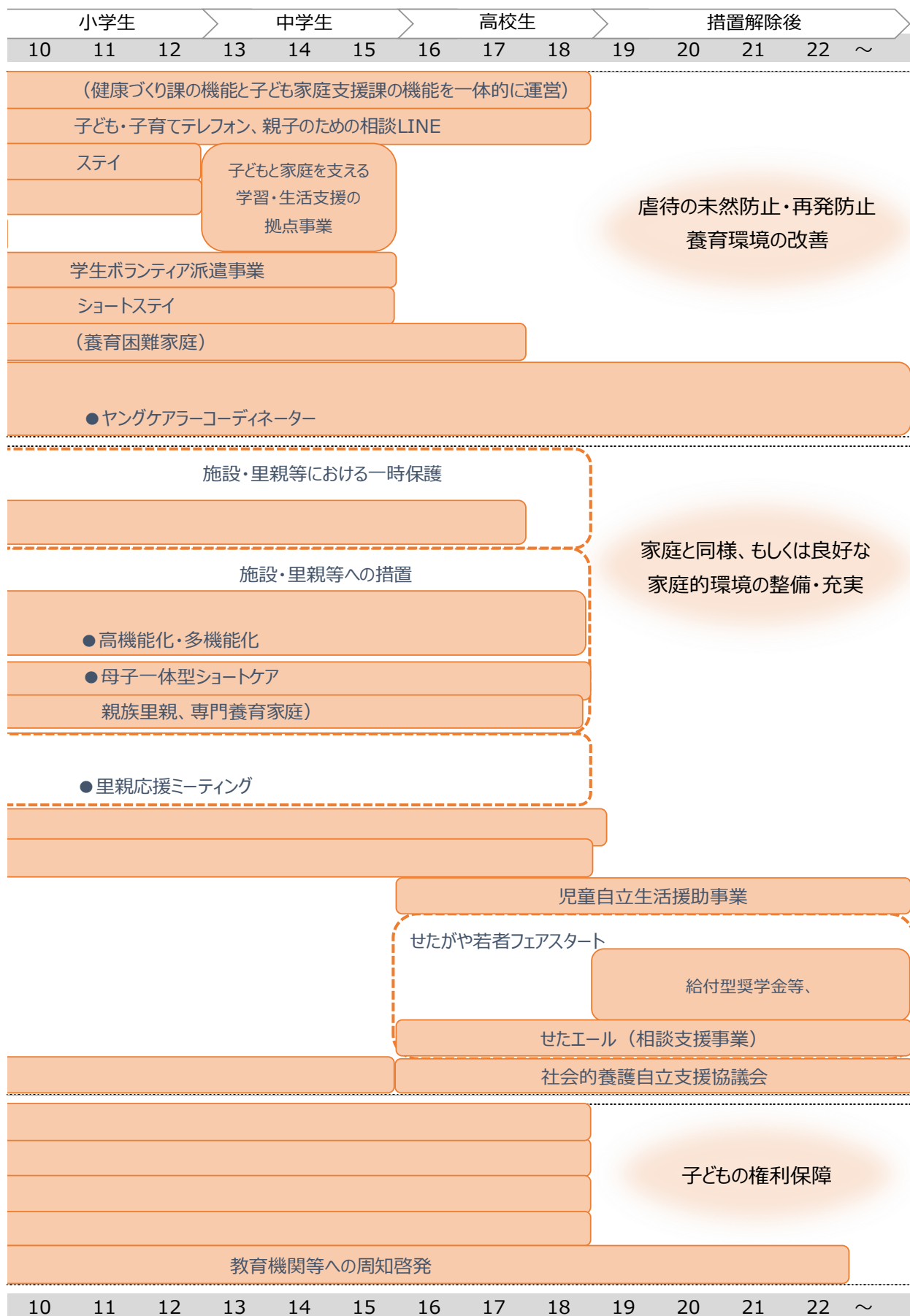
第4章 世田谷区における具体的な取組み

体系

理念・目指す姿	基本的な考え方	中項目
やび会わ子 ーー全らど をイ体ずも 目ンで`が 指グ支安権 し※え全利 まゝ育・の すなみ安主 。今`心体 をーにと 生子健し きどやて、 るもか、 こがに置 と自成か が分長れ でらでた きしき環 るくる境 ま幸よや ちせう経 ・へ、験 せウ地に たエ域か がル社か	子どもが家庭で 健やかに育つこ とができるよう、 家庭の養育支援 や環境改善に取 り組むとともに、 子どもと子育て 家庭を支える地 域社会をつくり ます	1 子どもの権利擁護の取組みの推進
	代替養育を必要 とする子どもが、 家庭と同様の養 育環境において 養育され、施設 で養育される場 合においても、 できる限り良好 な家庭的環境で 養育されるよう、 支援の充実を図 ります	2 予防型の児童相談行政の推進
		3 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善
		4 一時保護児童への支援体制のさらなる強化
		5 パーマネンシー保障に向けた取組みの推進
		6 里親等委託の推進
	子どものセルフアドボカシーが実現で きるよう、子どもが安心して意見表明 できる環境づくりをはじめとした権利 擁護の取組みを一層推進し、子どもの 権利が保障された地域社会をつくり ます	7 児童養護施設等の機能強化
		8 社会的養護自立支援の推進
		9 人材育成・人材確保

年齢別施策

基本的な考え方		乳幼児期									
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、 家庭の養育支援や環境改善 に取り組むとともに、 子どもと子育て家庭を支える 地域社会をつくれます	こども家庭センター									
		子ども家庭支援センター、児童相談所、									
		妊産婦等への支援						トワイライト			
		赤ちゃん・子ども・協力家庭のショートステイ									
		ペアレントトレーニング									
		要支援家庭を対象とした									
		養育支援等ホームヘルパー訪問事業									
		ヤングケアラー支援基盤強化事業									
		●LINE相談窓口「世田谷区ヤングケアラーさぽーとーむ」									
		2	代替養育を必要とする子どもが、 家庭と同様の養育環境 において養育され、施設で養育される場合においても、 できる限り良好な家庭的環境 で養育されるよう、支援の充実を図ります	乳幼児短期緊急里親							
一時保護所											
乳児院											
児童養護施設											
●地域分散化かつ小規模化											
母子生活支援施設											
里親（養育家庭、養子縁組里親、											
里親支援センター											
●里親子フレンドリーシティの推進											
レスパイトケア事業											
育児家事援助者派遣事業											
3	子どものセルフアドボカシーが実現できるよう、子どもが安心して意見表明できる環境づくりをはじめとした 権利擁護の取り組みを一層推進 し、子どもの権利が保障された地域社会を目指します	特別養子縁組制度									
		せたホッと									
		意見表明等支援事業									
		児童福祉審議会措置部会への直接申立制度									
		子ども自身に対する権利擁護の仕組みの周知啓発									
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9



1 子どもの権利擁護の取組みの推進

(1) 基本的な考え方

- 区は、これまでも措置等を実施する場合においては、子どもの意見が尊重され、権利が守られた適切な養育環境を提供することを基本としています。
- 子どもが、子どもの権利について理解するとともに、自らのことについて意見を形成し、自由にその意見を表明でき、意見が尊重され、「自分の意見を持ていい、話していい」という安心感や自己効力感の回復等により、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できる（セルフアドボカシー）ようになれるよう、支援を行います。
- 子どもの権利擁護には、日常の中での権利保障と個別の権利救済の枠組みがあり、取組みを進めるためには、子どもとの日々の関わりや対話の中で、「子どもの権利や意見表明権が守られているか。子どもが納得できる説明ができているのか。」等を、大人が確認し、振り返る時間をもち、子どもに寄り添いながら、常に問い直す姿勢が重要です。

(2) 現状

【措置された子どもにかかる権利擁護の取組み】

- 措置等にあたっては、子どもに対し、措置の内容等に係る説明を十分に行った上で、子ども自身が表明した意見を援助方針に反映しています。
- 措置された子どもに対して、「子どもの権利ノート」を用いて、児童福祉司が分かりやすく説明を行っています。この「子どもの権利ノート」には、困ったことがあった場合などに相談できる連絡先や子どもの人権擁護機関「せたホッと」宛のはがきを同封しており、子どもが適切に相談できる仕組みを構築しています。
- 一時保護所において、意見箱に投書できる用紙の宛先の一つを「せたホッと」にしており、子どもが要望した場合に「せたホッと」の職員が子どもに聞き取りを行うなど、子ども本人の意向により相談先を主体的に選択できるよう工夫をしています。

【子どもに対する子どもの権利についての周知啓発】

- 区では、電話相談だけでなく、こども家庭庁による SNS 相談を実施するなど、相談への多様なアクセス手段を確保しています。
- 「せたホッと」のリーフレットや児童虐待通告ダイヤル等の相談窓口の連絡先を記載したチラシを区内小・中学校・高校、関係機関に配布し、すべての子どもに対し、「子どもの権利」に係る周知・啓発を行っています。
- 学校をはじめとする関係機関等に対し、子どもの権利擁護に関する研修等を実施し、権利擁護の意識向上を図っています。

(3) 課題

- 令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえた、意見表明等支援事業、子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申し立て制度等の新たな取組みを通じ、さらなる子どもの権利擁護の取組みを一層推進することが必要です。
- 「子どもの権利ノート」を説明する際など、子どもにきちんと伝わっているかが重要です。例えば、乳幼児や障害児、外国にルーツのある子どものように、言葉による意見の表明が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用するなど、子どもの年齢や発達の状況に応じた配慮を行い、子どもへの丁寧かつ分かりやすい説明が確実に行われることが必要です。
- 子どもに届く相談窓口の情報発信に努め、子どもが自分の意見を表明する上で使える手段を、子ども自身が十分理解できることが必要です。
- 子どもの権利擁護の理解促進にあたっては、教育機関などの関係機関向けに、研修等を行うことが効果的ですが、その際、単にカリキュラムに沿った知識の習得だけでなく、実践的な学びにより、子どもとの対話や応答的な関わりの中で、子どもの意見表明権を保障し、最善の利益に結び付けるという養育力を身に付けることができるよう、工夫を行うことが必要です。

(4) 今後の取組みの方向性

- **子どもの権利擁護に係る環境整備（意見表明等支援事業、子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申立制度等）**
意見表明等支援事業については、令和6年9月より、まずは区児童相談所一時保護所において活動を開始し、その後、関係機関とも綿密な調整を行った上で、区内の児童養護施設や里親家庭で生活している子ども等への段階的な事業展開を図ります。

子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申立制度については、子どもに対し、年齢や発達の状況等に応じたより分かりやすい制度周知を徹底することに加え、意見表明等支援員とも逐次連携しながら、円滑・公平な制度運営に取り組みます。
- **子ども自身に対する、子どもの権利や権利擁護の仕組みの周知啓発**
施設入所等の措置決定時において、絵カード等のコミュニケーションツールの活用等、子どもの年齢や発達の状況等に応じた配慮を行ったうえで、子ども本人が自身の有する権利や権利擁護の仕組み・利用方法等を十分に理解できるよう周知の徹底に取り組みます。

電話やはがき、SNS等、子どもが自分の意見を表明するための多様なアクセス手段を確保したうえで、これらのアクセス手段を子ども自身が十分に理解し活用できるよう周知啓発に取り組みます。

■ 教育機関などの関係機関への周知啓発や理解促進

子どもの権利保障の実現に向け、学校をはじめとする各関係機関に対する研修の実施に加え、チラシ・ポスター等のあらゆる媒体による普及啓発など、子どもの権利擁護に係る意識の醸成と理解促進を図ります。

関係機関に対する研修においては、区における意見表明等支援事業の枠組み等も活用しながら、より実践的な学びにより、日常的な子どもとの関わりの中での対応力や、子どもの権利擁護に係る知識を取得できるよう取り組みます。

<資源の整備量>

①社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数（回/人）

【児童相談所、一時保護所】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	4	4	4	4	4	4
受講人数	69	67	67	66	66	66

【里親、ファミリーホーム】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	5	5	6	6	6	6
受講人数	70	100	114	126	132	140

【児童養護施設、自立援助ホーム】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	1	2	2	2	2	2
受講人数	70	140	140	140	140	140

【里親支援センター】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	0	1	1	1	1	1
受講人数	0	8	8	8	8	8

【意見表明等支援事業の委託先団体】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	1	1	1	1	1	1
受講人数	12	12	12	12	12	12

【子ども】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	8	12	12	12	12	12
受講人数	41	36	36	36	36	36

②意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
利用可能な子どもの人数	24	32	42	54	54	54
利用可能な子どもの割合	13.4%	18.5%	24.6%	31.9%	32.3%	32.5%
利用した子どもの割合	32.5%	60.9%	61.9%	62.6%	62.6%	62.6%

③措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組みに係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備

現 状 (6年度)	未実施
今後の取組み (7～11年度)	区外施設に入所する児童等への対応について整理した上で、おおむね年1回程度、対象児童へのアンケートやヒアリング等を実施する。これにより、子どもの権利擁護に関する取組みの認知度や利用度、満足度等を定期的に確認・検証し、適宜、現状の取組みの改善を図れるよう体制を整備する。

④措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備

現 状 (6年度)	未実施
今後の取組み (7～11年度)	区外施設に入所する児童等への対応について整理した上で、おおむね年1回程度、対象児童へのアンケートやヒアリング等を実施する。これにより、子どもの権利に関する理解度等を定期的に確認・検証し、適宜、現状の取組みの改善を図れるよう体制を整備する。

⑤措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

現 状 (6年度)	未実施 (意見表明等支援事業は、R6.9月より開始。)
今後の取組み (7～11年度)	区外施設に入所する児童等への対応について整理した上で、おおむね年1回程度、対象児童へのアンケートやヒアリング等を実施する。これにより、意見表明に係る満足度等を定期的に確認・検証し、適宜、現状の取組みの改善を図れるよう体制を整備する。

⑥児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

現 状 (6年度)	・児童福祉審議会（措置部会）に対し、子ども本人が措置内容等についての直接申し立て、意見を表明できる仕組みを構築。（R6.4月～） ・子どもの権利擁護に係る第三者機関として、子どもの意見や気持ちに寄り添いながら、必要な支援を行う「せたホッと子どもサポート（世田谷区子どもの人権擁護機関）」を設置。（H25.4月～）
今後の取組み (7～11年度)	引き続き、児童福祉審議会（措置部会）及びせたホッと子どもサポートと連携しながら、子どもの権利擁護にかかる環境整備に取り組んでいく。

⑦社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

現 状 (6年度)	・児童福祉審議会臨時部会等へ社会的養護経験者等の委員としての参画 ・社会的養護施策事業検討にあたり、子ども・若者に対するヒアリング・アンケートの実施
今後の取組み (7～11年度)	引き続き、当事者である子ども・若者へのアンケート調査やヒアリング等を行い、当事者意見を十分に踏まえ、検討を行う。

2 予防型の児童相談行政の推進

(1) 基本的な考え方

- 区は、令和2年4月に特別区初の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいます。
- 令和5年度の区の児童虐待相談対応件数は3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、今後も一元的な運用を大きな柱としながら、地域の関係機関等と有機的に連携を図り、予防型の児童相談行政を推進します。
- 令和4年改正児童福祉法により、令和6年度より新たに位置付けられた「こども家庭センター」により、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化を図ります。
- 児童虐待の予防や回復に向けた子育て支援の充実と、子どもや子育て家庭が日頃利用する場などにおいて見守り、支えることができる体制及び関係機関のネットワークの強化により、支援が必要な子どもや子育て家庭が早期に発見され、適切な場・支援につながり、子どもの権利を守ります。

(2) 現状

【子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用】

地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限や高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」により、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進しています。

《主な取り組み》

(1) チームとして顔の見える職員体制の構築

子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、ひとつのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っています。

(2) 一貫した初動対応の実施（児童虐待通告窓口の一本化）

世田谷区児童虐待通告ダイヤル（0120-52-8343）、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としています。

これにより、児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が子どもの安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施しています。一方、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に子どもの安全確認を行っています。

(3) リスクアセスメントの共有（共通アセスメントシートの作成）

子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っています。

(4) 合同会議、合同研修の実施

世田谷区要保護児童支援地域協議会進行管理部会と同時開催で月1回程度「合同会議」を開催し、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討等を行っています。また、子ども家庭支援センターや児童相談所に配属された職員を対象とし、虐待対応の資質向上に向けた研修体系等を一本化し、理念の共有及び支援の質の底上げを図っています。

【世田谷区の児童相談行政の体制構築】

- 児童相談所において、多角的な視点から適切できめ細やかな業務対応をするために、保健師や医師、弁護士等専門職員を配置しています。
- 児童福祉に携わる職員に求められる業務上の知識や技術を身に付けるとともに、自らの職責の重大性を常に意識するため、「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」及び「世田谷区子ども家庭支援センター職員人材育成研修実施要領」に基づき、計画的に研修を実施しています。
- 合わせて、児童相談所内での人事交流や、一時保護所と児童養護施設との交換研修を実施するなど、多様な勤務経験を通じ、職務知識の幅を広げるとともに社会的養護の全体像への理解を深め、他機関とのより円滑な連携を図り、適切な支援につなげています。
- 要保護児童支援協議会において、学校をはじめとする関係機関等と連携しながら、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見、適切な支援、予防的取り組みの推進を図るとともに、関係機関による研修会の実施等を通じて、支援者同士が児童虐待等に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係の構築に取り組んでいます。また、学校職員向けの研修に要保護児童支援専門員を講師として派遣するなど、要保護児童への対応力向上と児童虐待予防に関する啓発に取り組んでいます。
- 児童相談所の適切な運営と質の向上を図るため、令和4年度に第三者評価を受審し、課題の確認と改善を図っています。今後、3年に一度は受審し、外部の評価を取り入れた適切な運営を行います。
- 児童虐待対応における業務効率化及び職員間コミュニケーションの円滑化を検証するため、AI等を活用した児童虐待対応支援ツールの導入実績がある民間事業者と連携し、一部の児童相談所職員を対象に、児童虐待対応支援システム・クラウドサービスとタブレット端末を利用した実証実験を令和5年度に実施しました。令和6年度には児童相談所及び子ども家庭支援センターへ本格導入し、子どもや保護者との面接時や、関係機関への訪問先で迅速かつ効率的な経過記録を行うなど、業務効率化に向けた取り組みも進めています。

(3) 課題

- 比較的年齢の若い職員や経験の浅い職員が多く、組織の中核を担う中堅以上の職員が少ない状況であるため、係長（SV）や管理職にかかる負担が大きくなっていることが第三者評価にでも指摘されており、職員の経験の蓄積や個々の専門スキルの向上に加え、児童相談所の組織体制の見直しについても検討する必要があります。
- 職員の経験不足やアセスメント力の向上に向けた対策として、判断の質の向上及び判断に要する時間の短縮を図るため、ケースワークの中で蓄積したデータを活用したりスクアセスメントの導入について検討する必要があります。
- 子ども家庭支援センターと児童相談所が利用する情報共有システムの充実により、要保護児童に係る記録等について、情報共有の円滑化・効率化を図り一元的な運用を強化する必要があります。
- 地域社会に代替養育のもとで育つ子どもへの理解が深まるよう、関係機関向けの研修の充実を図るとともに、学校をはじめとする関係機関との連携を強化する必要があります。

(4) 今後の取組みの方向性

■ 児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取組みの推進

「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」及び「世田谷区子ども家庭支援センター職員人材育成研修実施要領」に基づき、経験年数及び職層に応じた様々な研修の実施を通じ、児童相談行政や福祉について知識の習得や専門性の向上に努め、継続的な人材育成に取り組めます。

児童相談所では、内外の研修を積極的に受講するほか、OJTに組織的に取り組み、児童相談所の業務内容に合わせて、「担当職務」「コミュニケーション」「スキルアップ」「健康や生活習慣」の4項目について、OJT担当と新任職員と一緒に目標を設定し、3か月ごとに振り返りを行うなど、「共に育て合い」「共に育ちあう」人材育成に取り組んでいます。

また、児童相談課と一時保護課（一時保護所）の職員同士、一時保護所職員と区内養護施設職員との交換研修を行い、役割の違う業務を双方が研修を通して理解することや、社会的養護への理解を深め、子どもの支援に役立てていけるようにします。

受講した職員へのアンケート結果や各SV（係長）の意見、社会状況の変化等を踏まえながら、逐次、研修内容の見直しと充実を図ります。

■ 情報共有システムの一元化等の検討、ICTを活用した児童相談対応業務の更なる効率化の検討

子ども家庭支援センターと児童相談所が利用する情報共有システムについて、両機関が保有する記録を一元的に管理できるシステムのあり方を検討します。

タブレット端末による児童虐待対応支援システムについては、同システムの機能の活用範囲の拡充や、情報共有システムとの連携等、取組みの拡充に向けた検討を進めます。

■ 関係機関や地域とのさらなる連携強化の取組みの推進

引き続き、要保護児童支援協議会の枠組みを活用しながら、関係機関と連携し、支援対象児童等の早期発見、適切な支援、予防的取組みを推進します。

また、区教育委員会が開催している教育支援チームに児童相談所職員が定期的に参加し、学校内で対応に苦慮する児童・生徒とその家庭に関する事例の情報共有や、学校と児童相談所の連携・役割分担等に関する意見交換を行っていきます。

学校や児童館、地域の関係団体、子育て支援機関などが主催する各研修会等に講師として赴き、区の児童相談所業務についての理解や要保護児童への対応力向上に取り組んでいくとともに、地域社会の中で、児童虐待予防や代替養育のもとで育つ子どもへの理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ周知啓発に取り組めます。

<資源の整備量>

①児童相談所の管轄人口（人）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
918,141	916,404	918,124	919,745	921,265	922,720

②第三者評価を実施している児童相談所数（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1	1	1	1	1	1

③児童福祉司、児童心理司、児童福祉司スーパーバイザー、医師、保健師、弁護士の配置数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
児童福祉司	44	44	46	47	48	50
児童心理司	25	25	25	25	25	25
児童福祉司SV	7	7	8	8	8	8
医師	3	3	3	3	3	3
保健師	2	2	3	3	3	3
弁護士	2	2	2	2	2	2

④子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修等）の受講者数（人）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
68	66	64	63	62	61

⑤モバイルシステムへの登録児童数（人）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3,987	4,229	4,471	4,713	4,955	5,197

3 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善

(1) 基本的な考え方

- 令和4年改正児童福祉法においては、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」及び「親子関係形成支援事業」が創設され、既存事業である「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」及び「養育支援訪問事業」とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられ、虐待等に至る前の予防的支援策として重要な役割を果たすものとされています。
- 区においても、子育て世代包括支援センター（健康づくり課）の機能と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）の機能を保健福祉センター内で一体的に運営している現在の体制をもって、「こども家庭センター」として位置づけ、母子保健・児童福祉のさらなる連携強化を行い、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施します。
- 子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体でともに支え合うまちを文化として築いていくため、すべての子どもに関わりをもつ学校をはじめとした教育機関や、保育園・幼稚園・地域の子育て支援機関等、様々な関係機関が有機的に繋がり、地域のネットワークの中で、支援が重なり合いながら、子どもと子育て家庭を支える地域づくりが重要です。

(2) 現状と課題

1 こども家庭センター

- 子育て世代包括支援センター（健康づくり課）と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）を、新たに「こども家庭センター」として位置付けた上で、合同ケース会議の開催やサポートプランの作成等、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化を図っています。
- 合同ケース会議の開催やサポートプランの作成等、新たな取組みについては、運用状況や取組み効果の確認・検証を行い、必要な見直しを行っていく必要があります。

2 支援を必要とする妊産婦等への支援

- 特定妊婦や支援を必要とする家庭への支援にあたり、母子保健（健康づくり課）と児童福祉（子ども家庭支援課）が連携して取り組んでいます。母子保健事業の中で特定妊婦や虐待相談として対応すべきケースを把握した場合は、保健師とケースワーカーが密に情報共有をしながら対応しています。
- 母子保健（健康づくり課）において、支援の必要性を早期に、組織的かつ標準的に把握するとともに、児童福祉（子ども家庭支援課）との共有を図るため、リスクアセスメントシートを活用するなどして、包括的に切れ目なく支援を行う必要があります。

3 赤ちゃん・子どものショートステイ・母子一体型ショートケア（子育て短期支援事業）

- 赤ちゃん・子どものショートステイは、保護者の疾病等により、一時的に子どもを養育することが困難となった場合に、0歳から12歳の子どもを対象に、児童養護施設1か所、乳児院2か所で短期間養育する事業です。平成30年度からは、要支援家庭を対象としたショートステイを実施しており、保護者の強い育児疲れ等により、虐待のおそれやそのリスク等が見られる場合に、1歳から中学生以下の子どもを上記の児童養護施設で短期間養育しながら、生活指導や発達・行動の観察、保護者への支援をしています。
- 今後は、子どものショートステイの受け皿の拡大及び、児童養護施設から遠い地域の家庭や家庭的な環境での預かりが適する家庭の利用促進のために一般家庭宅でのショートステイ委託を進める必要があります。
- 母子一体型ショートケアは、見守りが必要な母子等に対し、母子生活支援施設において、母子ともに滞在型のショートケアを実施し、育児・家事指導を行うことにより、その後の生活支援に繋げるとともに、親子関係の構築の場としても活用しています。
- 今後は、児童相談所および子ども家庭支援課への事業周知を強化し、利用促進を図る必要があります。

4 養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）・学生ボランティア派遣事業（子育て世帯訪問支援事業）

- 養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）は、子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、虐待予防並びに当該世帯の自立及び児童の健全な育成を支援しています。
- ニーズが増している中、事業の目的や支援内容を確実に実施できる新規委託先を確保する必要があります。
- 学生ボランティア派遣事業は、被虐待児童及び要保護児童等（小・中学生）に大学生・大学院生のボランティアを派遣し、会話や遊び、学習を通して児童の精神的、心理的支援を行うことにより、児童の健全な育成及び自立を支援しています。

5 ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図っています。

6 子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業（児童育成支援拠点事業）

- 児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。区では、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を位置づけます。

- 経済的困窮に加え、虐待、保護者の疾患、子どもの不登校や障害等、複合的な困難を抱えている子どもや家庭が多く、時間をかけて寄り添い、個別に支援を行う必要があります。
- 中学卒業後もアフターケアを実施していますが、高校生世代に対する同様の支援ニーズがあります。

7 ヤングケアラーに対する支援

- ヤングケアラーとその家族への支援として、関係機関の横断的な連携を促進し、早期に必要な支援につながる仕組みづくりを行うとともに、支援の基盤強化を図るため、ヤングケアラーコーディネーター業務及びLINEを活用した相談業務を実施しています。
- ヤングケアラーの問題は、本人が置かれた状況をうまく言葉にすることが難しい、本人や家族に自覚がないといった理由などから、家庭の外に表面化しにくいという課題があります。ヤングケアラーへの理解を深め、周囲の大人の気づきの感度を上げるための普及啓発を行う必要があります。
- 子ども・若者のライフステージや家族の状況により、必要な支援が変化することから、ヤングケアラーとの定常的な接点を持ち、身近で相談できる環境づくりが求められています。
- ヤングケアラーの背景には、子ども・教育・高齢・障害・生活福祉などの複合的な課題があることから、各分野の支援者がヤングケアラー支援の視点を持ち、より円滑な横断的連携を図る必要があります。

(3) 今後の取組みの方向性

■ 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善に向けた取組みの推進

児童福祉と母子保健のさらなる連携強化により、家庭支援事業をはじめとした、児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善に向けた取組みを着実に実行し、子どもと保護者が安心して地域で生活できるよう支援を行います。

■ 子どもの権利擁護に係る普及啓発

子どもの権利擁護の理解促進を図るため、子ども自身に対する普及啓発を行うほか、子どもの権利保障の理解者となる大人を増やしていくため、保護者や子どもに関わる支援者等に対する子どもの権利についての理解促進を進めます。

■ ヤングケアラーへの支援体制の充実

ヤングケアラー支援に関する研修等の普及啓発をはじめ、ヤングケアラー支援体制の基盤を強化し、早期発見と関係機関の円滑な横断的連携を図ることで、ヤングケアラーの子ども・若者の将来を見据え、可能性を狭めることなく、選択肢を増やすことのできる支援につなげていきます。

<資源の整備量>

①こども家庭センターの設置数（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1	1	1	1	1	1

②子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数（回/人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	58	58	58	58	58	58
受講人数	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592

③都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備

現 状 (6年度)	未実施
今後の取組み (7～11年度)	ノウハウの蓄積や高い専門性の確保等の観点から、今後必要性が生じた場合において、対応を検討する。

④こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

現 状 (6年度)	令和6年度より、支援対象者に対し、より効果的な支援に確実につなげていけるよう、特に支援の必要性の高い家庭に対して導入する子育てサービスの利用者等から順次作成・交付に取り組んでいる。
今後の取組み (7～11年度)	現状の活用状況の検証・分析結果等を踏まえながら、記載内容を含めた運用方法の見直しや対象家庭の拡充を図っていく。

⑤子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム数（家庭数）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3	4	5	6	7	8

⑥児童家庭支援センターの設置数(箇所)

現 状 (6年度)	区では子ども家庭支援センターにおいて対応
--------------	----------------------

⑦児童相談所からの在宅指導措置委託件数

現 状 (6年度)	子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用における主担当変更により対応
--------------	--

⑧助産施設の設置数（箇所）

現 状 (6年度)	3（1箇所休止中）
--------------	-----------

⑨特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数（回/人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	1	1	1	1	1	1
受講人数	14	30	30	30	30	30

⑩ヤングケアラー支援基盤強化事業

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施	実施	実施	実施	実施	実施

<資源（家庭支援事業）の需要量>

資源	現在の取組み状況	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ショートステイ事業【子育て短期支援事業】（人日）	1,656	1,974	1,976	1,978	1,980	1,982
養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）【子育て世帯訪問支援事業】（件）	105	112	119	127	135	144
学生ボランティア派遣事業【子育て世帯訪問支援事業】（件）	6	10	13	16	19	22
ペアレント・トレーニング【親子関係形成支援事業】（人）	12	20	20	24	28	32
子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業【児童育成支援拠点事業】（人）	32	121	121	123	125	124

<資源（家庭支援事業）の確保量>

資源	現在の取組み状況	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ショートステイ事業【子育て短期支援事業】（人日）	3,957	4,053	4,149	4,245	4,341	4,437
養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）【子育て世帯訪問支援事業】（件）	105	112	119	127	135	144
学生ボランティア派遣事業【子育て世帯訪問支援事業】（件）	6	10	13	16	19	22
ペアレント・トレーニング【親子関係形成支援事業】（人）	12	16	32	32	32	32
子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業【児童育成支援拠点事業】（人）	80	80	80	80	80	80
ヤングケアラー支援に関する研修等の実施回数（回）	5	6	6	6	6	6

※児童福祉法第 21 条の 18 に規定する家庭支援事業のうち、一時預かり事業、養育支援訪問事業については、「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」に掲載しています。

4 一時保護の児童への支援体制のさらなる強化

(1) 基本的な考え方

- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。
- 区では、一時保護にあたっては、子どもの最善の利益を最優先とする一貫した方針の下で、保護する子どもの年齢や性別、状況等に応じた適切な生活環境を提供すること、一時保護は子どもの行動を制限するため、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とすること、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することを基本方針としています。
- 一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を行い、家庭的な環境のもと、子どもの権利が守られる環境で子どもに寄り添うことを大切に、子どもが心身ともに安心して生活できるようにします。

(2) 現状

【一時保護所の適切な運営】

- 区の一時保護所においては、子どもたちのプライバシーが守られ、安心して過ごすことができるよう、学齢児の居室については原則個室とし、家庭的な雰囲気のもと日常的な支援を行うための環境整備を行っています。
- 弁護士等を一時保護所第三者委員として設置し、定期的に子ども達の様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、日頃の不満などの意見を聴く取組みを行っています。
- 一時保護所の適切な運営と質の向上を図るため、令和2年度の開設時より第三者評価制度を導入し、改善を図っています。
- 一時保護所に入所する際は、子どもの権利や一時保護所において生活する際のルールが分かりやすく記載された「一時保護所のしおり」を配付するとともに、一時保護所内での相談方法や不満や意見、改善要望などがあった場合の意見表明等を子どもに丁寧に説明しています。
- 一時保護所内に意見箱を設置し、投書できる用紙の宛先には、第三者委員や児童福祉審議会（直接申立制度）、せたホッと等を記載し、子ども本人の意向により相談先を主体的に選択できるよう工夫をしています。
- 一時保護所内の基本的なルールなどについて、定期的に子どものみで話し合い、決めていくこととしており、一時保護所内の子どもの権利保障に努めています。
- 子どもが一時保護所内で生活する中での不満や意見を定期的に一時保護所職員が聞く機会を設け、子どもが思っていることを職員に気軽に伝えられる関係性の構築に努めています。

【適切な保護の実施】

- 一時保護にあたっては、保護期間中における通学、友人関係、また児童相談所による支援等を考慮し、区内での保護を原則としています。
- 子どもができる限り家庭と同様の養育環境において養育されるよう、里親への一時保護委託を優先して検討しており、徐々にではありますが里親への一時保護委託数が伸びています。(84 ページ参照)
- 子どもの状態像や年齢、特性に合わせ、里親、施設、医療機関等の様々な機関等への一時保護委託を行っています。

(3) 課題

- 令和5年度の区の一時保護件数は154件にのぼり、開設当初を上回る保護人数の実績があり、子どもの安全・安心を確保するためにも、高まる一時保護需要への対応が必要です。
- 保護が必要な子どもを確実に一時保護するためには、できる限り家庭と同様の養育環境において養育する、一時保護委託の受入れが可能な里親を確保することが必要です。
- 里親への一時保護を進めるにあたっては、急な対応に里親が戸惑うことがないよう、留意事項等を整理し、丁寧な説明に努める必要があります。
- 施設において、一時保護児童と入所児童と一緒に生活することは双方において影響が大きいため、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な対応ができるよう、様々な一時保護委託先を確保するための検討を進める必要があります。
- 保護児童の中には不登校の子どもも多く、また、学力と学年が見合っていないこともあるため、個々の子どもの学習能力を見極め学習進度にあわせた指導の充実を図る必要があります。
- 一時保護所のこれまでの使用状況、建物の使い勝手等を踏まえ、子どもの権利の保障に配慮した施設とするため、適切な建物や設備面の改善に向けた検討を進める必要があります。

(4) 今後の取組みの方向性

■ 一時保護所の適切な運営に向けたさらなる取組み

「一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年4月施行)」を踏まえながら、設備面や職員配置等も含め、適切な一時保護所の運営に取り組めます。

一時保護所内において一人ひとりの学習状況に応じた教育を行うため、学習指導専門員による原籍校との連携強化に取り組むとともに、学習用タブレット端末の導入や原籍校への登下校支援など、一時保護児童の学習環境の整備に取り組めます。

建物や設備面について、保護児童数の推移等を見極めながら、適正な規模や建物の使用状況・使い勝手等を検証したうえで、改善に向けた検討を進めます。

■ 一時保護の体制整備

愛着形成に重要な時期である3歳未満の乳幼児の一時保護については、家庭と同様の養育環境での保護ができるように、乳幼児短期緊急里親制度を令和7年度から試行実施します。

高まる一時保護需要に対応するため、引き続き児童養護施設等における一時保護委託の受け入れを実施するとともに、子どもの年齢や状況、ニーズ等に柔軟に対応できる、様々な一時保護委託先を確保するための検討を行います。

■ 一時保護された子どもの権利擁護に係る取組みの推進

第三者委員や意見箱の設置等の既存の取組みに加え、意見表明等支援事業や子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申し立て制度の運用開始により、一時保護された子どもの権利擁護に係る取組みを推進してまいります。

<資源の整備量>

①一時保護施設の定員数（人）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
26	26	26	26	26	26

②一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数（数）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
17	20	20	20	20	20

③乳幼児短期緊急里親制度の確保数（家庭）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
未実施	試行 (4家庭)	検証 (4家庭)	実施 (4家庭)	実施 (4家庭)	実施 (4家庭)

④一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数（回/人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	5	5	5	5	5	5
受講人数	75	69	69	66	66	66

⑤第三者評価を実施している一時保護施設数（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1	1	1	1	1	1

◆子どもへのヒアリング ①一時保護所入所児童

一時保護所に入所している子ども 10 名に、一時保護所での生活や子どもの権利、児童相談所等について、座談会形式でヒアリングを行いました。



参加した子どもの声

【一時保護所の良いところ】

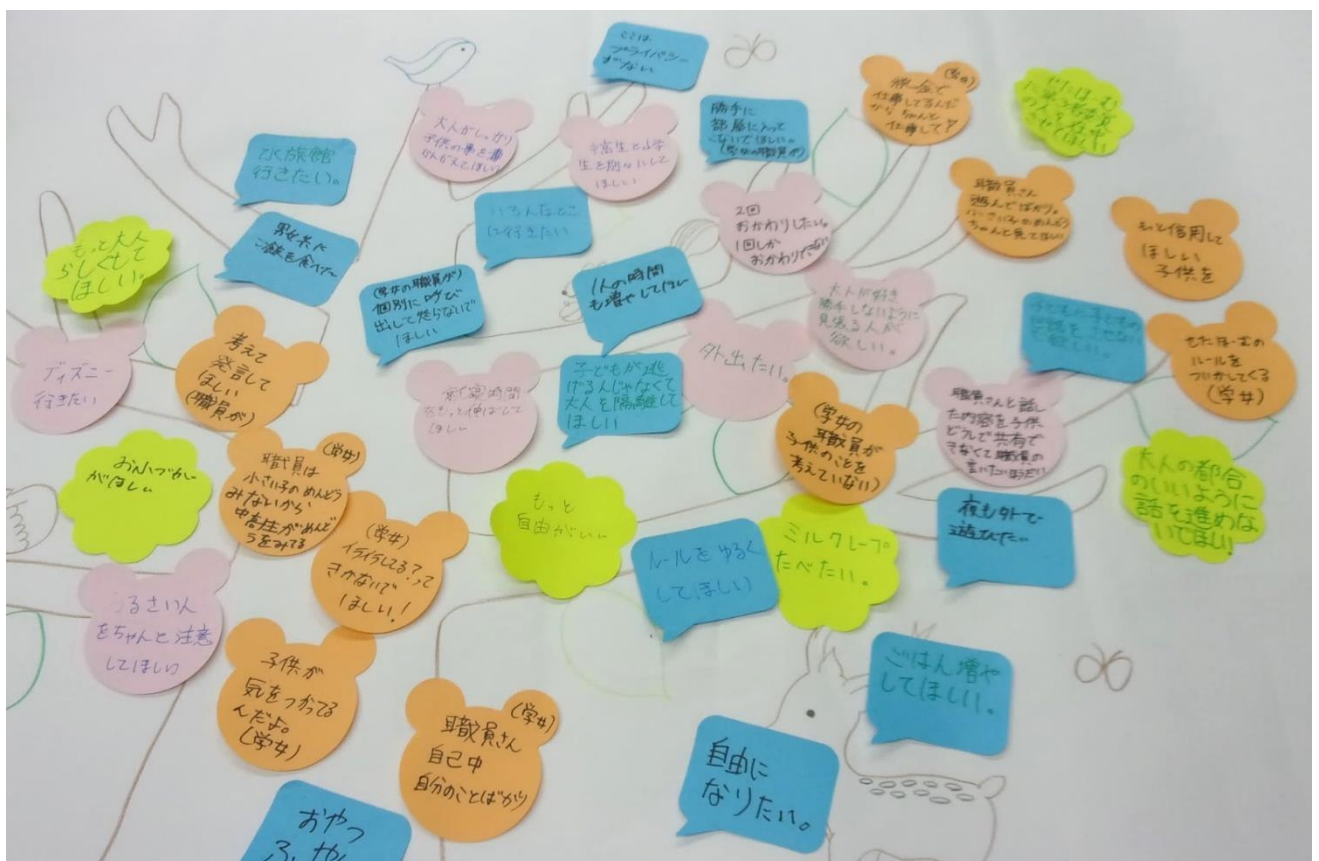
- ・職員が話を聴いてくれるし、一緒に遊んでくれるところが良い。
- ・信頼できる職員もいる。
- ・先生が、忙しそうにしているけど、その後に「今時間があるから話聞かよ」と声をかけてくれた。

【一時保護所の不満に感じる場所】

- ・小さい子の世話をさせられることが不満。(遊んでくれてありがとうと言われるけど、断れないだけで、遊びたくて遊んでいるわけではない。)
- ・大人の都合でここにいるのに我慢させられている。
- ・生活のほとんどが大人に決められている。

【こうなったら良いなと思うこと】

- ・第三者委員にずっといてほしい。
- ・理想の児童福祉司は、話しやすく、しっかり話を聞いてくれて、守ってくれる人が良い。



▲写真：当日の様子（子どもに「みんなの願い」を自由に書いてもらいました。）

5 パーマネンシー保障に向けた取組みの推進

(1) 基本的な考え方

- 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。すなわち、家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行い、それが困難と判断された場合には、代替養育を必要とする子どもに対しては、親族里親・養子縁組里親・養育里親・専門里親・ファミリーホームの中から、子どもの意向や状況を踏まえて代替養育先を検討し、これらのいずれも適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置の検討を行うものとします。その上で、すでに代替養育されている子どもに対しても、継続して家庭復帰を目指すとともに、親族等による養育や特別養子縁組を検討したケースマネジメントを実施する必要があります。ただし、いずれの状況においても、どのような対応が、子どもの最善の利益の観点から最も適切なのかをケースごとに判断し、子どもの意向や状況を踏まえて措置を行う必要があります。
- 区においても、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行っています。また、代替養育のもとで生活する子どものうち、家庭や親子関係等の状況から児童相談所が家庭復帰が可能と判断した場合は、家族再統合に向けた支援を進め、子どもの安全を確実なものとしたうえで家庭復帰を果たし、さらにその後の適切な在宅支援につなげていくことを目指しています。
- 特に、愛着関係の基礎を作る大切な時期である乳幼児期の子どもを温かく安定した家庭での生活に早期につなげるため、実親による養育が困難な事例については、特別養子縁組の可能性を探り、実親による養育の意思を確認のうえ、出産後できるだけ早期の特別養子縁組につなげることを基本方針としています。
- 母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一、子どもと母親が共に入所でき、安定した生活の営みができるように、子ども、母親双方へ支援することができる施設であり、その特性を生かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで行っていくことが求められています。

(2) 現状

児童相談所、フォスタリング機関、里親、児童養護施設等は、パーマネンシー保障の観点で最優先されることを共通認識とし、協力して子どもの家庭復帰に取り組むよう努めています。また、子どもを主体としたパーマネンシー（子どもの健やかな育ちのため、養育環境が変わったとしても、子どもの人生が連なり繋がっていくこと）を保障していくことも重要です。

【親子関係再構築に向けた取組み】

- 児童相談所においては、家族再統合を担う専任の「親子支援チーム」を設け、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの手法を活用し、親子支援チームが地域支援担当のバックアップを行い、児童相談所と保護者が協働して子どもの安全のためのプランを作成し

ながら家庭復帰に向けて取り組んでいます。合わせて、ケース担当者に定期的にヒアリングを行い、措置児童とその家族について、家族の再統合・親子関係の再構築の可能性やその家族への支援の課題や具体的な取組み等を明らかにすることで、家族機能の回復に向けた支援が促進されるよう取り組んでいます。

- 心理的ケアにおいては、効果が期待できると思われるケースには、P C I T（親子相互交流療法）、親子グループ、メンタルフレンドの活用、東京都児童相談センター治療指導事業等も適宜活用した継続的支援を行っています。
- 地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターでは、子どもや子育てに不安を抱える保護者等に寄り添い、必要な子育てサービスの導入や地域資源と連携した支援を実施しています。今後、サポートプランの活用を踏まえながら、日々のケースワークの中で、親と子どもそれぞれに寄り添いながら、家族の関係再構築に向けた養育支援を行っていきます。

【特別養子縁組の推進に向けた取組み】

- ネウボラ・チームによる妊娠期面接等による特別養子縁組を必要とする事例の把握に努め、都及び他区の児童相談所と連携した早期の特別養子縁組成立に取り組んでいます。
- 養子縁組里親の認定登録を受け、養子縁組候補児童とのマッチングが始まるまでの間、養育家庭としての役割を担うことができるよう、養子縁組里親と養育家庭の二重登録の促進を図っています。
- 特別養子縁組の理解促進を図るため、リーフレット等を子育て団体や区内大学等に配布するなど、積極的な普及啓発を行っています。
- 養子縁組家庭を対象として、定期的に養親同士が相互に交流するための「養子縁組家庭サロン」を開催し、地域からの孤立の防止及び養育力向上に取り組んでいます。

（３）課題

- 令和４年改正児童福祉法の親子再統合支援事業の趣旨を踏まえた、親子関係調整のための様々な手法を取り入れることや、里親・施設等の意見も聞きながら協働して支援していく仕組みづくり等、親子関係再構築のための支援体制強化に向けた検討を行う必要があります。
- 縁組成立前、交流期間中、縁組成立後の一連の流れにおいて養子縁組里親への適切な支援を行うとともに、縁組成立後も、養親が悩みや不安を抱え込まず養育ができるように支援を行うことが必要です。
- 地域社会における特別養子縁組制度の理解促進を図るため、さらなる普及啓発に取り組む必要があります。
- 妊娠出産期を迎える前から特別養子縁組制度についての知識を持っておくことで、子育てを希望する家庭が、特別養子縁組による子育てを選択肢の一つとして考えることができるよう、若年世代への普及啓発の取組みについて検討する必要があります。

(4) 今後の取組みの方向性

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの実施（継続）
家庭養育優先を原則に、アセスメントの結果を家族や関係機関と共有し、在宅支援に繋げていきます。在宅での養育が困難な場合は、里親、特別養子縁組等代替養育に切り替え、子どものパーマネンシーを保障していきます。
- 親子関係再構築に向けた重層的な体制構築に向けた検討
令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、親子関係再構築に向けた重層的な体制構築に向けた検討を行うとともに、児童相談所の地域担当（児童福祉司・児童心理司）、里親担当、親子支援チームの役割を明確にし、家族再統合、親子関係再構築の可能性、家族の課題を迅速に探り、家族を主体とした計画の作成と、実践する仕組みを構築していきます。
- 特別養子縁組制度の周知啓発及び理解促進
里親支援センターや関係機関と連携しながら、里親普及啓発のキャッチコピーを活用した広報活動や、地域イベントブースを活用した普及啓発活動を通して、特別養子縁組制度の周知、理解促進に繋がっていきます。

<資源の整備量>

- ①子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

現 状 (6年度)	家族再統合を担う専任の「親子支援チーム」を設け、措置児童向け「家族再統合等支援のためのヒアリング」をケース担当児童福祉司、児童心理司と実施している（ヒアリングにはケース担当児童福祉司SV、児童心理司SVも参加）。家庭引取り、親子関係の修復の可能性や、その家族の課題、具体的な取組み等を明らかにすることを目的としており、リスクに対処する手立てが整わず、家庭引取りが困難な場合は、親族等の養育、特別養子縁組等も検討するなど支援方針を検討し、直近の援助方針会議に速やかに提出し、方針の決定を行っている。 【家族再統合等支援のためのヒアリング実施件数】115件
今後の取組み (7～11年度)	今後も引き続き、「家族再統合等支援のためのヒアリング」を実施していく（年115件）。

- ②親子再統合支援事業（家族再統合にむけた協働ミーティング）の実施件数（件）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
6	6	6	8	8	8

③親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備

現 状 (6年度)	地域支援担当とは別に、専任の児童福祉司、児童心理司で構成された親子支援チームを設置している。サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ等の手法を活用し、親子支援チームが地域支援担当職員のバックアップを行い、児童相談所と保護者が協働して子どもの安全を守るプランを作成することや、家族再統合・親子関係の再構築にむけたプログラムの作成及び支援方針について検討し、家族機能の回復にむけた支援の促進を図っている。 【虐待の一時保護ケース、措置ケース、在宅ケースの親子支援関与件数】110件
今後の取組み (7～11年度)	今後も引き続き、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ等の手法を活用し、親子支援チームが地域支援担当職員のバックアップを行い、家族機能の回復にむけた支援の促進を図っていく。

④親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数(回/人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	8	8	8	8	8	8
受講人数	308	308	308	308	308	308

⑤児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備

現 状 (6年度)	保護者支援プログラムの実施に当たって認定資格等の取得や一定の研修受講が求められる場合など、必要な研修の受講について、『外部研修等派遣研修実施要領』を作成している。参加者の希望だけでなく、経験年数や遂行する業務に密接に関連する等の選考基準を明確にすることとし、公平性、客観性を保つようにした。保護者支援プログラムに関しては、実施主体となる児童心理司を中心に長期的計画のもと順次研修受講を進めている。 【保護者支援プログラムに関する研修実施回数】8回
今後の取組み (7～11年度)	今後も引き続き、保護者支援プログラムに関する研修を実施していく（年8回）。

⑥保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

現 状 (6年度)	専任の親子支援チームを設置し取り組んでいるが、今後の支援の充実に向け、民間団体等への委託について、他自治体の取り組みを調査、研究している。
今後の取組み (7～11年度)	未定

⑦児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数（件）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3	3	3	3	3	3

⑧民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数（件）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0	0	0	0	0	0

※児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合に、民間あっせん機関との連携・協力により特別養子縁組が成立した件数

⑨親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備

現 状 (6年度)	少しでも養子縁組の可能性のあるケースについては、弁護士相談にて助言をもらえる支援体制を整えている。 弁護士が出勤日以外の日にも電話やメール、オンラインでの対応が可能であり、適宜、適切な助言・指導をもらえることで、次期を逃さず申立の検討ができる体制をとっている。 【連絡、交流が途絶えたケースで特別養子縁組を目指している件数】3件
今後の取組み (7～11年度)	今後も引き続き、連絡、交流が途絶えたケースでの特別養子縁組を目指していく（年3回）。

⑩里親支援センターやフォスティング機関（児童相談所を含む）等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1	1	1	1	1	1

⑪特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数（人）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
13	11	11	10	10	10

6 里親等委託の推進

(1) 基本的な考え方

- 平成 28 年の児童福祉法改正により、「子どもの家庭養育優先原則」が明記され、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者支援を原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされています。
- 区においても、里親を必要とする子どもが里親家庭で養育できるよう、数の確保や育成を図り、里親家庭が地域で孤立することのないよう、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築しています。
- 「里親子が暮らしやすい街は、きっと、あなたも暮らしやすい街」をキャッチコピーに掲げ、里親家庭であっても、どんな家庭であっても、地域の人々で子どもたちの成長を支え、子育てに協力しあえる街、「里親子フレンドリーシティ」を目指します。

(2) 現状

【里親制度の普及啓発・地域理解】

- 民間企業や大学等と協働して里親制度に関する説明会を実施しているほか、里親等の体験を伝える「養育家庭体験発表会」を開催しています。また、SNS を活用した情報発信や、リーフレットを作成し区内保育園や小・中学校に配布する等、様々な広報媒体を活用した普及啓発を行うとともに、世田谷線ラッピング電車の運行等により、地域社会の理解促進に努めています。
- 特に、地域の子育て支援機関に対し、研修等の実施により里親制度の理解促進を図るとともに、里親家庭が地域の一員として安心して養育できるように、地域の子育て支援機関と連携強化に努めています。
- 里親が地域の関係機関とつながり適切な支援を受けることで、里子の健やかな成長を目指すとともに、職員、地域の関係機関が里親制度や地域で生活する里親子について理解を深める機会とすることを目的とした「里親応援ミーティング」を実施しています。



写真:世田谷線ラッピング電車

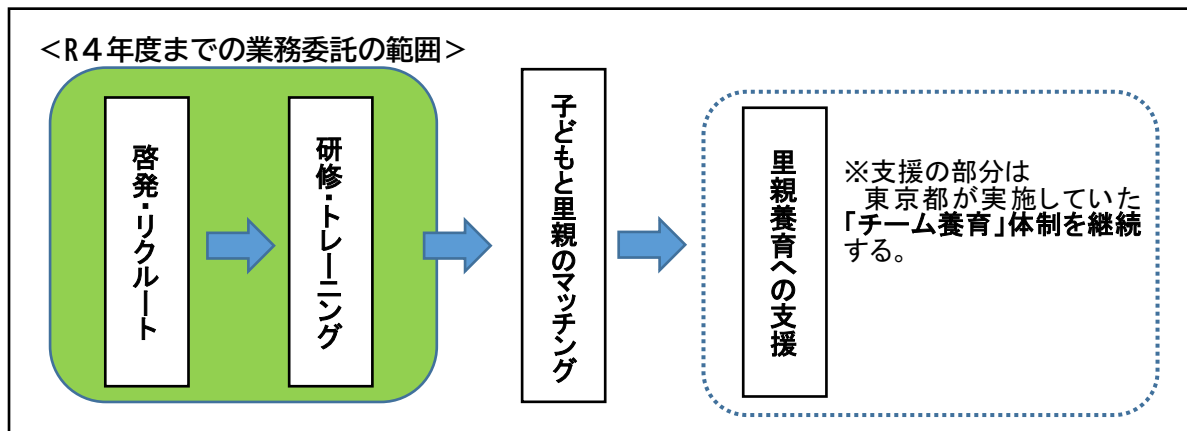
【里親等委託の推進】

- 区は、家庭養育の推進を目指し、里親等委託率の向上に取り組むにあたっては、「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上）の達成を目指すとし、里親等委託の推進に取り組んできました。まずは家庭で養育されるように支援を行い、代替養育が必要になった子どもについても早期の家庭復帰を目指した結果、微増ではありますが、里親等委託率を上げてきていますが、目標の数値には達していません。（里親等委託率 3歳未満児童 0%、3歳以上就学前児童 66.7%、学童期以降 26.7%【令和5年度末実績】）
- 特に、低年齢児については、実親に「里親に子どもを取られてしまう」といった不安を抱く傾向があり、里親委託に対する同意をもらうことが難しい実態があります。

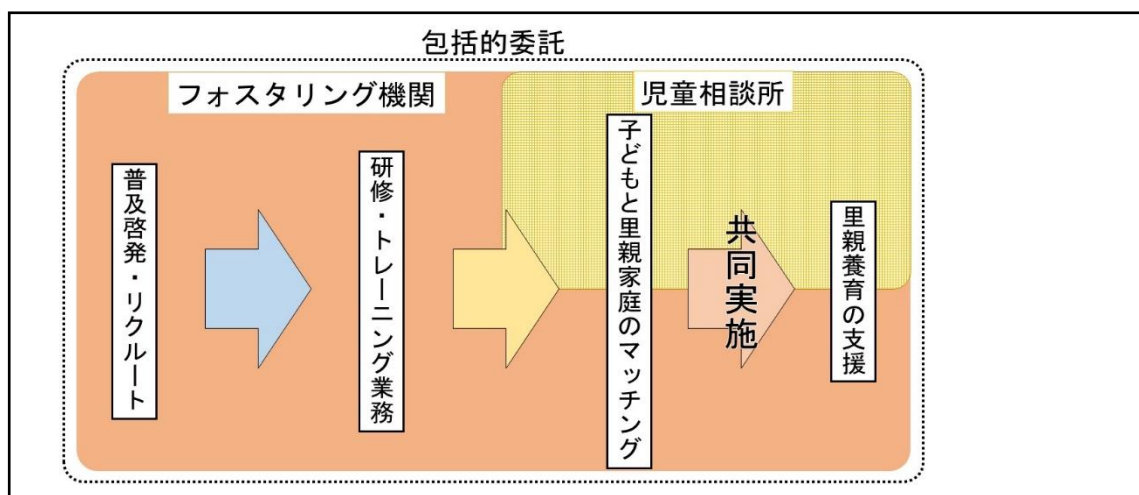
- ただし、目標達成のために機械的に里親等委託を進めるものではなく、個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果に基づいて子どもの最善の利益の観点から行うものとし、子どもにとって最適な環境での養育を最優先に考えることを前提としています。
- 特に、3歳児から就学前児童については、乳児院から家庭復帰が見込まれない児童の場合の措置変更については里親等委託を優先し、また、家庭から措置される児童も積極的に里親委託を行った結果、里親等委託率 75.0%（令和4年度実績）に達しました。
- 里親等登録数を増やすため、東名高速道路への横断幕の設置等により、広く里親登録者の増加を図るとともに、ターゲットを絞ったアプローチとして、医療機関等に働きかけ制度周知のチラシを掲示したり、地域の子育て支援機関との連携等に取り組んでいます。
- また、国に対し、子どもを受託している養育里親・親族里親が育児休業の適用となるよう制度改正の提案を求めています。

【里親支援体制の充実】

- 区は、令和2年度の児童相談所開設と同時に、①啓発・リクルート、②研修・トレーニングを委託し、③子どもと里親のマッチングについては、児童福祉法に基づき児童相談所に子どもの措置権限があることから、児童相談所が業務を担い、④里親養育への支援については、都が実施していた「チーム養育体制」を継承し、里親家庭が地域で孤立することなく子どもを養育していけるよう、児童相談所の進行管理・調整のもと、関係機関がチームの一員となって日々里親・里子に寄り添い、支援を行ってきました。



- フォスタリング業務のあり方について、令和3年度に児童福祉審議会に臨時部会を設置し検討を行い、令和5年度より包括的な業務委託を開始し、子どもと里親のマッチング支援や土日夜間の相談体制を整えるとともに、児童相談所内の執務室にフォスタリング機関の職員を常駐させるなど、児童相談所の里親担当と綿密な情報共有を行っています。



- 社会的養護の担い手である里親としての役割や意義、子どもの権利擁護などの知識や子どもの年齢に応じた養育に必要な専門的知識を学ぶ研修や施設等での実習、里親同士の交流会を通じて、里親の養育力向上を図っています。
- 里親養育の安定を図るため、育児家事援助者の派遣により、養育援助や家事などの生活援助を行っています。

(3) 課題

- 家庭養育優先原則に則り、特に、愛着形成において重要な時期である乳幼児における里親等委託を推進する必要があります。
- 里親と子どもの多様なマッチングを可能にするため、里親の数の確保はもちろん、養育が難しい子どもに対応できる専門性の高い里親や、一時保護委託や短期養育委託が可能な多様な里親の育成が必要です。
- 未委託家庭に対し、養育の機会を増やすなど、養育力向上に向けた取組みを進め、委託家庭数を増やす必要があります。
- ケアニーズの高い子どもについても里親等委託が可能となるよう、専門養育家庭を育成していく必要があります。
- 里親が地域で孤立することなく子どもを養育していけるよう、里親制度の普及啓発を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、チーム養育体制の充実に努める必要があります。
- ファミリーホームは養育里親として里親の研修・トレーニング及び相談支援の対象となっていますが、ケアニーズの高い子どもを含めて複数の子どもを受け入れているファミリーホームならではの課題を把握して、その養育に対する支援策について検討する必要があります。

(4) 今後の取組みの方向性

■ 里親等委託のさらなる推進

引き続き里親等登録数を増やすための取組みを進めるとともに、愛着形成に重要な時期である 3 歳未満の乳幼児の一時保護については、家庭と同様の養育環境での保護ができるように、乳幼児短期緊急里親制度を令和 7 年度から試行実施します。

児童相談所内での里親委託の理解促進を図るため、子ども担当との意見交換の場を設け、今後の円滑なマッチングや委託後の支援につなげます。

里親制度をわかりやすく記載したリーフレットを活用し、委託前の丁寧な説明を通して実親の理解を得るための取組みを進めます。

■ 未委託家庭の養育力向上に向けての取組み

未委託家庭の協力家庭登録を進めるとともに、マッチングの仕組みを工夫し、協力家庭に登録した未委託家庭が短期間子どもを預かり、養育を経験することで、養育力の向上につなげていきます。

■ 里親支援体制の一層の充実（里親支援センター）

里親支援業務を継続して安定的に実施できるよう、令和 7 年度に里親支援センターを設置し、里親支援センターの業務に含まれない事業（養子縁組包括支援事業）については委託事業として実施することで、里親支援体制の一層の充実を図ります。

■ 里親制度の周知啓発及び理解促進

里親支援センターの民間の手法を活用しながら、区と里親支援センターとが協働で里親制度の普及啓発と理解促進に取り組みます。

子どもに関わる施設や、区民に身近な場所でチラシやパンフレットを配布することで、里親制度の理解を深め、里親になりやすい環境を整えるとともに、養育家庭体験発表会を開催し、里親制度について、より多くの区民に理解してもらえるよう、開催内容の充実を図っていきます。

■ ファミリーホームの養育と運営の支援

障害児やケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームについては、里親としての相談支援に加えて、ファミリーホームの課題に特化した研修のコーディネートや、ファミリーホームと施設の交流会などにより、ファミリーホームの養育と運営に焦点をあてた支援を実施します。

※乳幼児短期緊急里親…2021 年より大分県（日本財団との協定）で開始した取組みで、乳幼児を緊急で一時保護する場合、受け入れ可能な里親を急に探すのが難しい状況にあり、その状況を改善するため、登録している里親に、待機料を支払い、原則として依頼があれば乳幼児の一時保護や短期間の委託を受け入れてもらう取組み。

<資源の整備量>

①里親等委託率、登録率、稼働率（全年齢）（％）

	5年度（実績）			7年度			8年度		
	委託率	登録率	稼働率	委託率	登録率	稼働率	委託率	登録率	稼働率
合計	29.2%	135.8%	21.5%	32.6%	134.2%	24.3%	34.4%	140.6%	24.5%
	9年度			10年度			11年度		
	委託率	登録率	稼働率	委託率	登録率	稼働率	委託率	登録率	稼働率
合計	37.0%	151.7%	24.4%	38.9%	160.0%	24.3%	41.6%	170.4%	24.4%

②里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数（件）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3	3	3	3	3	3

③里親支援センターの設置数（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0	1	1	1	1	1

④民間フォスティング機関の設置数（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1	0	0	0	0	0

※里親支援センターへのフォスティング業務委託を想定しており、独立したフォスティング機関の設置は行わない。

⑤児童相談所における里親等支援体制の整備

現 状 (6年度)	令和4年度に専任の里親担当児童福祉司を1名から2名に増やして里親等支援体制を強化している。
今後の取組み (7～11年度)	里親等委託の更なる推進のために、里親担当児童福祉司が今後求められる役割を見据えて里親等支援体制の整備を図る。

⑥基礎研修, 登録前研修, 更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数(回/人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施回数	13	13	13	13	13	13
受講人数	97	100	100	100	100	100

⑦里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）（％）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40%	43%	45%	53%	55%	60%

◆子どもへのヒアリング ②里子

里子4名に、フォスタリングカードキット TOKETA を使いながら、里親家庭での生活等について、座談会形式でヒアリングを行いました。



参加した子どもの声

- ・里母の側にいると安心する。
- ・お願いごとや困ったことは、里親に言えている。困ったことはあまりない。
- ・児童相談所の人とは会いに来てくれている。

7 児童養護施設等の機能強化

(1) 基本的な考え方

- 区では、令和3年12月に「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」を策定し、施設を小規模化することにより、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境」を実現し、施設の職員が子ども一人ひとりの特性に対して質の高い個別的なケアが実現できる体制の整備を目指すとともに、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、施設の地域分散化をとおして、施設が地域と連携を図り、入所している子どもが地域社会と関わりを持ちながら健全に育成されるよう取組みを推進しています。
- 母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一、子どもと母親が共に入所でき、安定した生活の営みができるように、子ども、母親双方へ支援することができる施設であり、その特性を生かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで行っていくことが求められています。
- 区内母子生活支援施設においては、当事者主体の支援力の向上に向けて、令和4年3月に策定した「母子生活支援施設の支援者のためのガイドライン」に基づき、取組みを推進します。

(2) 現状と課題

【児童養護施設】

- 令和2年度以降、区の施設入所児童は減少傾向にあり、また将来人口推計によると、児童人口の減少が見込まれていますが、毎年一定程度の児童虐待相談が寄せられています。
- 区の児童養護施設においては、できる限り良好な家庭環境の促進を図るため、グループホームの新規整備を行い、本体施設（ユニット）の定員を引き下げるとともに、既存のグループホームの定員を6名から4～5名に引き下げ、さらなる小規模かつ地域分散化に取り組みました。その結果、令和5年度末時点で、定員4～5名のグループホームが8か所、定員6名のグループホームが5か所、定員6～7名の本体施設（ユニット）が8か所となっています。
- また、施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、地域の要支援児童や要支援家庭等に対する支援においても重要な役割を担っていることから、子育て短期支援事業（子どものショートステイ）や児童育成支援拠点事業や、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施しています。
- 区は、施設がケアニーズの高い子どもに対する最適な養育環境を提供するため、専門職を配置するための財政支援を行っています。
- 小規模かつ地域分散化を進めるにあたっては、本体施設から離れた場所で、少人数の職員体制で支援を行う必要がありますが、夜勤や宿直などの勤務労働条件の関係から人材不足の現代においては、十分な人材を確保することが困難になってきています。
- 地域分散化にあたっては、ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくくなり、グループホームに勤務する職員が課題を1人で抱え込み、孤立することがないように、本体施設のサポートや組織的支援体制の確立や施設長や基幹的職員などのスーパーバイズ機能が重要です。

- 近年、ケアニーズが高い子どもや不登校の子どもが増えてきており、個別対応や複数職員での対応が必要なケースも多く、職員の資質向上が求められています。
- 施設の多機能化、機能転換を進めるにあたっては、人材確保はもちろんのこと、施設整備が必要になり、区として、整備に係る財政支援を行う必要があります。
- 高まる一時保護需要への対応として、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な対応ができるよう、一時保護委託専門施設等のあり方に向けた検討を進める必要があります。

【母子生活支援施設】

- 当事者主体のソーシャルワーク力の向上に向けた人材育成のために、令和4年度より各施設に、当事者主体支援推進担当職員を配置すると同時に、定期的かつ継続的に研修を実施しています。
- 子どもの権利にもとづく子ども支援、母子の生活の安定に向けた母親への支援、母親に対するキャリア形成支援を通じて、入所者に対するインケアを強化しています。
- 緊急一時保護事業、母子一体型ショートケア事業等を通じてセーフティネット機能、また、アフターケアや地域のひとり親家庭等に対する事業（区立施設にて先行）を通じて地域のひとり親家庭支援の拠点機能における支援を充実しています。
- 入所理由として住宅事情や配偶者からの暴力のみならず、母親の心身の不安定や不適切な家庭内環境によるものも多く、家庭の状況を見極め、それぞれの状況に応じ特別な配慮をもって、きめ細かな支援を行う必要があります。
- 面前 DV を含め被虐待児等や発達障害を含む様々な障害、外国にルーツのある子ども等、特別な配慮が必要な子どもが増えてきており、個別対応が必要なケースが増えてきています。
- 施設で生活する上での制約や施設設備等がひとり親家庭のニーズに合わず、入所率は5割強となっています。
- 施設の機能強化を進めるにあたっては、人材確保・人材育成・施設整備が必要です。

【障害児入所施設】

- 障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要があります。
- 障害児入所施設に入所している子どもに対し、コミュニケーションツール等を活用し、子どもが意見・意向を表現できるよう最大限配慮し、権利擁護の取組みを図る必要があります。

(3) 今後の取組みの方向性

■ 施設の機能強化に向けた取組み

令和7年度までに、すべてのグループホーム（児童自立支援施設提携型を除く）の定員を4～5人とし、できる限り良好な家庭的環境での養育が行えるよう整備を行います。また、子どもの年齢や状況等に柔軟に対応できるよう、入所児童の生活環境向上のため、すでに小規模化されたユニットにおいても個室化のための整備を進めます。

引き続き、地域の子育て支援機関として、子どもと子育て家庭を支える役割を担うとともに、多機能化・機能転換等さらなる機能強化に向けた検討を行います。検討にあたっては、十分な人材を確保することが難しい状況や小規模化に伴う職員体制の充実の取組みも欠かせないことから、区においては、施設に対する補助金等を活用した財政支援等を行うとともに、職員の負担軽減や質の向上のための支援体制の検討を行います。

※小規模かつ地域分散化の目標は91ページの記載のとおりです。

■ 施設等入所児童への支援の質の充実

ケアニーズが高い子どもが増加しており、現行体制のままでは困難な状況であることも踏まえ、施設等入所児童が適切な支援を受けられるよう、地域の社会資源との連携や受け皿確保等に向けた検討を行うとともに、職員の専門性の向上を図るため、研修を行い、組織力の向上と支援の質の向上を図ります。

■ 母子生活支援施設の機能強化（多機能化、支援の質の維持・向上）

令和4年3月に策定した「母子生活支援施設の支援者のためのガイドライン」に基づき、親子関係の再構築に向けた子どもの権利にもとづく子ども支援および母子の生活の安定に向けた母親への支援、母親に対するキャリア形成支援を通じて入所者に対するインケアの強化を図った上で、セーフティネット機能、さらに地域のひとり親支援の拠点機能における支援の充実を図ります。

インケアの強化にあたっては、子どもや母親、一人ひとりの状況をふまえた個別性を重視し、入所や退所予定時期、入所理由、子どもや母親・家庭の状況、地域資源等の社会の状況等、これらを総合的に考慮した上で、一人ひとりにあった支援を関係機関と連携して行います。

また、施設の安全性を保持しながら、母子生活支援施設が持つ様々な機能を活かし、地域のひとり親家庭等にも開かれた支援を展開していきます。

このように施設の機能強化を図ると同時に、子ども家庭支援センターとの連携のもと、複合的な困難を抱えている子どもと母親が母子生活支援施設の入所につながるよう、支援につながる仕組みを強化します。

■ 障害児入所施設の児童への支援の強化（権利擁護の取組み等）

障害児入所施設における入所児童への支援の強化を図るため、児童福祉司が面談等を行う際に、絵カード等のコミュニケーションツールを活用するなど、子どもの状況や特性に応じた権利擁護の取組みを進めます。

<資源の整備量>

①小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数（箇所/人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施設数	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
入所児童数	105人	112人	112人	112人	112人	112人

②養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数（箇所/人）

現 状 (6年度)	2施設に7名加配している。
今後の取組み (7～11年度)	養育機能強化のための専門職を配置できるよう、引き続き施設と調整を行う。

③養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2	2	2	2	2	2

④一時保護専用施設の整備施設数（箇所）

現 状 (6年度)	0
今後の取組み (7～11年度)	一時保護専用施設のあり方について検討を行う。

⑤里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1	1	1	1	1	1

⑥家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2	2	2	2	2	2

⑦福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数

現 状 (6年度)	施設なし
--------------	------

⑧福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数

現 状 (6年度)	13人
今後の取組み (7～11年度)	引き続き、施設入所に当たっては、子どもの最善の利益を考えながら良好な家庭的環境の中で養育される施設を選定していく。

◆子どもへのヒアリング ③児童養護施設入所児童

区内の児童養護施設に入所している子ども9名に、児童養護施設での生活や子どもの権利、児童相談所等について、座談会形式でヒアリングを行いました。



参加した子どもの声

【児童養護施設の良いところ】

- ・児童養護施設での生活は楽しいと感じる。
- ・嫌だったことを意見箱に入れたら変えてくれたことがあった。

【児童養護施設の不満に感じる場所】

- ・グループホームによってルールが違う。大人の対応も違う。

【こうなったら良いなと思うこと】

- ・理想の職員像としては、話しやすい職員、話が分かる職員が良い。同性の方が話しやすい。



▲写真：当日の様子（子どもに「みんなの願い」を自由に書いてもらいました。）

8 社会的養護自立支援の推進

(1) 基本的な考え方

- 令和4年改正児童福祉法においては、社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等）に対し必要な支援を行うことが都道府県の業務として位置づけられるとともに、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や意向等も踏まえ、必要な支援を受けることができるよう、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化等が規定され、自立支援体制の強化が求められています。
- 区では、児童養護施設退所者等への支援として、平成28年度より「せたがや若者フェアスタート事業」を実施しており、同じスタートラインに立ち、未来を切り開くことができるよう、自立に向けて歩む過程を支援しています。

(2) 現状

- 区には、自立援助ホームが3ヶ所あり、安心して暮らせる場を提供するとともに、自立に向けた支援を行っています。
- せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金、住宅支援、居場所・地域交流支援）においては、制度開始以来、給付型奨学金を段階的に拡大してきましたが、さらなる支援の拡充に向け、令和3年度より当事者を交えた検討会を行い、令和5年度より新たに、資格等取得支援、家賃支援、相談支援（愛称：せたエール）を開始するとともに、給付型奨学金、住宅支援、居場所・地域交流事業を拡充しています。給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援については、退所者等を社会全体で支える仕組みとするために創設した「世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金」を活用しています。



【図：せたがや若者フェアスタートの全体像】

- 新たに開始した相談支援（せたエール）を、「社会的養護自立支援拠点事業」として位置づけ、対象者が気軽に集まり、意見交換や情報交換、情報発信等を行うことのできる居場所や、相談支援を実施しており、個々の状況に応じた相談支援を継続して実施することにより、退所者等の安定した社会的自立を果たせるよう支援を行っています。
- 施設で養育されている子どもには、虐待による傷ついた経験や養育者との安定した関係が築けないことによる様々な課題を抱えている場合があり、安定的な家庭環境の中で親子が生活を送るといった経験を持たない子どももいます。施設の中で信頼できる大人と安定した関係を築くことに加え、家庭的なあたたかい雰囲気を経験することは、子どもの学びを豊かにし、社会に適応していく上で不可欠となります。こうしたことから、施設で暮らす子どもが週末や夏休みを利用してあらかじめ登録された家庭（フレンドホーム）で宿泊体験を行う機会の創出に取り組んでいます。
- 関係機関との連携強化を図るため自立支援連絡会を開催し、児童養護施設、自立援助ホーム、せたエール、フォスタリング機関、児童相談所等、各支援機関の取組みや課題を共有し、退所者等へのアフターケアの強化を図っています。

（３）課題

- 児童自立生活援助事業については、年齢制限が撤廃され、今後さらに支援対象者が拡充されることが予想されますが、支援者の人材を確保する必要があります。
- せたがや若者フェアスタートの奨学金給付者のうち、約 25%（令和 5 年度末時点）が中途退学しているという実態があり、関係機関と協力しながら、個々の退所者等の状況に応じたきめ細やかなサポートを行う必要があります。
- 相談支援（せたエール）の支援における専門性の向上、地域の若者支援機関との連携強化、アウトリーチによる支援の充実を図る必要があります。
- 施設入所児童等のうち、個々の状況に応じて 10 代前半や中学校入学以降といった早い段階から、将来の自立を見据え、早期に自立に向けた話合いや支援を実施することが望ましく、社会的養護自立支援拠点事業の活用にあたっては、入所中から子どもが同拠点の存在を認識し、職員と繋がりを持つ機会を確保することが必要です。

（４）今後の取組みの方向性

■ 社会的養護経験者等への自立支援体制の強化

若者が自立した生活を送るためには、安定的で適切な居住環境や十分な所得、就学や就労の機会の確保、社会との適切な関係など、様々な生活のための基盤が必要となります。

社会的養護のもとで育つ子どもが、自分自身で将来を選択できるよう、入所中から、自立に必要な情報やスキルの提供、社会生活上の訓練などの支援を行います。また、困

難に直面した場合や支援を利用したい場合に支援機関等を選択できるように、相談先等の丁寧な情報提供を行います。

自立に不安や困難を抱える退所者等へ切れ目ない支援ができるよう、児童等の置かれている状況を踏まえ、関係機関との調整の上、児童自立生活援助事業を推進します。合わせて、自立支援に携わる職員のスキル向上と勤務体制確保への支援の検討を行います。

新たに社会的養護自立支援協議会を設置し、出身施設、せたエールやフォスタリング機関等のアフターケア機関による継続的な支援だけでなく、関係機関が有機的に繋がり、重層的・継続的な支援を進めるとともに、支援を必要とする社会的養護経験者等に情報や支援が行き届くよう連携強化を図ります。

■ 社会的養護経験者等への相談支援の充実

児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、せたエールが区のケアリーバー支援の核となり、出身施設をはじめとした関係機関と連携を図りながら、円滑な退所後支援のために、入所中からの関係づくりを行い、退所を控えた者に対する支援を行うとともに、個々の状況やニーズに応じて必要な支援に適切につなぐために、相談・助言、情報提供、同行支援、アウトリーチによる伴走型の支援を行います。

また、社会的養護経験者だけでなく、社会的養護を経験していない若者に対しても、個々の状況やニーズに応じて必要な支援に適切につなぐために、相談支援を行います。

様々な困難や課題を抱える退所者等がいつでも気軽に立ち寄り、安心して過ごすことができる居場所の運営を行うとともに、ロールモデルの話を聞く会や勉強会を行う等、支援の充実を図ります。

■ セタがや若者フェアスタート事業の拡充

虐待等の経験があり、親族等からのサポートがなく困難な状況にある若者の社会的自立に向け、基金の趣旨を踏まえながら、さらなる支援の拡充を行います。経済的支援をきっかけとした伴走型支援の充実を図り、せたがや若者フェアスタート事業の取組みを推進します。

<資源の整備量>

①児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）

	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
	箇所数	入居者数	箇所数	入居者数	箇所数	入居者数	箇所数	入居者数	箇所数	入居者数	箇所数	入居者数
Ⅰ型	3	159	3	165	3	170	3	173	3	178	3	184
Ⅱ型	0	0	現状設置予定はないが、児童等の置かれている状況等も踏まえ、必要な支援を受けることが出来るよう検討を行う。									
Ⅲ型	0	0										

②社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数（箇所）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1	1	1	1	1	1

③社会的養護自立支援拠点事業における関係機関との連携の回数（回）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
32	35	36	37	38	39

④社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備

現 状 (6年度)	設置にむけて、検討を行う。
今後の取組み (7～11年度)	令和7年度に社会的養護自立支援協議会を設置し、自立支援に関する課題や情報共有等を行うとともに、日頃から顔の見える関係づくりを行い、円滑な支援ができる連携体制を整備する。

◆若者へのヒアリング ④児童養護施設退所者等

せたエール（児童養護施設や里親等のもとを巣立った若者のための相談・居場所）を利用している、児童養護施設等を退所した若者6名に、退所後あった方が良い支援や退所前にあたら良かった支援等について、座談会形式でヒアリングを行いました。



参加した若者の声

- ・施設の子ども同士の情報伝達が大きい。ロールモデルを早くから知っておきたい。
- ・家庭にいと親の仕事を見て、なんとなく仕事や社会を感じられるが施設にいと分らない。施設で「先輩の話を聞く会」があるが、進学者(学生)の話が多いので、働いている人や社会人の話も聞きたい。色々な人生がある(社会経験)ことを知れると良い。
- ・勉強会や情報アクセスできる手段を知れる場所があると良い。
- ・子どもだけが頑張るのではなく(子どもが自分で情報を集めなくてすむように)、施設職員等に制度を知ってもらうことが大切ではないか。
- ・事務代行よりも、子ども自身学びながらできるので、同伴支援のほうが良い。



▲写真：当日の様子（児童福祉審議会臨時部会委員2名によるヒアリングを行いました。）

9 人材育成・人材確保

(1) 基本的な考え方

- 子どもや家庭を取り巻く環境は、社会情勢とともに目まぐるしく変化しており、子ども虐待対応件数は増加の一途をたどっています。また、子どもや家族の課題も複雑かつ困難になっており、これまで以上に高い専門性が求められています。
- 児童福祉に携わる職員は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、子どもやその保護者などの援助に必要な専門的態度、知識技術を持ち、子どもの声を聴き、子どもひとり一人に寄り添った支援をするケースワークや、関係機関等をコーディネートして、子どもと家庭を支援するソーシャルワーク力が求められており、相談支援の質の向上を図る必要があります。
- 社会的養育に携わる全ての職員の人材育成・人材確保に取り組み、支援の底上げを図ります。

(2) 現状

【児童相談所】

- 区では、令和4年12月に「福祉職のあり方人材育成ビジョン」を策定し、福祉職の目指すべき方向性を整理しました。
- 児童相談所では、継続的に人材育成に取り組むこととし、「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」を作成し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員の経験年数及び職層に応じた目標を掲げています。また、新任・横転者については、所内研修を実施し、児童相談所業務の基礎を学んでおり、実態に応じた知識や技術を習得できるよう、職員のアンケート結果や各SV（係長）の意見、業務内容を踏まえ、年度ごとに研修項目を見直しています。
- 合わせて、児童相談所内での人事交流や、一時保護所と児童養護施設との交換研修を実施するなど、多様な勤務経験を通じ、職務知識の幅を広げるとともに社会的養護の全体像への理解を深め、他機関とのより円滑な連携を図り適切な支援を行っています。
- 新任・横転者職員の支援体制として、児童相談所勤務経験のある職員を中心に技術指導を実施し、各SV（係長）が全体の把握や経験者職員も含めた指導に加え、OJT担当職員を置いています。
- 弁護士2名（委託）、医師3名（特別職非常勤職員、委託。愛の手帳判定医を除く）等の専門職を配置し、専門的助言・指導を行っています。

【子ども家庭支援センター】

- 「世田谷区子ども家庭支援センター職員人材育成研修実施要領」に基づき、新任・横転者向けの基礎研修から専門性の向上を目的とした中堅職員、係長級向けの専門研修を計画的に実施しています。また、弁護士や要保護児童支援専門員（児童相談所OB）による職員向けの相談会や児童精神科医を講師とした事例検討会を実施しています。

【児童養護施設】

- 区の児童養護施設においては、施設内での研修（階層別・事業別）はもちろん、外部研修や区が実施する研修に参加する機会を設ける等、職員の専門性向上に向けた取組を行っています。
- 〇ＪＴやメンター制度の導入により、新人職員が一人で悩まず仕事ができるようサポートを行い、定着に向けた支援を行っています。
- また、キャリアアップの仕組みを構築するとともに、職員の定着に向けて、産休・育休後の復職支援や有給休暇制度の取得促進等に取り組んでいます。
- 人材確保の取組みとして、職員の孤立を防ぐため、本体施設のサポート体制や施設長や基幹的職員などのスーパーバイズ体制をとっています。
- また、就職説明会への積極的な参加や、ホームページやＳＮＳを活用した広報啓発を行うなど、施設や業務内容について理解してもらう機会を設け、人材確保に向けた取組を行っています。

【自立援助ホーム】

- 外部の子ども支援の関係機関と連携し、職員自身の資質向上のために学ぶ機会をもてるよう支援を行っています。年に最低２回は若手職員が外部のセミナーに参加できるようにしたり、他の施設を見学したり、施設内での研修会実施や、子どもの権利擁護についての意識を高めるための研修会にも積極的に参加するようにしています。

【母子生活支援施設】

- 当事者主体の支援力の向上に向けて、「母子生活支援施設の支援者のためのガイドライン（令和４年３月）」を策定し、ガイドラインに基づき取組を推進しています。
- 当事者主体のソーシャルワーク力の向上に向けた人材育成のために、令和４年度より各施設に、当事者主体支援推進担当職員を配置すると同時に、定期的かつ継続的に研修を実施しています。

【里親、ファミリーホーム】

- 社会的養護の担い手である里親としての役割や意義、子どもの権利擁護などの知識や児童の年齢に応じた養育に必要な専門的知識を学ぶ研修や施設等での実習、里親同士の交流会を通じて、里親の養育力向上を図っています。

【フォスティング機関】

- 里親支援機関としての専門性向上のため、外部の専門研修に参加したり、月１回外部の専門の方よりスーパーバイズしてもらう体制を構築するなど、専門性向上に向けた取組を行っています。

【その他（事業受託者）】

- 区が実施する研修に参加する機会を設ける等、児童福祉についての専門知識や区の取組み等への理解を進め、適切に事業を執行できるよう努めています。

(3) 課題

- 近年、ケアニーズが高い子ども、不登校の子どもが増えてきており、個別対応ケースや複数かつ様々な職種の職員での対応が必要になってきています。
- 人材育成・人材確保は、行政（児童相談所・子ども家庭支援センター）、児童福祉施設等、里親含め、社会的養育に携わる全ての職員の共通の今後の重要課題となっています。

(4) 今後の取組みの方向性

■ 人材育成に向けた取組みの推進

児童福祉の現場において、質の確保・向上に向けた育成、チームマネジメント力の強化に向けた取組みを推進します。

【児童相談所】

外部派遣研修も含め、ニーズに即した研修に参加できるよう、研修情報の収集、発信を行い、組織全体で、技術や知識の習得、専門性の向上に努めていきます。職員が研修に参加しやすい体制を構築し、相談支援の質の向上を目指します。

【子ども家庭支援センター】

社会状況の変化やその時々ニーズに応じ、適宜、研修内容の見直しを図りながら、引き続き、職層に応じた研修や相談会、事例検討等の様々な手法を用いた上で、効果的・効率的な知識の習得や専門性の向上に向けた取組みを推進します。

【児童養護施設・自立援助ホーム】

引き続き、区が実施する研修に参加する機会を設けるとともに、複合的な課題を抱えているケースも多くなっている背景も踏まえ、集合型・演習型の研修を行い、個別ケースに係る専門性の向上、ノウハウの共有化を行い、現場に還元できるよう工夫を行います。

また、施設における取組みが推進されるよう区が必要な支援を行い、施設の組織力の強化を図ります。

【里親、ファミリーホーム】

里親支援センターが里親家庭を適切にアセスメントしたうえで、里親家庭に必要なトレーニング等を提示しながら、計画的に養育力の向上を図っていきます。

■ 人材確保に向けた取組みの推進

児童福祉の人材確保・定着に向けて、啓発冊子や動画の作成等、児童福祉に関する理解を進める取組みややりがい・魅力の情報発信を行います。

<資源の整備量>

①児童相談所内の組織的、継続的な研修体系の強化

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
60%	65%	68%	70%	73%	75%

※受講した内容が業務に活かしているかのアンケート結果（知識の活用度）により把握

②子ども家庭福祉の魅力・やりがい情報発信の実施回数（回）

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0	1	1	1	1	1

③研修等の実施回数、受講者数【再掲】

資源	現在の取組み状況	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護所、里親・ファミリーホーム、施設、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数（回/人）	詳細は P32 参照					
子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修等）の受講者数（人）	68	66	64	63	62	61
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	5 回 75 人	5 回 69 人	5 回 69 人	5 回 66 人	5 回 66 人	5 回 66 人
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数（回/人）	10 回 325 人	10 回 325 人	10 回 325 人	10 回 325 人	10 回 325 人	10 回 325 人
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施（回）	8	8	8	8	8	8
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数（人）	10	10	10	10	10	10
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数（回/人）	13 回 97 人	13 回 100 人	13 回 100 人	13 回 100 人	13 回 100 人	13 回 100 人

第5章 代替養育を必要とする児童数の再推計と確保量

1 代替養育を必要とする児童数の再推計

【現行計画における推計方法】

- (1) 令和3年から令和11年までの世田谷区の児童人口（0歳～17歳）
推計方法：世田谷区将来児童人口推計（平成29年7月）をもとに推計
- (2) 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）
推計方法：養護相談件数、養護相談件数の推計値に対する新規措置比率（都の比率）から推計
- (3) 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）
推計方法：在籍児童数の推計値に対する退所児童比率（都の比率）から推計
- (4) 潜在需要
推計方法：①在宅指導中児童数の推計値のうち「施設・里親等の利用が可能だったが、児童本人の希望等により利用しなかった」割合（都の比率）より、潜在需要として推計
②虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検（文科省）結果を活用し、都の比率を用いて「潜在的な児童虐待事案のうち入所措置等を必要とする可能性のある児童」を推計
- (5) (1)～(4) を踏まえ、各年度における代替養育が必要な児童数を推計

【算定式】

代替養育を必要とする児童数の推計＝

現在の措置児童数＋（新規措置児童数－退所児童数）＋（潜在需要の推計①＋②）

※現行計画（令和3年4月時点）においては、世田谷区児童相談所を開設して日が浅く、過去の実績がなかったため、都の推計方法や都の比率を用いて、世田谷区将来児童人口推計をもとに推計を行いました。

【再推計にあたっての考え方】

現行計画（令和3年4月時点）の推計値とこれまでの実績に大きな乖離があることから、中間見直しにおいて、再推計を行います。

再推計にあたっては、都区間においては、児童養護施設等を広域利用しているため、「代替養育を必要とする児童数と確保量」の推計方法について、都区間の整合性を図る必要があることから、基本的には、都と同一の推計方法を用いて推計を行い、この間の実績を踏まえ、区の比率を用いて算定を行います。

潜在需要②については、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、「予防的支援による家庭維持の見込み数」を新たに算出します。

【再推計方法】

（１）令和7年から令和11年までの世田谷区の児童人口推計（0歳～17歳）

推計方法：世田谷区将来児童人口推計（令和5年7月）をもとに推計

（２）新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）

推計方法：養護相談件数、養護相談件数に対する新規措置児童数の区の実績（区の比率）から推計

（３）自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）

推計方法：在籍児童数に対する退所児童数の区の実績（区の比率）から推計

（４）潜在需要

推計方法：①世田谷区児童相談所への調査で、在宅指導中の児童のうち「施設・里親等の利用が可能だったが、児童本人の希望等により利用しなかった」割合を把握し、潜在需要として推計

NEW

②在宅指導中児童で、施設等の利用が可能であったが利用できなかった児童のうち、家庭支援事業（ショートステイ事業、養育支援等ホームヘルパー訪問事業）を利用して家庭維持をしている児童数を把握し潜在需要（予防的支援による家庭維持の見込み数）として推計

（５）（１）～（４）を踏まえ、各年度における代替養育が必要な児童数を推計

【算定式】

代替養育を必要とする児童数の推計＝

現在の措置児童数＋（新規措置児童数－退所児童数）＋（潜在需要の推計①－潜在需要の推計②）

(1) 令和7年から令和11年までの世田谷区の児童人口推計（0歳～17歳）

区 分	R5 年度 (実績)	R7 年度 (5 年目)	R8 年度 (6 年目)	R9 年度 (7 年目)	R10 年度 (8 年目)	R11 年度 (9 年目)
児童人口推計	127,140 人	125,317 人	124,162 人	122,837 人	121,388 人	119,561 人

※「世田谷区将来児童人口推計(令和5年7月)」より

(2) 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）の再推計

<これまでの実績値> ※各年度3月31日時点（児童人口は各年1月1日現在）

区 分	R2 年度	R3 年度 (1 年目)	R4 年度 (2 年目)	R5 年度 (3 年目)
児童人口	128,581 人	128,949 人	128,158 人	127,140 人
相談件数	1,431 人	1,579 人	1,650 人	1,648 人
新規措置比率	1.54%	1.71%	1.45%	1.58%
新規措置児童数	22 人	27 人	24 人	26 人

- 児童人口は令和3年度をピークに減少傾向にあるものの、相談件数（令和5年度実績除く）は増加傾向にあります。

【再推計方法】

児童人口推計をもとに、児童相談所における養護相談対応件数を推計（相談件数推計）します。

相談件数推計は、令和4年度から令和5年度までの相談件数を児童人口で割った比率の平均1.30%を児童人口推計に掛けて算出します。

新規措置児童数推計は、令和3年度から令和5年度までの新規措置比率の平均1.58%を相談件数推計に掛けて算出します。

<再推計値（令和6年11月8日時点）>

区 分	R5 年度 (実績)	R7 年度 (5 年目)	R8 年度 (6 年目)	R9 年度 (7 年目)	R10 年度 (8 年目)	R11 年度 (9 年目)
児童人口推計	127,140 人	125,317 人	124,162 人	122,837 人	121,388 人	119,561 人
相談件数推計	1,648 人	1,629 人	1,614 人	1,597 人	1,578 人	1,554 人
新規措置比率	1.58%	1.58%	1.58%	1.58%	1.58%	1.58%
新規措置児童数	26 人	26 人	26 人	25 人	25 人	25 人

(3) 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）の再推計

<これまでの実績値>

	区 分	R2 年度	R3 年度 (1 年目)	R4 年度 (2 年目)	R5 年度 (3 年目)
実績値	前年度措置児童数	122 人	101 人	105 人	93 人
	退所児童数比率	35.25%	22.77%	34.29%	32.26%
	退所児童数	43 人	23 人	36 人	30 人

【再推計方法】

自立や家庭復帰、養子縁組成立等により、代替養育の必要がなくなった児童を推計します。

前年度措置児童数に、措置児童数に対する退所児童数の比率（退所児童数比率）の令和4年度から5年度までの2か年平均33.3%を掛けて退所児童数を推計します。

<再推計値（令和6年11月8日時点）>

	区 分	R5 年度 (実績)	R7 年度 (5 年目)	R8 年度 (6 年目)	R9 年度 (7 年目)	R10 年度 (8 年目)	R11 年度 (9 年目)
再推計値	前年度措置児童数	93 人	85 人	83 人	81 人	79 人	78 人
	退所児童数比率	32.26%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%
	退所児童数	30 人	28 人	28 人	27 人	26 人	26 人

(2)(3)の再推計により、各年度において、前年度の措置児童数に、新規措置児童数から退所児童数の差引を足した結果、措置児童数の推計（再推計値）は、以下のとおりとなります。

<再推計値（令和6年11月8日時点）>

	区 分	R5 年度 (実績)	R7 年度 (5 年目)	R8 年度 (6 年目)	R9 年度 (7 年目)	R10 年度 (8 年目)	R11 年度 (9 年目)
再推計値	措置児童数	89 人	83 人	81 人	79 人	78 人	77 人

参考<これまでの実績値>

	区 分	R2 年度	R3 年度 (1 年目)	R4 年度 (2 年目)	R5 年度 (3 年目)
実績値	措置児童数	101 人	105 人	93 人	89 人

(4) 潜在需要の再推計

【潜在需要①】在宅指導中で施設等の利用が可能であったが、児童本人が希望しなかったことなどにより利用できなかった児童数（再推計）

① 児童相談所による在宅指導中の児童数の推計値

<これまでの実績値> ※時点把握

実績値	区 分	R2 年度	R3 年度 (1 年目)	R4 年度 (2 年目)	R5 年度 (3 年目)
	在宅指導中児童数	139 人	146 人	155 人	156 人

【再推計方法】

在宅指導中児童数が増加傾向にあることを踏まえ、令和3年度から令和5年度までの在宅指導中児童比率（児童人口に対する在宅指導中児童数の割合）の伸び率の平均0.005%を用いて在宅指導中児童比率を推計し、各年度における児童人口推計に掛けて、児童相談所による在宅指導中の児童数を推計します。

<再推計値（令和6年7月29日時点）>

※時点把握

再推計値	区 分	R5 年度 (実績)	R7 年度 (5 年目)	R8 年度 (6 年目)	R9 年度 (7 年目)	R10 年度 (8 年目)	R11 年度 (9 年目)
	在宅指導中児童数	156 人	163 人	168 人	172 人	176 人	179 人

② 在宅指導中児童数に、施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童数の推計値

<これまでの実績値> ※年間把握

実績値	区 分	R5 年度 (3 年目)
	施設	13 人
	里親	3 人
	合計	16 人

【再推計方法】

在宅指導中児童数に、施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童の割合（施設 8.3%、里親等 1.9%（令和5年度世田谷区児童相談所調査結果））を掛けます。

<再推計値（令和6年7月29日時点）>

※年間把握

再推計値	区 分	R7 年度 (5 年目)	R8 年度 (6 年目)	R9 年度 (7 年目)	R10 年度 (8 年目)	R11 年度 (9 年目)
	施設	14 人	14 人	14 人	15 人	15 人
	里親	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	合計	17 人	17 人	17 人	18 人	18 人

【潜在需要の推計②（予防的支援による家庭維持の見込み数）（新規算定）】

【推計方法】

在宅指導中児童で、施設等の利用が可能であったが利用できなかった児童のうち家庭支援事業（ショートステイ事業、養育支援等ホームヘルパー訪問事業）を利用して家庭維持をしている児童数を推計します。

- ① 在宅指導中児童で、施設等の利用が可能であったが利用できなかった児童の推計値は、【潜在需要①】の推計値を用います。
- ② ①の児童のうち、家庭支援事業を利用している児童の割合（令和5年度実25%）を掛けて、「予防的支援による家庭維持の見込み数」を算定します。

<（新規）推計値（令和6年7月29日時点）>

	区 分	R7 年度 (5 年目)	R8 年度 (6 年目)	R9 年度 (7 年目)	R10 年度 (8 年目)	R11 年度 (9 年目)
(新規) 推計値	①在宅指導中で施設等の利用 ができなかった児童	17 人	17 人	17 人	18 人	18 人
	② ①のうち家庭支援事業事 を利用している児童数	4 人	4 人	4 人	5 人	5 人

(5) 代替養育が必要とする児童数の再推計【結果】

<現行計画の推計値(令和3年4月時点)>

推計値	区 分	R2 年度 (10月1日現在)	R6 年度 (4年目)	R8 年度 (6年目)	R11 年度 (9年目)
	3歳未満	13人	26人	29人	32人
	3歳以上就学前	8人	28人	31人	34人
	学童期以降	96人	202人	227人	251人
	合計	117人	256人	287人	317人

<これまでの実績値>

※各年度3月31日時点

実績値	区 分	R2 年度 (10月1日現在)	R3 年度 (1年目)	R4 年度 (2年目)	R5 年度 (3年目)
	3歳未満	13人	12人	10人	5人
	3歳以上就学前	8人	8人	4人	9人
	学童期以降	96人	85人	79人	75人
	合計	117人	105人	93人	89人

【これまでの評価・分析】

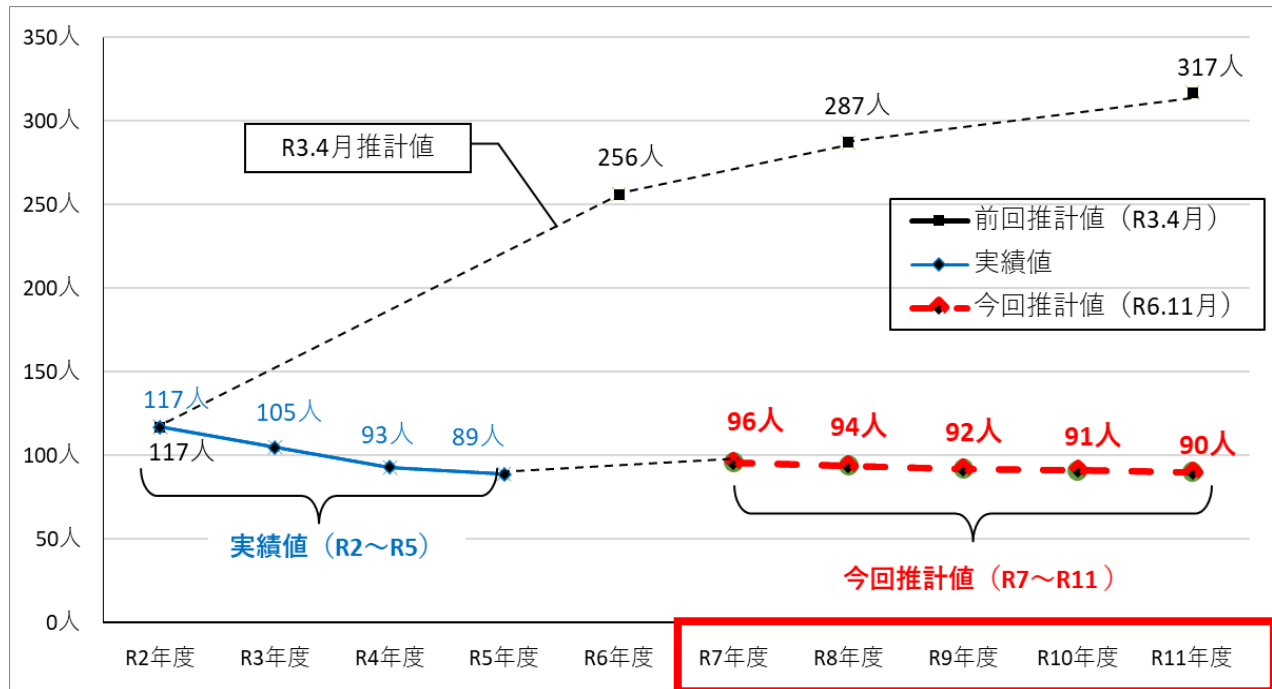
- ・区では、令和2年4月の児童相談所開設以降、
 - ①児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援(在宅支援)
 - ②児童が家庭において養育されるよう親子再統合支援等による家庭復帰に向けた取り組み等を重点的に行ってきた結果、代替養育が必要な児童数が減少しています。

<再推計値(令和6年11月8日時点)>

再推計値	区 分	R5 年度 (実績)	R7 年度 (5年目)	R8 年度 (6年目)	R9 年度 (7年目)	R10 年度 (8年目)	R11 年度 (9年目)
	合計	89人	96人	94人	92人	91人	90人

- 再推計の結果、在宅指導中の児童数が増加傾向であることから、潜在需要を見込み、代替養育を必要とする児童数はほぼ横ばいの見込みとなりました。

<代替養育を必要とする児童数の推移>



<参考：再推計値一覧>

	実績				再推計					
	R2	R3	R4	R5	R6(参考)	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口	128,581	128,949	128,158	127,140	126,324	125,317	124,162	122,837	121,388	119,561
相談件数	1,431	1,579	1,650	1,648	1,642	1,629	1,614	1,597	1,578	1,554
新規措置児童数	22	27	24	26	26	26	26	25	25	25
退所児童数	43	23	36	30	30	28	28	27	26	26
措置児童数	101	105	93	89	85	83	81	79	78	77
潜在需要					16	17	17	17	18	18
家庭維持見込数					4	4	4	4	5	5
代替養育が必要な児童数	117	105	93	89	97	96	94	92	91	90

措置児童の年齢別構成比率（令和3年度末～令和5年度末時点の3か年平均）を、各年度の代替養育を必要とする児童数に乗じて、各年齢区分別の児童数を算出し

<再推計値【年齢区分別】（令和6年11月8日時点）>

再推計値 (年齢区分別)	区分	R5年度 (実績)	R7年度 (5年目)	R8年度 (6年目)	R9年度 (7年目)	R10年度 (8年目)	R11年度 (9年目)
	3歳未満	5人	9人	9人	8人	8人	8人
	3歳以上就学前	9人	7人	7人	7人	7人	7人
	学童期以降	75人	80人	78人	77人	76人	75人
	合計	89人	96人	94人	92人	91人	90人

2 里親等委託率及び登録数の目標（見直し）

（１）里親等委託率の目標値（見直し）

<現行計画の目標値(令和３年４月時点)>

見直し前	区分	R2 年度 (10月１日時点)	R6 年度 (４年目)	R8 年度 (６年目)	R11 年度 (９年目)
	３歳未満	４人 30.8%	20人 76.9%	22人 75.9%	24人 75.0%
	３歳以上就学前	３人 37.5%	21人 75.0%	24人 77.4%	26人 76.5%
	学童期以降	17人 17.7%	101人 50.0%	114人 50.2%	126人 50.2%
	合計	24人 20.5%	142人 55.5%	160人 55.7%	176人 55.5%

※％は里親等委託率

<これまでの実績値>

※各年度３月３１日時点

実績値	区分	R2 年度 (10月１日時点)	R3 年度 (１年目)	R4 年度 (２年目)	R5 年度 (３年目)
	３歳未満	４人 30.8%	１人 8.3%	２人 20.0%	０人 0%
	３歳以上就学前	３人 37.5%	３人 37.5%	３人 75.0%	６人 66.7%
	学童期以降	17人 17.7%	21人 24.7%	20人 25.3%	20人 26.7%
	合計	24人 20.5%	25人 23.8%	25人 26.9%	26人 29.2%

※％は里親等委託率

【これまでの評価・分析】

- 里親等委託の推進にあたっては、まずは家庭で養育されるように支援を行い、代替養育が必要になった子どもについても早期の家庭復帰を目指した結果、里親等委託率は微増していますが、目標の数値とは乖離が生じています。
- ですが、特に3歳児以上就学前児童については、乳児院から家庭復帰が見込まれない児童の場合の措置変更については里親等委託を優先し、またサインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入し、家庭復帰に向けて取り組んでいます。
- 里親等への委託が進まない理由としては、子どもが抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えていることや、実親が「里親に子どもをとられるのでは」といった不安を抱く傾向があり、里親等委託に対する同意を得ることが難しいこと等が挙げられます。また、中途養育の難しさや、近年、ケアニーズが高い子どもが増えてきており、子どもの最善の利益の観点からも、専門的ケアを行うことができる施設等への措置を行うケースがあります。
- 一方で、とりわけ乳幼児については、愛着形成において重要な時期であることから、家庭養育優先原則を十分に踏まえ、里親等委託をさらに進める必要があります。
- 加えて、子どもの最善の利益の観点から、できる限り家庭的環境において養育されるよう、里親への一時保護委託を優先しており、令和5年度には前年度比で3倍の一時保護委託を受け入れています。また、実親による養育が困難な事例については、実親の意思を確認の上、特別養子縁組の可能性を探り、特別養子縁組につなげることを基本方針としています。「里親等委託」という形ではなく、子どもの健やかな育ちを保障する様々な機会において、里親家庭の持つ資源を活用し、チーム養育として子どもを支える取組みを推進しています。

【見直しの方向性】

- ◆ 特に愛着形成において重要な時期である3歳未満の児童については、「家庭養育優先原則」にもとづき、乳幼児短期緊急里親の導入（令和7年度試行実施）により、令和11年度までに「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%）の達成を目指します。
- ◆ 学童期以降の児童については、専門的ケアが必要な子どもが増えている状況等も鑑み、「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（学童期以降50%以上）を目標値に置くのではなく、子どもの最善の利益の観点から、個々の状況に応じた措置を行うことを方針とします。
- ◆ 目標値は下げますが、里親等への委託が進んでいる先進自治体の取組み等を参考に、児童相談所の体制強化や実親の理解を得やすくするための取組み、未委託家庭の養育力向上に向けた取組み等により、里親等委託のさらなる推進を進めます。

<見直し後の目標値（令和6年11月8日時点）>

【考え方】

- 「代替養育を必要とする児童数の推計」に基づき、3歳未満については、令和11年度に「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上）の達成を目指します。
- 3歳以上就学前については、これまでの取組みを継続し、令和4年度の75.0%を維持し、目標値として設定します。
- 学童期以降については、令和5年度に前年度比で1.4%増加していることから、これまでの取組みをさらに進め、令和11年度までに令和5年度実績から+8.4%上げることを目標に、目指すべき里親委託数は次のとおりとします。

見直し後の 数値目標	区分	R5 年度 (実績)	R7 年度 (5 年目)	R8 年度 (6 年目)	R9年度 (7年目)	R10年度 (8年目)	R11 年度 (9 年目)
	3歳未満	0 人 0%	2 人 25.0%	3 人 37.5%	4 人 50.0%	5 人 62.5%	6 人 75.0%
	3歳以上就学前	6 人 66.70%	5 人 75.0%	5 人 75.0%	5 人 75.0%	5 人 75.0%	5 人 75.0%
	学童期以降	20 人 26.70%	24 人 29.5%	24 人 30.9%	25 人 32.3%	26 人 33.7%	26 人 35.1%
	合計	26 人 29.20%	31 人 32.3%	32 人 34.0%	34 人 37.0%	36 人 39.6%	37 人 41.1%

※%は里親等委託率

【参考：一時保護委託を受けている区内里親数】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
一時保護委託	15(区児童 15)	10(区児童 8)	9(区児童 9)	33(区児童 28)

【参考：区内里親における特別養子縁組の成立状況】

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特別養子縁組の成立状況	5件(区児童1件)	4 件(区児童 1 件)	3 件(区児童1件)

(2) 里親等登録数の目標値（見直し）

<現行計画の目標値(令和3年4月時点)>

見直し前	区分	R2 年度 (10月1日時点)	R6 年度 (4年目)	R8 年度 (6年目)	R11 年度 (9年目)
	委託児童数 (目標)(A)	24 人	142 人	160 人	176 人
	里親等登録数※ ¹ ($A \times 1.49$ ※ ²)	81※ ³ 家庭	212 家庭	238 家庭	262 家庭

※1 二重登録は含まない

※2 里親等委託数の目標数に対し、必要となる登録家庭数の係数

※3 現行計画では、44 家庭（養育家庭のみの数字）と記載しているが、正しくは 81 家庭。

<これまでの実績値>

※各年度3月31日時点

実績値	区分	R2 年度 (10月1日時点)	R3 年度 (1年目)	R4 年度 (2年目)	R5 年度 (3年目)
	委託児童数	24 人	25 人	25 人	26 人
	里親等登録数	81 家庭	93 家庭	104 家庭	99 家庭

- 里親等登録数を増やすため、東名高速道路への横断幕の設置や制度説明会の実施、SNS 等を活用した普及啓発等の取組みを進め、児童相談所開設以降、着実に里親登録数は増えていますが、目標の数値とは乖離が生じています。

※令和5年度は新規登録に対し登録抹消(特に養子縁組里親)が多かったため、減となっている。

<見直し後の目標値（令和6年10月22日時点）>

【算定方法】

区における令和5年度末時点の全里親等登録家庭（ファミリーホームを除く）のうち、委託中の家庭は約 26%であったことを踏まえると、里親等委託すべき児童数の約 3.8 倍の登録家庭が必要になると見込まれます。

里親等登録が進んでいる自治体ほど、里親等委託率が高いという実態があること、また近年、ケアニーズが高い子どもが増えてきており、子どもの最善の利益を第一に里親等委託（子どもと里親のマッチング）を進めるためにも、里親等登録数をさらに増やす必要があります。

これに基づき、各年度における里親等委託数（ファミリーホームを除く）の目標数に対し、必要となる登録家庭数の係数（3.8 倍）を乗じ、ファミリーホームを引き続き 2 か所維持していくとすると、各年度における登録家庭数の必要見込み量は下表のとおりと見込まれ、この見込み量をもって区の里親等登録数の目標整備量として定めます。

見直し後の
目標値

区分	R5年度 (実績)	R7年度 (5年目)	R8年度 (6年目)	R9年度 (7年目)	R10年度 (8年目)	R11年度 (9年目)
委託児童数	26	31	32	34	35	37
(ファミリーホーム委託児童)	1	4	4	4	4	4
(里親等委託児童) A	25	27	28	30	31	33
里親等登録数	99	105	108	116	120	127
(ファミリーホーム数)	2	2	2	2	2	2
(里親等登録数) A×3.8	97	103	106	114	118	125

【里親種別内訳】

区分	R5年度 (実績)	R7年度 (5年目)	R8年度 (6年目)	R9年度 (7年目)	R10年度 (8年目)	R11年度 (9年目)
養育家庭	59	63	66	74	78	85
(うち専門養育家庭)	2	4	5	6	7	8
養子縁組里親	40	42	42	42	42	42
親族里親	0	0	0	0	0	0
里親等登録数(合計)	99	105	108	116	120	127

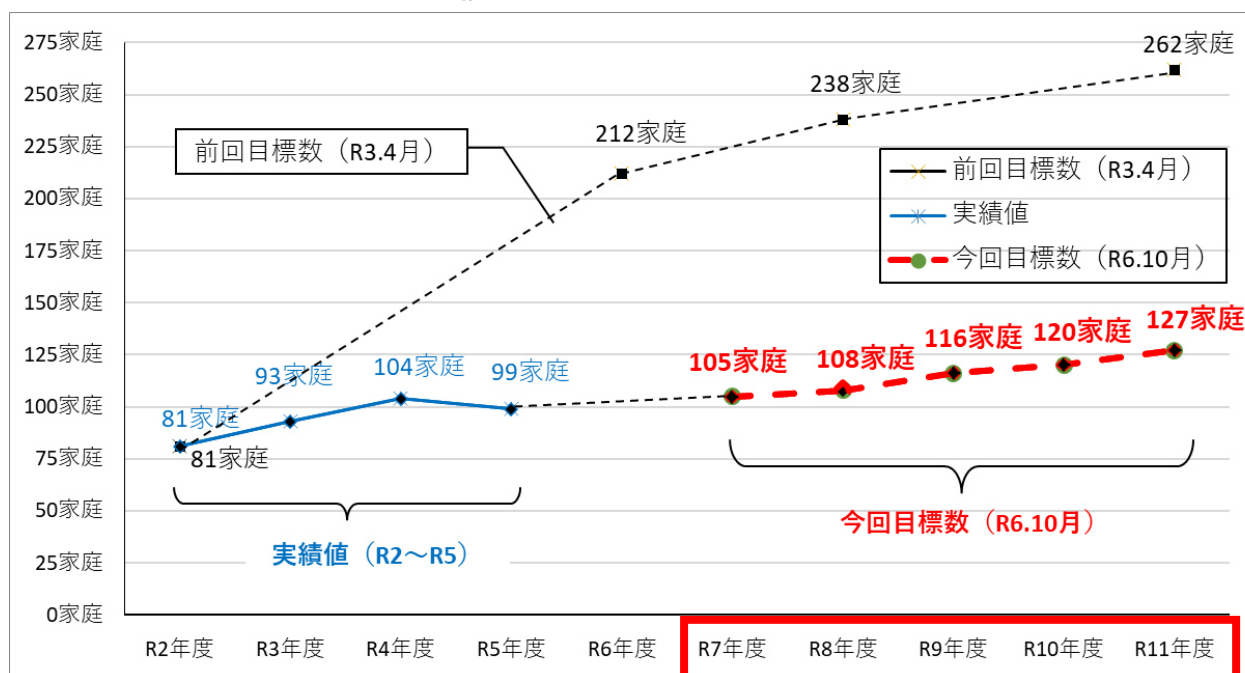
【見直しの考え方】

①代替養育を必要とする児童数の減少 ②里親等委託率の見直し

により、令和3年4月の里親等登録数の目標数を下方修正し、新たな里親等登録数の目標数を設定します。

現行計画の目標数より下がりますが、子どもと里親のマッチングのために十分な里親数を確保する必要があることから、里親等登録数を増やすための取組みを推進します。

<里親等登録数の目標数の推移>



3 施設での養育が必要な児童数及び小規模かつ地域分散化の目標

(1) 施設で養育が必要な児童数（再推計）

< 現行計画の推計値（令和3年4月時点） >

< これまでの実績値 >

※各年度3月31日時点

実績値

区 分	R2 年度 (10月1日現在)	R3 年度 (1年目)	R4 年度 (2年目)	R5 年度 (3年目)
3歳未満	7人	11人	8人	5人
3歳以上就学前	7人	5人	1人	3人
学童期以降	79人	64人	59人	55人
合計	93人	80人	68人	63人

< 再推計値（令和6年11月8日時点） >

【再推計方法】

代替養育を必要とする児童数の推計から、里親等への委託児童数の推計を差し引き、施設での養育を必要な児童数を推計します。

再推計値

区 分	R5 年度 (実績)	R7 年度 (5年目)	R8 年度 (6年目)	R9年度 (7年目)	R10年度 (8年目)	R11年度 (9年目)
3歳未満	5人	7人	6人	4人	3人	2人
3歳以上就学前	3人	2人	2人	2人	2人	2人
学童期以降	55人	56人	54人	52人	50人	49人
合計	63人	65人	62人	58人	55人	53人

(2) 必要な施設定員数

< 現行計画の推計値(令和3年4月時点) >

推計値	区 分	R2 年度 (10月1日現在)	R3 年度 (1年目)	R4 年度 (2年目)	R5 年度 (3年目)	R6 年度 (4年目)	R8 年度 (6年目)	R11 年度 (9年目)
	3歳未満	—	2人	4人	6人	8人	9人	10人
	3歳以上就学前	—	7人	7人	7人	7人	7人	8人
	学童期以降	—	103人	104人	105人	106人	119人	132人
	合計	110人	112人	115人	118人	121人	135人	150人
	合計(3歳未満除く)		110人	111人	112人	113人	126人	140人

※「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画（令和3年12月）」より

< これまでの実績値 >

※各年度3月31日時点

実績値	区 分	R2 年度 (10月1日現在)	R3 年度 (1年目)	R4 年度 (2年目)	R5 年度 (3年目)
	合計	110人	110人	112人	112人

※区内児童養護施設においては年齢区分による施設定員の区分けは行っていない。

- 区内児童養護施設においては、これまで施設整備等を行い、必要な施設定員数を確保しています。

【参考：区内施設の入所状況】

	R3年度 (3月31日時点)		R3年度(1年目)		R4年度(2年目)		R5年度(3年目)	
入所児童数	95	(うち区の児童10)	95	(うち区の児童13)	93	(うち区の児童14)	100	(うち区の児童14)
本体施設	46	(うち区の児童2)	49	(うち区の児童6)	46	(うち区の児童9)	48	(うち区の児童12)
グループホーム	49	(うち区の児童8)	46	(うち区の児童7)	47	(うち区の児童5)	52	(うち区の児童2)

【施設定員数の考え方】

- 区には乳児院がないことから、乳児院への措置が必要な場合は、区外の乳児院への入所措置を行っています。引き続き、区外の乳児院との連携を図りながら、必要量の確保に努めるものとします。
- 都区間においては児童養護施設等を広域利用しており、令和5年度においては、施設入所児童数の約8割以上が他自治体から措置されていること、また、これまでの施設の入所率の状況等も鑑み、現在の施設の定員数を維持する必要があります。

(3) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の目標

令和3年12月に策定した「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」においては、令和6年度までの児童養護施設の小規模かつ地域分散化の目標を定めており、令和7年度以降の取組みについては、世田谷区社会的養育推進計画の見直しに合わせて、改めて検討するとしていました。

中間見直しに合わせて、令和7年度以降の目標については、本計画に内包し、目標を定めます。

【小規模かつ地域分散化により目指すもの】

- 施設を小規模化することにより、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境」を実現するとともに、施設の職員が子ども一人ひとりの特性に対して質の高い個別的なケアが実現できる体制の整備を目指します。
- 子どもは地域において育成されるという観点に立ち、施設の地域分散化をとおし、施設が地域と連携を図り、入所している子どもが地域社会と関わりを持ちながら健全に育成されるよう取組みを推進しています。

< 現行計画の目標値(令和3年12月時点) >

区分		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
主な取組み		—	・グループホーム の定員引き下げ ・グループホーム 2か所設置	・グループホーム 及びユニットの 定員引き下げ ・グループホーム 1か所設置	・グループホーム 3か所設置
本体施設 (ユニット)	6人以上定員	8ユニット	8ユニット	8ユニット	6ユニット程度
	5～4人定員	—	—	—	—
	定員数	52人	52人	49人程度	36人程度
グループホーム	6人以上定員	9か所	6か所程度	5か所程度	5か所程度
	5～4人定員	1か所	6か所程度	8か所程度	11か所程度
	か所数	10か所	12か所程度	13か所程度	16か所程度
	定員数 (※)	58人 (52.7%)	60人程度 (53.6%)	63人程度 (56.3%)	77人程度 (68.1%)
合計定員数		110人	112人程度	112人程度	113人程度

※施設の合計定員数に対するグループホーム定員数の割合

<これまでの実績>

区分		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末 (見込)
主な取組み		—	・グループホーム の定員引き下げ ・グループホーム 2か所設置	・グループホーム 及びユニットの 定員引き下げ ・グループホーム 1か所設置	・小規模グルー プケア経過措置 の終了に伴う定 員変更
本体施設 (ユニット)	6人以上定員	8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット
	5～4人定員	—	—	—	—
	定員数	52人	52人	49人	48人
グループホーム	6人以上定員	9か所	6か所	5か所	5か所
	5～4人定員	1か所	6か所	8か所	8か所
	か所数	10か所	12か所	13か所	13か所
	定員数 (※)	58人 (52.7%)	60人 (53.6%)	63人 (56.3%)	64人 (57.1%)
合計定員数		110人	112人	112人	112人

※施設の合計定員数に対するグループホーム定員数の割合

【社会福祉法人 東京育成園の取組み】

(令和4年度)

- ・前年度定員6人のグループホーム3か所を定員4人に引き下げる。(小規模化)
- ・新たに定員4人のグループホームを2か所設置する。(地域分散化)

(令和6年度)

- ・国の小規模グループケア(定員6名)経過措置終了に伴う定員変更。(前年度7人定員のユニット1か所を定員6人に引き下げる代わりに、前年度4人定員のグループホーム1か所を定員5人にし、合計定員数を維持する。)

【社会福祉法人 福音寮の取組み】

(令和5年度)

- ・前年度7人定員のユニット3か所を定員6人に引き下げる。(小規模化)
- ・前年度6人定員のグループホーム1か所を定員5人に引き下げるとともに、サテライト型グループホーム※移行を見据え、移転する。(小規模化、地域分散化)
- ・新たに定員4人のグループホーム(サテライト型グループホームに移行予定)を1か所設置する。(地域分散化)

※サテライト型グループホーム…施設の地域偏在解消とグループホームの安定的な運営及び地域支援の充実を図るために設置されたグループホーム(都補助事業)。

【これまでの評価・分析】

○区内児童養護施設においては、できる限り良好な家庭環境の促進を図るため、グループホームの新規整備を行い、本体施設（ユニット）の定員を引き下げるとともに、既存のグループホームの定員を6名から4～5名に引き下げ、さらなる小規模かつ地域分散化に取り組みました。

○現行計画においては、令和6年度にグループホームの3か所設置を予定していましたが、小規模かつ地域分散化を進めるにあたっては、本体施設から離れた場所で、少人数の職員体制で支援を行う必要があり、組織管理運営上の点から、これ以上の小規模かつ地域分散化は困難と判断し、設置しないこととしました。

【区における小規模かつ地域分散化の目標（令和7～11年度）】

- 令和11年度までに、各グループホームの定員を4～5人になるよう整備します。
- すでに小規模化されたユニット等においても、入所児童の生活環境向上のための取り組みを進めます。

<年次別目標（令和7～11年度）>

区分		令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末	令和11年度末
主な取組み		・ユニット個室化のための整備 ・サテライト型施設の設置(グループホーム1か所設置) ・グループホーム1か所設置、1か所移転 ・グループホームの定員引き下げ	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
本体施設 (ユニット)	6人以上定員	8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット
	定員数	48人	48人	48人	48人	48人
グループホーム	6人定員	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)
	5～4人定員	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	か所数	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
	定員数 (※)	64人 (57.1%)	64人 (57.1%)	64人 (57.1%)	64人 (57.1%)	64人 (57.1%)
合計定員数		112人	112人	112人	112人	112人
※施設の合計定員数に対するグループホーム定員数の割合						

【社会福祉法人 東京育成園の取り組み】

(令和7年度)

- ・入所児童の生活環境向上のため、6人定員のユニット3か所の個室化の整備。

(令和7～11年度)

- ・多機能化・機能転換に向けた園舎改築整備に向けた検討。

【社会福祉法人 福音寮の取り組み】

(令和7年度)

- ・前年度6人定員のグループホーム3か所を定員4人に引き下げる。(小規模化)
- ・新たに定員4人のグループホームを2か所(うち1か所は、サテライト型グループホームに移行予定)設置する。(高機能化、地域分散化)
令和5年度に設置したグループホーム1か所を含め、サテライト型グループホームとし、砧・玉川地域に3か所のグループホームを展開する。
- ・6人定員のグループホーム1か所を移転するとともに、定員4人に引き下げる。
(高機能化、小規模化)

第6章 参考資料

1 計画策定の経過

(1) 世田谷区児童福祉審議会臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）による検討

本計画の策定にあたっては、学識経験者や児童養護施設関係者、区民委員等で構成される「世田谷区児童福祉審議会」のもとに臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）を設置し、計画内容について検討いただきました。

【世田谷区児童福祉審議会の審議経過】

年度	開催日	主な議題
令和5年度	令和6年1月19日(金)	世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)の策定にあたっての考え方について(諮問)
令和6年度	令和6年6月28日(金)	臨時部会(世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)に関する検討部会)の検討状況について
	令和6年12月4日(水)	・世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)の策定にあたっての考え方について(答申)

【臨時部会(世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)に関する検討部会)の審議経過】

年度	部会	開催日	主な議題
令和年度	第1回	令和6年2月28日(水)	・見直しの進め方について ・現行計画の取組み状況の評価・検証について
	第2回	令和6年3月25日(月)	・現行計画の取組み状況の評価・検証について ・ヒアリングの実施方法についての検討
令和6年度	第3回	令和6年4月14日(日)	・支援者ヒアリング(里親、児童養護施設等職員)
	第4回	令和6年5月20日(月)	・骨子案(案)について
	第5回	令和6年7月 1日(月)	・素案(案)について
	第6回	令和6年10月 29 日(火)	・案(案)について
	第7回	令和6年11 月 18 日(月)	・答申(案)について

【世田谷区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿】

	氏名	所属等
1	明石 眞弓	世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長
2	池田 清貴	弁護士
3	◎ 川松 亮	明星大学人文学部福祉実践学科 常勤教授
4	田中 れいか	一般社団法人たすけあい 代表理事
5	能登 和子	NPO 法人東京養育家庭の会 理事長
6	平本 玲子	東京恵明学園乳児部 施設長
7	松田 雄年	児童養護施設 東京家庭学校 校長
8	松原 康雄	明治学院大学 名誉教授
9	山本 真知子	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科 准教授

(五十音順、敬称略、◎部会長)

(2) ヒアリング調査、アンケート調査

本計画の策定にあたっては、子ども、支援者へのヒアリング調査、アンケート調査を実施しています。調査の概要は下表のとおりです。

【ヒアリング調査 概要】

調査対象	【子ども】	①一時保護所入所児童 ②児童養護施設入所児童 ③里子 ④児童養護施設退所者等
	【支援者】	①里親家庭(養育里親・養子縁組里親) ②児童養護施設職員、自立援助ホーム職員
実施方法	・子どもヒアリングについては、児童福祉審議会臨時部会委員及び区職員が現地に伺い、座談会形式で対面にて実施した。 ・支援者ヒアリングについては、児童福祉審議会臨時部会(第3回)にて実施した。	
実施時期	【子ども】5月8日(水)、5月12日(日)、6月15日(土)、6月16日(日) 【支援者】4月14日(日)	
参加者数	【子ども】31名 【支援者】12名	

【アンケート調査 概要】

調査対象	① 区内外の児童養護施設で生活する区措置児童(小～高校生) ② 区内外の里親に委託されている区措置児童(小～高校生) ③ 区児童相談所または子ども家庭支援センターが関わり、在宅での児童福祉司指導や在宅支援※を受けている要保護児童(小～高校生) ※学生ボランティア派遣事業、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を利用中 または 区内母子生活支援施設に入居中 ④ 区内外の自立援助ホームで生活する区が委託した若者 ⑤ 児童養護施設退所者等
実施方法	郵送配布、郵送回収・インターネット回答
実施時期	令和6年5月27日(月)～6月10日(月)
回答率(数)	【全体】39.1%(配布数:243件 回答数:95件)

※調査結果は、「世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)アンケート調査(概要)」のとおり

2 用語解説

○ア行

愛着形成	特定の人との関係を通じて形成される心理的な絆。アタッチメントとも言う。
アウトリーチ	支援ニーズがあるが、保険・医療・福祉施設等の拠点におけるサービスでは利用することが困難な人に対して、状況に応じて専門スタッフが訪問して施設内と同等のサービスを提供するしくみ。
アセスメント	個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。
アフターケア	児童養護施設等の措置が解除され、自立した子どもに対して、継続的に支援を行うこと。
意見箱	子どもがいつでも考えや意見を投書できるよう、一時保護所や児童養護施設等に設置している箱。
一時保護	児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、一時保護所またはその他の施設等において児童を一時的に保護すること。
親子関係再構築支援 (親子再統合支援)	子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している親子関係の修復や再構築に取り組むこと。
PCIT(親子相互交流療法)	幼い子どもの心や行動の問題、育児に悩む親(養育者)に対し、親子の相互交流を深め、その質を高めることによって回復に向かうよう働きかける行動科学に基づいた心理療法。

○カ行

ケースマネジメント	困難な課題等を持ち支援を必要とする対象者に対して、事例の進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、把握、分析、調整等を行うこと。
ケースワーク	困難な課題等を持ち支援を必要とする対象者に対して個別的に接し、問題を解決できるように支援、援助していくこと。
(児童養護施設等の)広域利用	東京都と特別区児童相談所設置区において、児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設への措置を必要とする児童についてはその児童の最善の利益のため、管轄内に関わらず入所措置をすること。
子どもの権利ノート	児童相談所が、児童養護施設等に措置した子どもに対し配布している冊子。

○サ行

在宅指導	児童相談所がとる援助のひとつ。複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等に対し、児童福祉司による面接や家庭訪問、児童相談所への通所その他の方法により課題の解決に向けた指導等を行うこと。
サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ	オーストラリアで開発された児童虐待対応の手法のひとつであり、子どもと家庭に寄り添うためのケースワーク。児童相談所と家族が子どもの安全を継続的に守っていく方法を一緒に話し合い、家族の協力者も参加して、大人が全員で子どもの安全のためのプランを立て、試し、継続しているかをみていくもの。
里親支援センター	里親支援事業を行うほか、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者、その養育される児童、里親になろうとする者について、相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設。
サポートプラン	こども家庭センターにおいて、支援の必要性が高い妊産婦・子ども及びその家庭を中心に、課題解決のための支援方針を作成する過程で、対象者自身が自らの課題を理解し、状況の変化に応じて支援内容の見直しを行いながら効果的な支援を受けるために作成するもの。
自己効力感	目標を達成するための能力を自分が持っていることと認識すること。自分の可能性を認知していること。
児童自立支援施設	行動上の問題、特に非行問題を抱える児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
児童自立生活援助事業	義務教育終了後、児童養護施設等の措置を解除された者等に対し、共同生活を営む住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、また就業の支援等を行う事業。
児童福祉審議会	児童福祉法第 8 条に基づき、世田谷区児童福祉審議会条例により設置された区長の附属機関。委員は学識経験者及び区民のうちから、区長が委嘱する委員 25 人以内で構成されている。審議会には、児童福祉に関する専門的事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができ、里親部会、措置部会、児童虐待死亡事例等検証部会及び保育部会を設置している。

児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適用でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設の小規模化・地域分散化が推進されている。
児童養護施設の小規模化・地域分散化	本体施設の養育単位(ユニット)を小さくし、小規模グループケアとするとともに、地域のグループホームを増やしていくこと。
社会的養育	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育すること。
社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭の支援を行うこと。
社会的養護自立支援拠点事業	児童養護施設等の措置を解除された者や、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の社会での孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐことを目的として実施する事業。相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言を行うほか、関係機関との連絡調整を行う。
障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。
自立援助ホーム	児童自立生活援助事業の実施を必要とする若者が共同生活を送る家。
せたホッと(せたがやホッと子どもサポート)	子どもの人権を擁護し、救済を図るために条例によって設置された、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関。子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立て等により、調査、調整を行いながら、子どもの関係機関等に対して協力・改善を求めていく。
ソーシャルワーク	生活していく上での問題を、社会資源を用いて解決したり緩和したりすることで、質の高い生活を支援し、ウェルビーイングを目指していく社会福祉援助技術のひとつ。

〇タ行

代替養育	保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもを、里親等に委託し、または施設に入所させて養育すること。
チーム養育	里親が地域で孤立することなく子どもを養育していけるよう、児童相談所の調整のもと、関係機関がチームで養育を行う体制。

特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
特別養子縁組	子どもの福祉の増進を図るため、養子となる子どもの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。養親の請求に対し、家庭裁判所の決定により成立する。

○ナ行

乳児院	保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。
(世田谷版)ネウボラ	妊娠期から就学前までの切れ目ない支援を 行うことを目的として、区・医療・地域が連携し、すべての妊産婦や乳幼児を育てる家庭に寄り 添い相談支援を行う、顔の見える顔の見える ネットワーク体制。

○ハ行

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)	養育家庭等で一定経験のある方が、事業届出の上、自宅で5人または6人の子どもを養育する事業で、法人型と養育家庭移行型がある。
フォスタリング機関	里親制度の普及啓発、リクルート活動や、里親向けの研修・トレーニング、里子の養育支援等、里親が安心して子どもを養育できるよう包括的なサポートを行う機関。
母子生活支援施設	未婚や離婚・死別などの配偶者のいない女性や、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより実質的に夫婦としての共同生活が難しい状況にあり、養育すべき児童を有している世帯を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所後も相談その他の支援を行う施設。

○マ行

面前DV	子どもの見ている 前で、配偶者間で暴力を振るうこと。子どもに対する心理的虐待にあたる。
メンタルフレンド	家庭に引きこもりがちな子どもの話し相手・遊び相手として、児童相談所で活動する支援者。

○ヤ行

ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。
養育家庭	里親の種類のひとつ。養子縁組を目的とせずに、一定期間子どもを養育する里親。
養子縁組里親	里親の種類のひとつ。養子縁組を目的として、子どもを養育する里親。
要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。
要保護児童	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。
要保護児童支援協議会 (要保護児童対策地域協議会)	要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される子どもを守る地域ネットワーク。